

川陰をリードする。経済・生活・文化中核都市



1. 合併の必要性	
2. 計画策定の方針	
Ⅱ 新市の概況 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	
1. 位置と地勢・面積	
2. 歷史 ———————————————————————————————————	
3. 人口と世帯	
4. 産業	
Ⅲ 新市建設の基本方針 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■]
新市の将来像	
新市のまちづくりの基本理念 ―――――	
基本施策の方向と主要重点施策 ―――――	
新市の融合・一体化を図る12のプロジェクト	
地域別整備の方針	
地域の個性・魅力を伸ばす8つのプロジェクト ――――	
新市の住民交流・経済交流を深める連携交流軸の強化 ――――	
W 新市の主要施策 Marian Mari	
1. 都市基盤の整備	
(1) 道路交通網の整備 —————	
(2) 交通体系の整備	
(3) 市街地の整備	
(4) 魅力ある景観形成 ―――――	
(5) 河川・水辺周辺等の整備と保全 —————	
(6)港湾の整備	
(7) 地域情報通信の整備 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	
2. 生活環境の整備	
(1) 消防・防災体制の充実	<u></u>
(2) 住宅等の整備 ————	
(3) 公園緑地の整備 ————————————————————————————————————	
(4)居住環境・自然環境の整備 ————	
(5) ごみ処理体系の確立及び施設整備 ———	
(6) 交通安全 ————————————————————————————————————	
(7) 上水道事業の促進 ―――――	
(8) 下水道事業等の促進 ――――――	
(9) 市民相談 ————————————————————————————————————	

3. 教育・文化の振興	
(1) 学校教育の充実	64
(2) 生涯学習の推進	69
(3) 地域文化の振興	
(4) スポーツの振興 ――――	75
4. 保健・医療と福祉の充実	
(1) 保健予防・健康づくりの推進	<i>77</i>
(2) 医療体制の充実 ————————————————————————————————————	80
(3) 地域福祉の向上	83
(4) 児童福祉の向上	85
(5) 高齢者福祉の向上	88
(6) 障害者福祉の向上	91
5. 産業の振興	
(1)農林水産業の振興	94
(2) 工業の振興	100
(3) 商業の振興	103
(4) 観光の振興	106
(5) 雇用環境の整備促進 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	110
6. 連携・交流の促進	
(1) 新市内の連携・交流の推進	112
(2) 広域連携・他圏域との交流 ———————	
(3) 国際交流 ————————————————————————————————————	115
7. 住民参加と地域振興	
(1) コミュニティーづくりの推進と個性ある地域の形成 ―――	118
(2) 住民と行政の協働のまちづくり ――――	
(3) 人権施策の推進	
(4) 男女共同参画社会の形成 ————————————————————————————————————	125
8. 新市の行政運営	
(1) 開かれた市政と情報公開の推進 ―――――	127
(2) 健全で効率的な行財政運営の推進 —————	129
V 新市における島根県事業の推進 Manager Man	131
VI 公共施設の統合整備	133
MI 財政計画	134

I 序論

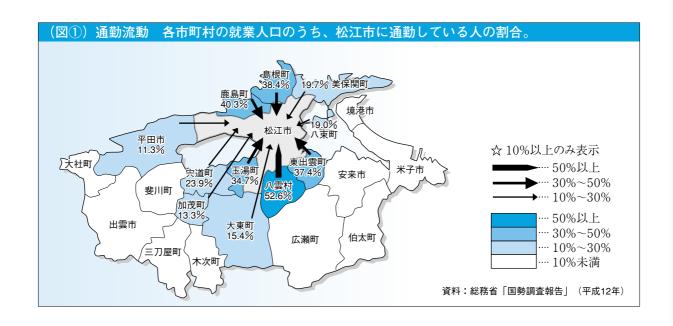
1.合併の必要性

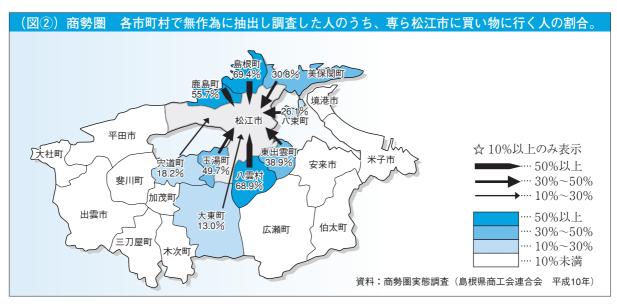
(1) 生活圏の一体化に伴う対応

松江・八束8市町村は住民の日常生活をはじめとして社会的経済的活動においても歴史的に深いつながりを有しています。近年の交通網の整備や情報通信技術の発達、経済活動の発展に伴い、ますますこの傾向が強まり、住民の交流が活発化する等、市町村区域を越えた一体的な圏域を形成してきています。従来の単独自治体による行政サービスの提供では、通勤・通学、買物、通院等の住民の日常生活における行動範囲に対応しているとは言い難い状況にあります。

このため、行政においても従来の行政区域を越えた、広域的かつ一体的な視点にたった対応が 強く求められてきています。

当圏域では既に一部事務組合を設置して、ごみ・し尿処理やリサイクル、消防救急、介護保険及び地域振興等の各分野において、一体的に広域行政に取り組んでいます。しかし、広域的・一体的に対応するためには、8市町村の合併により、意思決定や事業実施などを単一の行政体(市)で行い、基盤整備や公共施設の整備を適正かつ効率的に運営していくことが必要となります。





(図③)複数の自治体で	行ってい	る行政サ-	-ビス(平	^Z 成14年度	現在)			
事業名 市町村名	松江市	鹿島町	島根町	美保関町	八雲村	玉湯町	宍道町	八東町
可燃ごみ処理事業	0	0	0	0	0	0	0	0
リサイクル事業	0	0	0	○単	○単	0	0	0
し尿処理事業	0	0	0	0	0	0	•	0
介 護 保 険 事 業	0	0	0	0	0	0	0	0
火 葬 場	☆	☆	A	A	☆	☆	Δ	A
消防	0	0	0	0	0	0	0	0
ふるさと市町村圏事業	0	0	0	0	0	0	0	0
視聴覚ライブラリー事業	0	0	0	0	0	0	0	0

^{○=}松江地区広域行政組合、●=木次町他10ヶ町村雲南環境衛生組合、△=三刀屋町他7町村火葬場組合、

(2) 住民ニーズの高度化に伴う対応

わが国では、少子化と平均寿命の伸長から、これまでに経験したことのない少子高齢化社会を 迎え、人口構成も大きく変化しています。急速な高齢化の進展に伴い、保健・医療・福祉に対す る行政需要は今後さらに増大してくることから、自治体の負担の増大が懸念されます。また、個 人の価値観やライフスタイルの変化に伴い、行政に対する住民ニーズも多様化・高度化しており、 行政の対応すべき課題はますます大きくなってきています。

その一方で、昨今の経済不況に伴い、厳しい財政状況に置かれている各自治体は、財政構造の 再編、公共事業の見直しが迫られています。

こうした状況のもと、自治体が質の高い行政サービスを提供していくためには、8市町村の行 政が一体となって効率的な行財政運営に努め、行財政能力の強化を図り、自治能力の高い自治体 を築いていく必要があります。

^{▲=}玉井斎場管理組合、☆=松江市斎場、単=単独事業

(3) 地方分権に伴う対応

社会経済に係わる環境の変化の中で、自己決定・自己責任の原則の下、住民に身近なサービスの提供は地方自治体が主体的に行うべきであるという、地方分権の時代を迎えています。これに対応するため、自治体は地域の特性に応じたまちづくりの推進に向け、政策立案能力、実施能力と経営基盤等、行財政能力の一層の向上が求められています。

こうした状況の中で、政策立案能力の高い行政職員の育成確保等、企画部門の充実や、単独では配置の難しい専門担当職員を配置することが必要となります。合併をとおして、地方分権時代に対応可能な、スケールメリットを活かした適切な行政組織体制の整備を行う必要があります。

(4) 地域間競争力の向上

地域の特色を活かしたまちづくりが全国的にうたわれる中、地域間競争はますます激化すると 予想されます。こうした状況に適切に対応していくために、それぞれの特性を持つ市町村が1つ の圏域でまとまり、持てる資源を最大限に活かし、魅力あるまちづくりを進めていくことで域外 に対する競争力をつけていく必要があります。

2.計画策定の方針

(1) 計画の趣旨-

本計画は、新市のまちづくりを進めていくための基本方針を定め、8市町村の速やかな一体化 を促進し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。

(2) 計画の構成・

本計画は新市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための建設計画、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心として構成します。

(3) 計画の期間-

各施策における主要事業及び財政計画は、平成17年度から平成31年度までの15か年に係る ものとします。

(4) その他

新市建設の基本方針を定めるに当たっては、将来を見据えた長期的視野に立つものとします。 公共的施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮し、地 域のバランス、さらに財政事情を考慮しながら逐次進めていくものとします。

新市の建設計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積 もることのないようにし、健全な財政運営を目指すこととします。

Ⅱ 新市の概況

1.位置と地勢・面積

新市は島根県の東部、山陰地方の中央部に位置し、東は安来市・東出雲町・鳥取県境港市、西は平田市・斐川町、南は加茂町・大東町・広瀬町に接し、北は日本海に面しています。

市域北部には、大山隠岐国立公園にも指定されている島根半島部の景観美しいリアス式海岸、中央部には全国5番目・7番目の規模を誇る中海・宍道湖、南部には中国山地に至る緑豊かな山々を有する、水と緑に囲まれた自然豊かな地域です。

また、新市は東西約41km、南北約31kmにわたり、面積は530.1kmとなっており、その土地利用は、民有地の20.3%が田畑、68.0%が山林となっています。

2.歷史

新市は、古く旧石器時代から人々が暮らしていたことが各種調査で明らかになっています。また、弥生時代には北九州地方から稲作技術が伝わり、平野部を中心に農耕が行われ、いくつかの 集落が形成されました。

古墳時代には、全国的に有名な史跡である松江市の山代古墳群に見られるように農耕を中心と した豪族が台頭し、それまでの集落から大きな村落の形成が行われました。

7世紀の半ばの大化の改新以降、この地域は出雲地方の中心地として栄え、現在の松江市に国府(庁)が置かれました。鎌倉時代には、佐々木義清の一族が守護として出雲を領有し、戦国時代には尼子氏が現在の広瀬町の富田城を居城として中国一円を従えて強盛を誇りましたが、僅か3代で尽き、永禄年間に入ると出雲・石見一円は毛利一族の所有するところとなりました。

江戸時代の慶長5年には、堀尾吉晴が富田城に封ぜられ、出雲・隠岐を領有、慶長16年に松江 城に移城しました。堀尾家は3代30余年で絶え、京極忠高を経て、寛永15年、松平直政が信州 松本から18万6千石をもって封ぜられ、10代234年で明治維新にまで及びました。

明治4年には廃藩置県で、出雲(松江・広瀬・伯太)の3藩を合して島根県となり、松江市に 県庁が置かれ、その後、昭和28年の市町村合併促進法施行による市町村合併、いわゆる「昭和の 大合併」が行われ、現在の構成市町村の数となりました。

3.人口と世帯

(1) 総人口

総人口は近年増加傾向にあり、平成12年の国勢調査によると、8市町村の総人口は199,289人で、平成7年国勢調査の195,353人に対して3,936人、約2.0%増加しています。その増加率は、平成2年まで減少してきましたが、その後徐々に伸びてきています。

(2) 世帯数

世帯数は、平成12年が72,189世帯で、平成7年の66,639世帯に対し5,550世帯、約8.3%増加しています。

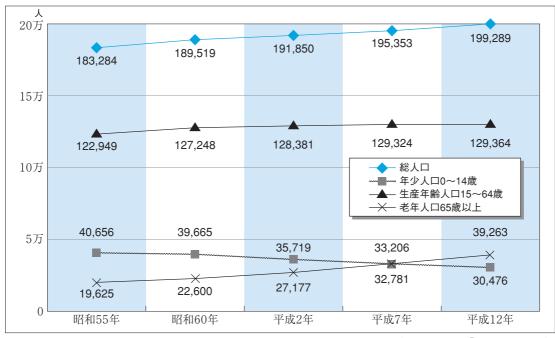
1世帯当たりの人口は平成12年が2.76人で、平成2年の3.13人、平成7年の2.93人と比較して 年々核家族化の進行がうかがえます。



(3) 人口構成

年齢階層別人口は、出生率の低下や平均寿命の伸長に伴い、15歳未満の年少人口割合の低下と、65歳以上の老年人口割合の上昇が続き、平成7年には老年人口割合が年少人口割合を上回りました。 平成12年は年少人口が30,476人(15.3%)、生産年齢人口が129,364人(64.9%)、老年人口が39,263人(19.7%)となっており、近年ますます少子高齢化が進行しています。

人口三階層別人口の推移



※年齢不詳があるため、三階層合計と総人口は一致しません。

(出典:総務省「国勢調査報告」)

(4) 人口動態

①自然動態

出生数の推移をみると、年々減少を続け、平成12年には1,892人になり、一方、死亡数は年々増加し、平成12年には1,594人となっています。

出生、死亡による自然動態は、出生数が死亡数を上回る自然増傾向にありますが、その増加数は年々減少を続け、平成12年には298人となっています。

②社会動態

転出・転入数の推移をみると、ともに $10,000\sim11,000$ 人台の横ばいで推移しており、平成7年から平成12年までの5年間で転入は377人(3.5%)の減少、転出は258人(2.5%)の増加となっています。

転出・転入による社会動態は、平成12年は転出数(10,438人)が転入数(10,413人)を上回る社会減となっています。

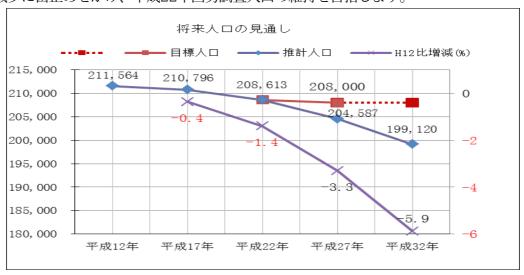
人口動態の推移 (単位:人)

区	分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
自	出生数	2,436	2,275	2,001	1,971	1,892
自然動態	死 亡 数	1,241	1,234	1,302	1,533	1,594
能	自然増	1,195	1,041	699	438	298
社	転 入	11,068	10,516	10,162	10,790	10,413
社会動態	転 出	10,615	10,422	10,533	10,180	10,438
能	社 会 増	453	94	△ 371	610	△ 25
総人	口増減	1,648	1,135	328	1,048	273

(出典:厚生労働省「人口動態統計」)

(5) 将来の人口見通し

松江市の人口は、平成27年には204,587人(平成12年比-3.3%)、平成32年には199,120人(平成12年比-5.9%)と減少が見込まれますが、総合計画の施策を着実に実行することで、人口減少に歯止めをかけ、平成22年国勢調査人口の維持を目指します。



- (注1) 国勢調査をベースとし、コーホート要因法を用い推計。
- (注2) コーホート要因法とは、将来の出生率、生存率、出生性比、純移動率の 4つの仮定値を設定することにより将来人口を推計する方法。
- (注3) 国勢調査結果、推計人口及び目標人口は、東出雲町人口を含む。
- (注4) 平成27年の目標人口は、総合計画後期基本計画を参考に設定。

(出典:国立社会保障・人口問題研究 所発表「日本の地域別将来推計人口 平成25年3月推計」)

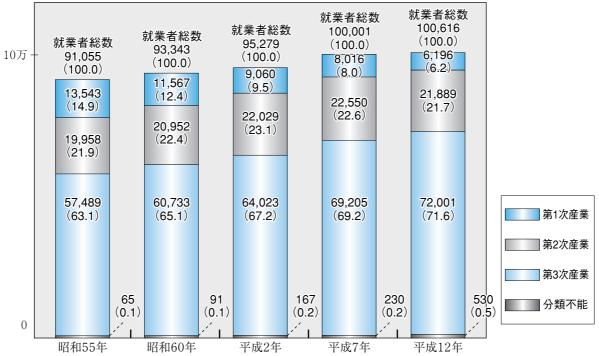
4. 産業

(1) 産業構造等

就業者人口は、人口増加に伴い上昇を続けています。

平成12年の就業者100,616人の産業別内訳は、農林業などの第1次産業就業者が6,196人、建設業・製造業などの第2次産業就業者が21,889人、サービス業などの第3次産業就業者が72,001人となっています。

構成割合の推移をみると、産業構造の変化によって、第1次産業就業者の割合が年々減少し、 平成12年には6.2%にまで縮小しています。第2次産業就業者の割合は、ほぼ横ばいで推移しています。一方、第3次産業就業者の割合は拡大を続け、平成12年には71.6%と、就業者の7割強が従事しています。



(出典:総務省「国勢調査報告」)

(2) 主要産業

①農業

農家数、農家人口とも年々減少を続け、平成7年から平成12年までの5年間で圏域の農家数は554戸(8.5%)の減少、農家人口は3,137人(10.3%)の減少がみられ、農業離れが進んでいます。また、農家人口のうち、平成12年の65歳以上の世帯員数は8,002人で、その割合は全体の29.3%となっており、農業従事者の高齢化、若年層の農業離れがみられます。

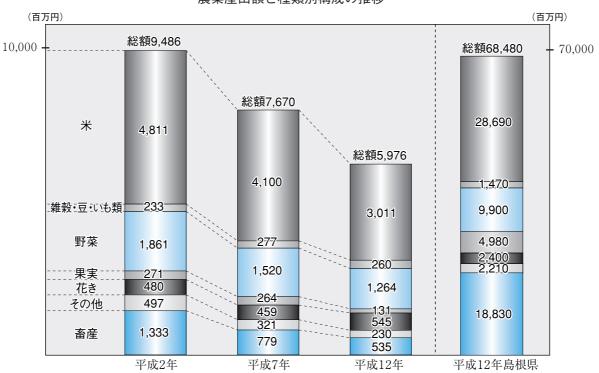
農業産出額をみると、平成12年の総額は5,976百万円で県全体の8.7%を占めています。主要作物である米の低迷をはじめ、雑穀・豆・いも類、花きを除く全種類が減少を続けており、平成7年から平成12年までの5年間で総額は1,694百万円(22.1%)の減少、米は1,089百万円(26.6%)の減少となっています。

		J	農家数			農	家 人	П
区分					総数	うち65 世帯		
	総数	専 業	第一種 兼 業	第二種 兼 業	計	7 形心安义	人数	構成比
平成2年	7,142	404	625	4,337	5,366	34,349	7,191	20.9
平成7年	6,495	368	677	3,765	4,810	30,465	7,735	25.4
平成12年	5,941	399	327	3,456	4,182	27,328	8,002	29.3
平成12年 島根県	49,480	4,912	2,763	28,335	36,010	205,218	65,098	31.7

※販売農家:経営耕地面積が30a以上、または農産物販売金額が50万円以上の農家。

(出典:島根県統計課「世界農林業センサス結果報告書」)

農業産出額と種類別構成の推移



(出典:中国四国農政局島根統計情報事務所「島根県農林水産統計年報」)

②林業

平成12年の林野面積は27,914haで県全体の5.3%を占めており、その大半は民有林となってい ます。

近年の宅地開発等でその面積は減少しており、平成2年から平成12年までの10年間で473ha (1.7%) の減少となっています。

保有形態別森林面積の推移

(単位:ha)

E 73	6/5 坐4	园士社		民 有 林	
区分	総数	国有林	緑資源公団	公 有	私有
昭和55年	28,329	519	0	1,664	26,146
平成2年	28,387	549	0	2,000	25,838
平成12年	27,914	438	41	2,017	25,418
平成12年	E20 211	22.152	22.460	F.C. 222	407.257
島根県	529,211	33,152	32,469	56,333	407,257

(出典:中国四国農政局島根統計情報事務所「島根県農林水産統計年報」)

(出典:島根県統計課「漁業センサス調査結果報告書」)

③水産業

水産業は日本海・中海の海面漁業と宍道湖の内水面漁業が行われており、特に日本海沿岸の鹿 島町、島根町、美保関町では基幹産業となっています。

海面漁業における平成10年の漁業経営体数は751経営体で県全体の25.8%、漁獲金額は734.817 万円で同じく26.8%を占めています。

漁業経営体数、漁獲金額とも年々減少を続け、平成5年から平成10年までの5年間で漁業経営 体数は149経営体(16.6%)の減少、漁獲金額は167,255万円(18.5%)の減少となっています。



漁業経営体数と漁獲金額(海面)の推移

4)工業

平成12年の事業所数(従業者数4人以上)は339事業所で県全体の16.4%、従業者数(従業者 4人以上の事業所) は8,124人で同じく15.4%、製造品出荷額等は130,242百万円で同じく10.6% を占めています。

事業所数、従業者数とも年々減少を続け、平成7年から平成12年までの5年間で事業所数は 26事業所(7.1%)の減少、従業者数は362人(4.3%)の減少となっています。一方、製造品出 荷額等は120,000百万円~130,000百万円で推移し、平成7年から平成12年までの5年間で5,034 百万円(4.0%)の増加となっています。

事業所数・従業者数・製造品出荷額等(従業者数4人以上の事業所)の推移

(単位:事業所、人、百万円)

			(中國:爭來//八八〇百万円)
区分	事業所数	従業者数	製造品出荷額等
平成2年	409	9,813	130,851
平成7年	365	8,486	125,208
平成12年	339	8,124	130,242
平成12年 島根県	2,063	52,692	1,226,257

(出典:島根県統計課「工業統計調査結果報告書」)

⑤商業

平成11年の商店数は3,365店で県全体の24.1%、従業者数は21,847人で同じく31.5%、年間商品 販売額は722,632百万円で同じく38.7%を占めています。

平成9年から平成11年までの3年間で商店数は138店(4.3%)の増加、従業者数は1.853人 (9.3%) の増加となっていますが、年間商品販売額については61.840百万円(7.9%) の減少とな っています。

商店数・従業者数・年間商品販売額の推移

(単位:店舗、人、百万円)

区分	商店数	従業者数	年間商品販売額
平成6年	3,359	20,984	751,480
平成9年	3,227	19,994	784,472
平成11年	3,365	21,847	722,632
平成11年 島根県	13,981	69,372	1,869,131

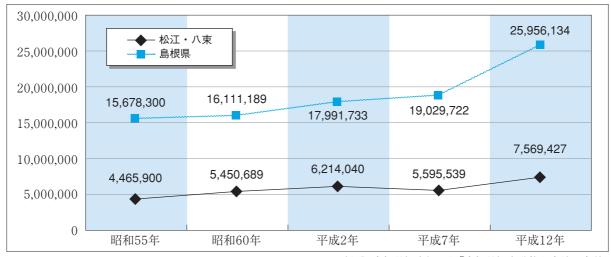
(出典:島根県統計課「工業統計調査結果報告書」)

6観光

圏域には大山隠岐国立公園に指定されている島根半島、宍道湖・中海、宍道湖北山県立自然公園など変化に富む多様な自然が残されており、また、国際文化観光都市の松江市をはじめ圏域全体においてレクリエーション施設・温泉・史跡・文化財など豊富な観光資源に恵まれています。平成12年の観光客数は7,569,427人で、平成7年と比較して1,973,888人(35.3%)増加しており、県全体の29.2%を占めています。

観光客入り込み数の推移

(単位:人)



(出典:島根県観光振興課「島根県観光動態調査結果表」)

Ⅲ 新市建設の基本方針



節節の細胞節



山陰をリードする 経済・生活・文化中核都市

都市と自然が共生し、癒しと温もりに満ちた 活力ある生活都市を目指して

新市は山陰地方の中央に位置し、島根県の県庁所在 地としてこの地域における政治・経済・文化の中心的 役割を担うと共に、都市基盤・産業基盤の整備と多く の企業・官庁・大学等高等教育機関の集積により、山 陰の拠点としての都市圏を形成しています。

人口もほぼ20万人で今後も人口増加が見込まれるなど、過疎化や地域の活力不足に悩む山陰地方のなかにあって極めて発展のポテンシャルの高い地域であり、将来的には日本海対岸の中国・韓国・ロシアとの交流もにらんで、環日本海の中心としての発展も期待されます。

一方、日本海・宍道湖・中海の3つの水面に囲まれ、 恵まれた自然環境と景観・豊かな天然資源を持ち、ま た、古代出雲時代からの多くの歴史的文化遺産を残す など、観光・文化や農林水産業の面でも数多くの魅力 や可能性を有しています。

21世紀に入り、従来の経済価値観とは違う新しい豊かさが求められており、地域に住む人々が安心して生きがいの持てる質の高い生活を実現できるような、活力と個性あふれるまちづくりの推進が今こそ重要となっています。

新市は、地域を構成する住民一人ひとりが生き生きと暮らし、幸せを実感できることが何より大切であるとの観点に立ち、人を大切にするまちづくりと住民にとって世界にただ一つのかけがえのない地域づくりを目指します。この理念の下、合併によって地域資源を最大限に活かしつつ、新たなまちづくりを総合的・一体的に進め、人と自然に優しい、癒しと温もりに満ちた活力ある生活都市の実現を図ります。

生活環境面では、自然環境と調和した社会基盤の整備により新市全域の生活の利便性を高め、経済産業面では各産業の高度化・連携と新分野開拓など発展可能性を追求します。教育文化面でも、高等教育機関との連携や生涯学習の推進など、豊かな人間を育む心の通った教育・文化活動を展開します。

また、行政面においては人口20万人以上の市に様々な権限が委譲される特例市への早期移行を図り、地方分権時代の牽引役として真に自立する自治体づくりを目指します。

一方、新市は松江国際文化観光都市建設法により 全国でも数少ない国際文化観光都市に位置づけられ ることから、観光・文化等の地域資源を更に活用し て、国際文化観光都市の名にふさわしい地域ブラン ドの向上とイメージアップを図っていくこととしま す。

こうして新市が発展していくことは、市民はもとより周辺自治体にも好影響と相乗効果をもたらすことが期待され、人口50万人以上を擁する宍道湖・中海広域圏域の諸都市と連携を図りながら、人口・産業・文化面で一層の集積を進めることにより、魅力の高い中核都市として山陰地方の真のリーダーとなることが展望できます。

これらのことから、この地域の持つ多様な歴史・ 文化・自然環境の中で、ゆとりと豊かさを享受できる社会を創りつつ、地域全体が一体となってあらゆる面で山陰地域の中心的・先導的役割を担う、 「山陰をリードする経済・生活・文化中核都市」を 新市の将来像とします。

語句説明

【ポテンシャル】可能性のある、潜在的な力を持っていること。

【特例市】人口 20 万人以上の市で、地方自治法(1999 年改正)に基づいて指定を受けた市。都市計画,土地区画整理などの権限が都道府県より委譲される。



EFT LOOESTE

新市の将来像を具体化するためのまちづくりの 基本目標は、次のとおりです。

【生活環境都市】

住民が健康で快適に 生き生きと暮らせるまちづくり

【產業交流都市】

産業の活力向止を図り 若者が定住する魅力あるまちづくり

【教育文化都市】

地域文化を守り創ると共に豊かな人材を育てるまちづくり



丿新しいまちの将来はどんな 1 イメージなのかな?

> わたしのまちは もっと良くなるのかしら?



ぼったん

【生活環境都市】

住民が健康で快適に生き生きと暮らせるまちづくり

新市は1海(日本海)2湖(宍道湖・中海)2山(北山・中国山地)に抱かれ、水と緑の優れた自然環境を有しており、人と自然が共生するアメニティ豊かな生活都市の形成が必要です。

そのために自然環境を保全するとともに、上下水道の整備や水質浄化、快適な住宅環境の整備、生活者の視点に立った都市インフラの整備などの生活環境の充実に努め、住民が住みやすさを実感でき、交流者が住んでみたくなるまちづくりを目指します。

また、少子高齢社会のなかで、幼児から高齢者まで全ての人が安心して暮らせるよう、病院や保健福祉施設の整備・有効的な利用など、保健・医療・福祉サービスを一体的に提供します。

【產業交流都市】

産業の活力向上を図り若者が定住する魅力あるまちづくり

地域を活性化し若者が定住するまちを創るためには、産業の振興と魅力ある雇用環境の創造が必要です。

新市は、北部(島根半島)に豊かな漁業環境とマリンレジャー資源を持ち、中央部に商業・サービス業やソフトビジネスパーク島根等の情報先端産業、製造業の集積がみられ、南西部は農林産物を育む豊かな田園環境が広がり、文化遺跡や玉造温泉等の観光地も有しています。

これらの魅力ある産業資源を活かし、それぞれの地域特性に応じた産業の育成を図るとともに、農林水産業・工業・商業・観光の連携や複合による新しい時代の産業を創り育てていきます。

また、都市農村交流、環日本海の対岸諸国との交易など、外に開かれた交流未来都市の形成を図ります。

【教育文化都市】

地域文化を守り創ると共に豊かな人材を育てるまちづくり

住民が地域に愛着と誇りを持ち心豊かに生活するためには、息づく歴史文化を残しつつ、他方新しい時代・幅広い世代に対応した教育や文化活動の充実が求められます。

新市は、全国に誇れる古代出雲文化の多くの歴史遺産を持ち、他方、島根大学等の高等教育機関や美術館・図書館等の文化施設を有するなど、文化・教育環境に恵まれた状況にあります。 これらの特性を活かし、新市住民が一体感を持てる地域文化の継承と創造を図ります。

また、子供から高齢者までそれぞれの世代に応じて、学校教育の充実や生涯学習の推進を行い、創造性あふれる心豊かな人間形成を目指します。

語句説明

【アメニティ】都市計画がめざす居住環境の快適性。数量的に捉えにくい歴史的環境や自然景観などにも配慮した総合的な住み心地の良さ。

【インフラ】インフラストラクチャーの略。生産や生活の基盤を形成する構造物。ダム・道路・港湾・発電所・通信施設などの産業基盤、学校・病院・公園などの社会福祉・環境施設がこれに該当する。

上水道等の方向

まちづくりの基本理念を実現するため、次のような施策展開を図ります。



新市は20万人の都市圏を形成し、山陰の中核として高次な都市機能の集積が求められることから、活発な交流や都市活動を支え、市民が等しく都市の利便性を享受できるような基盤整備を推進します。



自然と調和し、住民に快適な 生活環境の整備

恵まれた自然環境と住民生活との調和を図り、 資源循環型の社会システムの構築や、人と地球に 優しい快適生活環境の実現を目指します。



企豊かなひとづくりを目指す 教育文化の振興

全国に誇れる歴史遺産の継承と新たな地域文化の創造を図るとともに、市民のあらゆる年代における多種多様な学習ニーズに対応できる学習環境の整備を推進し、心豊かなひとづくりを目指します。



健康で安心な暮らしができる 保健医療と福祉の充実

保健・医療・福祉の充実と相互の連携を図り、乳 幼児から高齢者まで全ての人々が健康で安心な 暮らしができるような、健康長寿のまちづくりを目 指します。



地域の特性と資源を活かした 産業の振興

地域資源を活かした産業の高度化・高付加価値 化を図るとともに、新産業の創造・育成を図り、人・ 物・情報が活発に行き交い、若者が定住するまち づくりを目指します。





- ■道路交通網の整備
- ■交通体系の整備
- ■市街地の整備
- ■魅力ある景観形成
- ■河川・水辺周辺等の整備と保全
- ■港湾の整備
- ■地域情報通信の整備
- ■消防・防災体制の充実
- 住宅等の整備
- ■公園緑地の整備
- ■居住環境・自然環境の整備
- ■ごみ処理体系の確立及び施設整備
- ■交通安全
- ■上水道事業の促進
- ■下水道事業等の促進
- 市民相談
- ■学校教育の充実
- 生涯学習の推進
- ■地域文化の振興
- ■スポーツの振興
- ■保健予防・健康づくりの推進
- 医療体制の充実
- ■地域福祉の向上
- ■児童福祉の向上
- ■高齢者福祉の向上
- ■障害者福祉の向上
- ■農林水産業の振興
- 工業の振興
- 商業の振興
- ■観光の振興
- ■雇用環境の整備促進

- 新市内の連携・交流の推進広域連携・他圏域との交流
- 国際交流

- コミュニティーづくりの推進と 個性ある地域の形成
- ■住民と行政の協働のまちづくり
- ■人権施策の推進
- ■男女共同参画社会の形成

- ■開かれた市政と情報公開の 推進
- ■健全で効率的な行財政運営 の推進

語句説明

【コミュニティー】一定の地域に居住し、共属感情をもつ人々の集団、地域社会。

新市の融合・一体化を図る12のプロジェクト

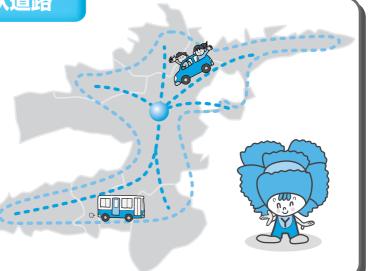
新市の速やかな融合・一体化を図り、住民が合併のメリットを 共有できるよう、次のプロジェクトの実施を目指します。

- 1 放射道路•環状道路
- 2 広域市民バス
- 3 CATV・地域イントラネット
- 4 新市全域下水道100%の達成・リサイクル都市日本一の実現
- 5 消防署の再編整備・自主防災組織の充実強化
- 6 教育機関連携による生涯学習ネットワークの構築
- 7 医療福祉機関の連携・サテライト
- 8 地域産業ネットワークの構築と新規起業家支援
- 9 1,000万人誘客観光構想
- 10 国際交流の推進
- 11 総合支所・地域まちづくり予算
- 12 市民活動センター



放射道路·環状道路

新市の中心部~合併前町村の中心部まで20分以内で到達可能な放射道路と、合併前町村間をぐるりと結ぶ環状道路の改良整備により、生活幹線道路及び観光ルートの形成を図ります。



2

広域市民バス

松江市交通局・町村営バス・ 民間バス事業者の連携を図った総合的なバス路線ネット ワークを構築するとともに、

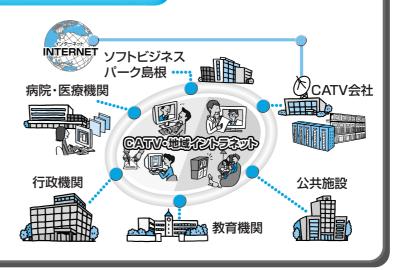
高齢者・学生児童等 の交通弱者の利便 性向上や移動時間 短縮を図ります。



3

CATV・地域イントラネット

CATVのエリア拡大を中心とした地域情報基盤の一体化により、地域情報の共有化と高速インターネット環境の整備を図るとともに、行政機関相互のネットワークによる高度な電子市役所の構築を目指します。



語句説明

【CATV】ケーブルテレビ。アンテナを用いずに、映像を同軸ケーブル・光ファイバーケーブルを用いて伝送する有線のテレビ。

【地域イントラネット】地域内の一定の施設、機関等を高速、超高速で 結ぶ地域公共通信網。 【電子市役所】インターネットなどの情報通信技術 (IT)を活用し、行政手続 (申請・届出等) のオンライン化を進める取り組み。また、行政手続のオンライン化を実現する自治体 (市)。

新市全域下水道100%の達成・リサイクル都市日本一の実現

各種の下水道整備手法の早期事業化により、新市全域での普及率100%の達成を図るとともに、住民・企業・行政が協働してゴミの減量化や地球温暖化防止対策に取り組み、リサイクル都市日本一のまちづくりを目指します。



5 消防署の再編整備・自主防災組織の充実強化

災害の大規模化・複雑化 や救急救助の増大に対応し た消防署所の再編整備を行 うとともに、地域や職場単位 の防災意識の高揚を図り、災 害に強いまちづくりを目指し ます。



6 教育機関連携による生涯学習ネットワークの構築

島根大学等の高等教育機関や行政、小中高等学校、公民館の連携による生涯学習ネットワークの構築と、拠点としての生涯学習センターの整備・機能強化を図ります。



医療福祉機関の連携・サテライト

平成17年度にオープンする市立病院・保健福祉総合センターを中核とし、地域診療所や民間医療機関・福祉施設との間で保健医療情報システムを構築するなど、住民に総合的な保健医療福祉サービスが提供できる体制整備を目指します。



8

地域産業ネットワークの構築と新規起業家支援

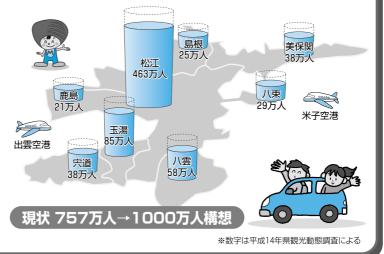
多様な地域資源を活用した農林水産業・工業・商業・サービス業の連携、産学官の連携や地産地消の推進を図るとともに、新たな起業担い手を育成支援し、新産業創造を目指します。



9

I,000万人誘客観光構想

城下町の街並み・宍道湖 中海・温泉・島根半島・古代 出雲に由来する豊富な観光 資源を活用した魅力ある観 光メニューの創造と情報発 信を行い、国際文化観光都 市として誘客1,000万人に 向けた観光交流人口の拡大 を目指します。



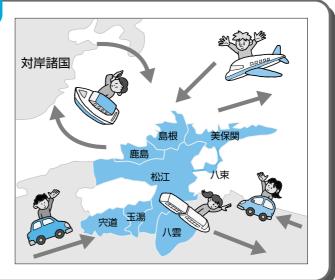
語句說明

国際交流の推進

世界に開かれた魅力ある都市として、特に中国・韓国など北東アジア地域を中心とした経済交流・文化交流・観光交流・

文化交流・観光交流 を推進します。





総合支所・地域まちづくり予算

「地域の課題は地域で考え実行する」という理念のもと、新市の行政組織の分権化とコミュニティー振興の地域予算を設けるとともに、旧町村の中心市街地が賑わいを維持し活性化するように努めます。



12

市民活動センター

地域のボランティア活動やNPO活動を支援し、まちづくりの人材を育成するための市民活動センターを生涯学習センターに併設するほか、地域活動拠点としての公民館の機能強化を図ります。



語句説明

地域別整備方針(グーニング))

地域別整備の方針

新市の将来像及びまちづくりの基本理念の実現に向け、以下のような新市の空間構成(地域別整備の方針)を基本に、8市町村の連携のもと魅力あふれる新市のまちづくりを目指していきます。

1.多様な8市町村の地域個性の強化と連携

松江・八束の8市町村は、それぞれが独特の魅力ある機能を果たしており、新市においても各地域の特性を十分ふまえ、住み良く魅力ある都市の形成に向けた機能分担と連携を強化していくこととします。 各地域ゾーンの振興イメージは下記のとおりです。

鹿島町



生鮮食料品の供給・エネルギー供給ゾーン

圏域随一を誇る豊かな漁業資源を活かした水産業の高度化と高付加価値化を図るとともに、中国地方唯一の原子力発電所立地によるエネルギー供給拠点としての地域振興整備を進めます。

環日本海交流軸

鹿島町

玉湯町

山陰東西連携軸 出雲·浜田方面

中四国連携軸

四国·九州

松江市

八雲村

島根町

島根町



漁業・マリン リゾートゾーン

島根半島の変化に富んだ風光明媚 な海岸線と景勝地を活かし、人と自 然がふれあい心のやすらぎを与える マリンリゾート拠点として、海洋レジャーと水産観光業の振興を図ります。



美保関町

安来・米子方面

山陰東西連携軸

八東町

西日本連携軸

八東町

美保関町



海・歴史・文化交流ゾーン

業の拠点としての整備を進めます。

出雲神話の舞台として引き継ぐ多くの歴史的・文化

的遺産と、漁業資源が豊富な島根半島の水域を活かし、 歴史文化の情報発信拠点として、また、観光及び水産

付加価値農業生産ゾーン

特産品である牡丹と薬用人参の高付加価値化・販路拡大による農業の振興を図るとともに、周囲を中海に囲まれた島の特性を活かした観光産業の強化と、土地の有効利用による定住促進を図ります。

宍 道 町



交流・物流ゾーン

山陰の東西や山陽・四国方面を結ぶ交通の要衝として、また、出雲空港に隣接する新市における西の玄関口として、これからの高速交通時代における交流・物流拠点としての整備を進めるとともに、交通利便性を活かした定住機能の強化を図ります。

玉湯町

宍道町



いで湯のまち観光ゾーン

全国に誇れる玉造温泉・めのう・出雲神話の史跡や 文化財を活かした観光の振興・観光情報の発信に努め、 神代からのいで湯のまち温泉保養拠点としての整備 を進めます。

八雲村



都市農村交流・国際文化交流ゾーン

市街地近郊に拡がる恵まれた田園環境の特性を活かし、 都市と農村が交流する新しい時代の農村の振興を図るとと もに、手作りで進めている国際交流・文化交流の拠点として の整備を図ります。

松江市



新市の中核ゾーン

政治・経済・文化等の新市の中枢として、都市基盤・産業基盤の整備を図り、賑わいと生活利便性を備えた都市機能拠点づくりを進めるとともに、豊かな歴史遺産・美しい自然景観を活かした観光振興と交流人口の更なる拡大を図ります。

語句説明

地域の個性・魅力を伸ばず

心江市

地域別整備方針に基づいて、地域の個性や魅力を伸ばす プロジェクトを手がけていきます。

美保関町

中心市街地活性化対策

松江駅前地区や殿町地区などの中心市街地の 活性化・機能再編と、近世近代歴史資料館の整備

海・歴史・文化を活かした 交流拠点と水産業の基盤整備

メテオプラザ・地蔵崎周辺の観光・交流機能の強化と 漁業生産基盤の整備促進

景観を活かしたマリン リゾートの拠点形成

栽培漁業の振興育成と、多古鼻公園を核と した交流拠点の整備

人東町

特産品の海外 進出と道の駅・ 定住団地の整備

牡丹・薬用人参の販路拡大と 観光拠点「行商の里」整備

周島町

水産物流通拠点 施設と資源循環 型農業の推進

農林水産業の均衡ある振興と 地場産業の育成









アグリヘルスパークと 賑わい創出地区の形成

農業・環境融合の滞在型農業公園整備と、 賑わいのある商業集積地区の形成など計 画的な土地利用の推進

兴道町

西の変関口として交通 利便性を活かした定住 基盤と教育拠点の整備

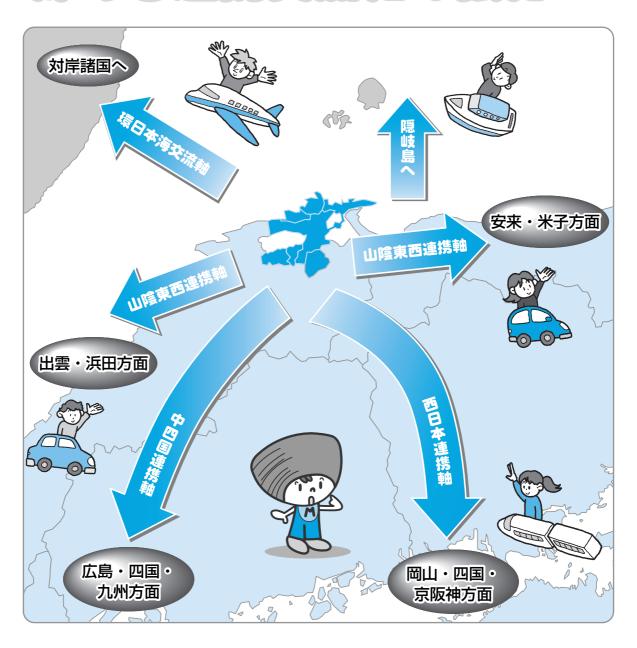
駅周辺とまちなみ整備 定住団地と県立定時制通信制高校の誘致 宍道湖畔公園整備

三层湯町

ふれあい湯の郷交流館 と玉造温泉街基盤整備

住民の交流・福祉・生涯学習機能、観光の情報発信機能を 備えた複合施設と、温泉情緒あふれる街並みの整備

新市の住民交流・経済交流を深める連携交流軸の強化



2.新市の住民交流・経済交流を深める連携交流軸の強化

新市は、政治・経済・文化等あらゆる面での山陰のリーダーとして、また、中国・韓国・ロシア等対岸諸国との環日本海交流の拠点として、様々なレベルで他地域との活発な交流を進めていく必要があります。

東の安来・米子・鳥取、西の出雲・浜田方面を結ぶ山陰東西連携軸、尾道松江線の開通を睨んだ広島・四国・九州方面の中四国連携軸、岡山・四国・京阪神方面の西日本連携軸、空路・海路による対岸の大陸諸国との環日本海交流軸、離島・隠岐との交流軸の5本軸を、新市における連携交流の方向性とします。

IV 新市の主要施策

1.都市基盤の整備

(1) 道路交通網の整備

新市は、中心部において宍道湖・中海の二つの湖とこれを結ぶ大橋川により、地理的に南北に分かれています。この新市を隔てる川には橋が少なく、南北交通に大きな障害となり、経済・文化の交流にも少なからず影響を与えています。

北部においては、北山山地を隔て日本海を望む海岸沿いに点在する漁港を中心とした大小様々な集落があります。これらの集落から中心へのアクセスは、急峻な斜面に張り付くように整備された一般国道、県道に頼るところですが、幅員が狭く、カーブが多いことから、人的移動と物流を支えるには時間的ロスが多く経済活動にも大きな影響を与えています。

南部においては、平成13年春に高速道路が 県都まで開通し、全国の高速道路ネットワー クに入ることができましたが、一方では、日 常生活を支える国道9号及び中心へのアクセ スとしての一般国道と県道は、朝夕の渋滞が 激しく地域間交流を支える幹線道路としての 機能は果たせない状況です。

新市の各地域間を結ぶ道路は、新市が一体感を持ったより活発な交流を進める上では、充分に整備されているとは言えず、道路新設や未整備箇所の改良が求められています。

また、幹線道路に至る道路や集落間を結ぶ道路も未整備箇所が多く、日常生活や緊急車両の通行に支障をきたしており、同時に高齢化社会に伴うドライバーの高齢化は、より安全で快適な道路を必要としている状況です。

また、新市が原子力発電所立地地域である特殊性を考慮し、防災上の避難道路としての新規 道路の整備の必要もあります。

道路の現況

(平成14年4月1日現在)

(1)2000					
	実延長(m)	規格改力	良済	舗装済	
	天严以(III)	延長 (m)	率 (%)	延長 (m)	率 (%)
高速自動車国道	14,100				
一般国道	100,819	93,558	92.8%	100,819	100.0%
県 道	223,558	161,370	72.2%	213,421	95.5%
市町村道	2,043,684	1,002,908	49.1%	1,467,938	71.8%
合 計	2,368,061	1,257,836	53.1%	1,782,178	75.3%

※合計は高速自動車国道を除く。

新市の中心部と各地域の拠点を結ぶ放射道路、各地域拠点間をつなぐ環状道路及び生活関連道路の整備を図ります。

また、県内東西間や山陽側との広域的交流、 活動を図るための高規格道路と、併せて高規 格道路のインターチェンジ及び市中心部への アクセス道路の整備を推進します。

新市の景観を活かした心和む道路づくり、 人に優しい道路づくりに取り組み、住民参加 の道路づくり・維持管理を目指します。

放射道路・環状道路の整備
高速道路の整備
地域高規格道路の整備
観光ルート、内・外循環線、生活関連道路、防災避難道路の整備
地域特性を踏まえた道路規格での整備
人にやさしい歩道の整備

①放射道路・環状道路の整備

各地域拠点間を結ぶ放射道路と環状道路の整備を図ります。

環状道路のうち、一般県道八束松江線の大海崎堤防道路の改良、森山堤防の県道化、(仮称) 松江玉造宍道線の整備については、事業実施に向け県へ働きかけていきます。

②高速道路の整備

高速道路(中国横断自動車道尾道松江線、山陰自動車道)の整備と、それに併せた各インターチェンジに連結する道路の整備を推進します。

③地域高規格道路の整備

北部縦断及び中心部の渋滞緩和を図るための、南北を結ぶ地域高規格道路の整備を推進するとともに、半島の東西を結ぶ境港出雲線の整備を国・県へ働きかけていきます。

④観光ルート、内・外循環線、生活関連道路、防災避難道路の整備

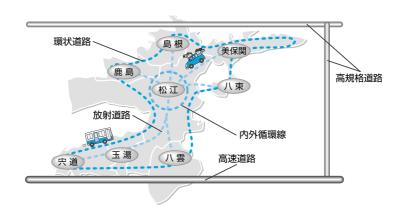
空港などの拠点施設へのアクセス道路、景勝地・観光地をつなぐ観光ルート、中心部の渋滞緩和としての内・外循環線、及び各地域内の生活関連道路の整備を図り、また、原子力発電所立地市として、産業・観光にも資する防災面からの避難道路 ((仮称) 古浦西長江線) について、国・県へ整備の理解を求めていきます。

⑤地域特性を踏まえた道路規格での整備

全線 2 車線化の道路改良のみではなく、今後は $\tilde{1}.5$ 車線道路も視野に入れるなど、柔軟な道路規格で整備を図ります。

⑥人にやさしい歩道の整備

特に高齢者や障害者、幼児など交通弱者に配慮した人にやさしい歩道整備を図ります。



語句説明

【1.5車線道路】早期整備、整備コストの縮減等を図るため、部分的に車がすれ違えればよい程度にして道路を整備(改良)する手法。

【地域高規格道路】高規格幹線道路(高速自動車道)と一体となって、 地域発展の核となる都市圏の育成や地域相互の交流促進、空港・港湾等 の広域交通拠点との連結等に資する道路。

	事 業 名	事業主体	事 業 概 要
	一般国道431号	県	坂本~野原、野原~美保関境
放	一般国道432号	県	古志原~八雲境
射	一般国道9号	玉	玉湯バイパス
道	(主) 松江鹿島美保関線	県	生馬~恵曇、名分、佐陀本郷、下佐陀
路	(主) 松江島根線	県	R431までの延伸、上講武~大芦
	(一) 本庄福富松江線	県	大海崎~大井
	一般国道485号	県	七類~宇井
環	(主) 松江鹿島美保関線	県	瀬崎~笠浦、野波、片江~七類
状	(主) 大東東出雲線	県	西岩坂~熊野
道	(一) 八束松江線	県	馬渡幹線道路、江島幹線道路、7号支線
	(一) 本庄福富松江線	県	大海崎~大井 (再掲)
路	(一) 浜乃木湯町線	県	松江玉造IC~玉造温泉口
	(一) 馬潟港線	県	八幡
交高 通	地域高規格道路松江第5大橋	県	松江道路~R431、(仮)西尾インター線
網速	山陰自動車道	日本道路公団	宍道~出雲間
内外	城山北公園線	県	殿町、母衣町、米子町、南田町
循環線	袖師大手前線	県	殿町
線	一般国道485号	県	くにびき大橋南詰交差点改良
	(一) 多胡鼻線	県	小波~多古鼻
	(一) 海潮宍道線	県	東来待、上来待
	(主) 玉湯吾妻山線	県	大谷
<u> </u>	(一) 御津東生馬線	県	御津~東生馬
活	(一) 境美保関線	県	福浦~美保関
生活道路、	一般国道432号	県	日吉~広瀬境
•	(一) 東出雲馬潟港線	県	八幡~竹矢
観光	(主) 松江木次線	県	乃白~忌部
道路	(一) 大野魚瀬恵曇線	県	六坊~魚瀬
,	松江停車場白潟線	県	天神町
災	北公園西尾線	県	西尾町
防災道路ほ	片句深田線	市	片句~深田公園
ほ	鯛原柏線	市	御津~北講武
	役場深原線	市	秋吉~大日
	入江江島線	市	入江~二子灘
	(旧) 宍道湖南部広域農道	市	八雲村~松江市~玉湯町~宍道町
	交通安全施設の整備	市・県	歩道改良、路肩整備、道路照明灯

新市建設計画期間中(合併後10年間)に当面実施の予定がない若しくは現時点で実施の判断が できないとされた県の道路事業のうち、新市建設計画の理念を達成するために特に重要性・必要 性が高い道路については、県及び国と協議調整を行い、今後10年内における事業実現に向け新市 において推進していきます。

特に鹿島町の特殊性に係る避難道路については、その整備を図るべく積極的に取り組んでいき ます。

事 業 名	事業内容・実施箇所等		
(仮称) 古浦西長江線	防災避難道路の新設(古浦~西長江)		
(仮称) 松江玉造宍道線	生活道路の新設(玉造温泉口~宍道)		
(一) 八東松江線	大海崎堤防道路の整備改良		
森山堤防道路	森山堤防道路の県道化と整備改良		
地域高規格道路境港出雲線	半島の東西を結ぶ高規格道路の建設		

(2) 交通体系の整備

新市は、米子空港、出雲空港の2つの空港を利用できる他に例をみない地域です。さらに、平成13年には、山陰自動車道がこの間を連絡するように開通し、高速交通網が急速に発達してきました。空港と高速道路の利便性に恵まれた新市は、今まで以上に広域的な交流の可能性が広がり、今後、日本海沿岸地域と日本海を取り巻く国々との交流の進展を目指した「環日本海交流圏」の拠点地域としての発展が見込まれています。

他都市との交流を一層促進するためには、 大量輸送機関である鉄道の果たす役割が大き く、JR山陰本線の高速化に向けた整備が進め られています。今後は、大都市圏域との高速 鉄道ネットワークを構築するため、新市一岡 山間の高速化を図る必要があります。

また、観光振興などの観点から、新市と隠岐を結ぶ航路についても、維持・拡充を図る 必要があります。

高齢者や障害者、学生児童等の交通弱者はもとより一般住民の日常生活における移動・活動手段を確保するためには、バス交通が重要な手段ですが、モータリゼーションの進展等によってその利用者が減少してきています。これに伴い、民間バス交通の幹線道路へのシフトや撤退等が生じ、周辺町村では、こ

の日常生活の移動手段の確保のため、町村独 自の「町村営バス」を町村内で運行している ところが大勢となりつつあります。また、民 間バス、市営バス、町村営バス、鉄道が相互 に連絡し合う調整が必ずしも十分でないた め、乗り換え等がスムーズにいかないなどの 課題があります。

新市におけるバス交通については、旧町村 内循環バスの運行など、きめ細かいサービス の充実を図るとともに、市域全体を通して鉄 道とも連携した効率的な運行形態を確立し、 住民の利便性の向上を図る必要があります。 旧松江市の中心市街地は、大橋川により橋北 部と橋南部に分かれていますが、その間を連 絡する道路が4路線しかないため、通勤時間 帯を中心に大きな混雑が見られます。今後、 交通量の増大に対処するために路線数を増や すことが必要となっています。

市街地における渋滞を緩和し、都市機能を 高めるうえで、道路容量拡大にあわせて、市 民の理解と協力を促しノーマイカー通勤運動 やパークアンドバスライド等によって自家用 車の市街地流入を減らす施策を積極的に推進 する必要があります。

①公共交通の確保と総合的な交通体系の整備

生活に必要なバスなどの公共交通の確保・ 充実と総合的な交通体系の整備を推進します。

②バス交通の充実と交通渋滞の緩和

高齢者、障害者、学生児童など交通弱者 はもとより、住民の日常生活における移動 手段を確保するため、バス交通の利便性の 向上を図ります。

特に、旧町村内循環バスの運行など、きめ細かいサービスの充実を図るとともに、市域全体を通してバス路線ネットワークを構築し、広域市民バスとして鉄道や民間バ

語句説明

【モータリゼーション】自動車が生活必需品として普及する現象。自動車の大衆化。車社会。

【パークアンドバスライド】市街地郊外に設置した駐車場にマイカーを 駐車 (パーク) し、そこからバスなどに乗り換え (ライド)、通勤など を行えるようにする政策手法。 スとも連携した利便性の高い効率的な運行 形態を確立します。

一方、新市の中心市街地等における交通 渋滞の緩和を図るため、市内の幹線道路網 を整備し、それらの良好な接続により総合 的な道路体系を構築します。あわせて、渋 滞、交通事故、環境汚染等の問題の解決に 向けて、ノーマイカー通勤やパークアンド バスライド、車両通行規制等、車両交通を 減らすための施策を展開します。

③航空路、鉄道、航路

航空路については、出雲空港、米子空港の機能の充実と、国内外に向けた航空網の拡充を促進します。

また、鉄道については、高速化を図ると ともに、適正な路線設定や運行ダイヤの確 保、他の交通機関との相互ネットワーク化 を促進し、利便性の向上に努めます。

さらに、航路については、隠岐航路の維持・拡充に努めます。

交通体系の整備

バス交通の充実と交通渋滞の緩和

航空路、鉄道、航路等の充実

①バス交通の充実と交通渋滞の緩和

バス交通の利便性を向上させるため、新市の中心部と旧町村中心部を結ぶ放射道路や、旧町村間を結ぶ環状道路の整備に併せ、路線バスの維持・拡充を図ります。

また、バスの利用を促進するため、民間バス、公共バス、鉄道が相互に連携を図った総合的なバス路線ネットワークを構築し、乗り換えがスムーズになるようにするとともに、運行回数、運賃なども適切となるよう努めます。さらに、高齢者や障害者にやさしいノンステップバス(低床バス)の導入を進めます。

市内の交通混雑を解消し、市内各地域間の移動をスムーズにするために、内循環線等の幹線 道路網を整備します。

一方、こうした交通容量の拡大策に加えて、都市交通の円滑化を進めるために、

交通需要マネジメントによる交通量の低減を図ります。具体的には、ノーマイカーデーの推進・拡充、パークアンドバスライドの促進のほか、

路線の見直し等によりバス利用を促進します。

②航空路、鉄道、航路等の充実

航空輸送の拡充を図るため、出雲空港・米子空港における主要路線の増便、ダイヤの改善、機材の大型化、コミューター路線の維持、新規路線の開設を促進します。

また、鉄道については、JR山陰本線およびJR伯備線において、路線改良や新型車両、プリーゲージトレインの導入などによる高速化を図るとともに、JR木次線の利用を促進します。一畑電鉄においては、県および沿線市町との連携による利用促進策に取り組みます。

航路については、新市と隠岐を結ぶ航路の維持・拡充に努めます。

さらに、高速バス路線の拡充などにより、新市と他の圏域とを結ぶ交通網の整備に努めます。

語句説明

【パークアンドバスライド】P31参照

【交通需要マネジメント】自動車利用者の交通行動時間(時間、経路、 手段等)の変更を促し、地域レベルでの道路交通混雑を緩和する手法。 代表的な例として時差出勤(フレックスタイム)などがある。 【コミューター路線】地方都市間や都市と離島を結ぶ小型機による地域 航空便が就航する路線。

【フリーゲージトレイン】 軌間可変電車。新幹線と在来線の相互を運行する鉄道車両。

事 業 名	事業主体	事 業 概 要
山手や洪・坐了や洪の利伍林点し	民 間	主要路線の増便
出雲空港・米子空港の利便性向上	民 間	機材の大型化
1.1000十位 1.10.6000000000000000000000000000000000	民 間	高速化の促進
JR山陰本線、JR伯備線の機能充実	民 間	電化、複線化の促進
JR木次線、一畑電鉄の利用促進	民 間	利用の促進
長距離バス路線の充実	民 間	都市間高速バス路線の拡充、促進
生活路線バスの充実	市	鉄道、路線バスと連携強化と生活路線 バス及びバス停等関連施設の充実
** * * * * * * * * * * * * * * * * * *	市	ノーマイカーデー推進拡充
交通需要マネジメント	市	*パークアンドライド施設の整備促進
隠岐航路の充実	民 間	新市~隠岐間航路の拡充、促進

(3) 市街地の整備

新市の市街地は、大橋川が介在する南北の 既成市街地を核とし、周辺部の市街地を七つ の拠点地区として位置付け、市街地の再生に 併せ、市全体の中での役割の上から特徴ある 拠点市街地の形成を図る必要があります。と りわけ市街地間を結ぶアクセス道路の整備お よび公共交通機関の再編・拡充が求められて います。

市街地は、古くから商業、業務、居住など の様々な機能が集まり、人々の生活や娯楽、 交流の場として、また、長い歴史の中で独自 の文化や伝統を育むなど、中心的な役割を担 ってきました。しかし、近年の急速なモータ リゼーションの進展、商業を取り巻く環境の 変化、中心部の居住人口の減少と高齢化など を背景に、市街地の衰退・空洞化が問題とな っています。また、住宅と商業施設の混在や 老朽化した木造建築の密集、数多くの細街路 の存在など、都市基盤整備の遅れは、生活環 境の悪化や経済活動を阻害する要因となって います。

今後は、伝統美観保存地区指定等の拡充や 都市施設の整備により、ソフト、ハードの両 面において地域の特徴を活かし、そこに暮ら す居住者や来訪者に配慮した災害に強く、安 全なまちづくりが求められます。

旧松江市においては、中心市街地の活性化 を図るため平成10年に、都市機能の拡充、商 業機能の再編、交通機能の再編の3戦略を機 軸とする「中心市街地活性化に関する基本計 画 | を策定しました。新市でも引き続きこの 基本計画に基づき、中心市街地の整備を順次 進めるとともに、公共交通機関を活用して、 面的な広がりをもった魅力ある街を形成し、 併せて、中心市街地での住宅供給とともに生 活支援機能の再構築を行い、都心居住を図っ ていくことが一層求められています。

一方、国道および主要地方道等の広域幹線 道路の整備に併せ、沿道利用型商業集積によ る新市街地の形成や、交通結節点などの地域 特性を活かしたまちづくりを推進する上か ら、遊休地を活用した市街地の再整備が必要 です。また、少子高齢化の影響が懸念される 地区に対応し、生活環境の向上に必要な行 政・病院・小売店舗などの利便施設の誘導・ 整備が求められています。

人々が集う魅力ある市街地を形成するた め、新市の中心部である既成市街地と各拠点 地区の機能分担や地域特性を活かし、バラン スの取れた整備を進めます。

既成市街地では、都市機能を高めるために、 交通結節点であるJR松江駅、松江しんじ湖温 泉駅のターミナル機能の強化と主要な公共交 通機関であるバスの利便性の向上を図るな ど、交通手段の多様化と分散を推進し、慢性 的な交通渋滞を解消します。

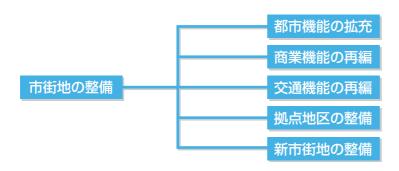
また、既成市街地をはじめ各拠点地区の都 市基盤を整備することにより、住環境の改善 や住宅供給を促進するとともに、新たな商業 地域の形成等により既成市街地や各拠点地区 の活気を取り戻します。

一方、既成市街地の周辺部における健全な 土地利用の増進を図るために、土地区画整理 事業や田園地域の適度な開発誘導など、快適 に暮らせる新市街地の整備を進めます。

語句説明

【モータリゼーション】P31参照

【伝統美観保存地区】条例により指定された地域固有の文化的建造物や 自然等によって形成される伝統的街並み。



①都市機能の拡充

道路整備を市街地整備のひとつの柱とし、計画的に進めます。

既成市街地では、慢性的な交通混雑を解消し、安全で円滑な交通を確保するために、循環道 路網の整備を行い快適な歩行空間を確保します。

また、各拠点地区を結ぶ幹線道路は、地域資源である温泉、歴史・文化遺産、美しい海岸線を活用した観光産業をはじめとする産業振興にもつながり、新市の一体的な発展を支えるうえでの重要な要素であるため、地域の実情に沿った整備を計画的に行います。

このほか、市街地の居住者を増やすため、細街路などの生活基盤整備、住宅の提供、緑化推 進など住環境の改善を進めるとともに、遊休地を活用した防災機能の確保など、都市機能の拡 充を図ります。

②商業機能の再編

既成市街地をはじめ各拠点地区の商店街において、地元の生活者、観光客、高齢者など消費者の対象を明確にし、生活支援商業地あるいは観光商業地などそれぞれの特色づくりを促進することで商業機能を高めるとともに、空き店舗、空き家など遊休地の活用による商業集積地整備を推進し、商店街の活性化を図ります。

③交通機能の再編

松江駅や松江しんじ湖温泉駅など交通結節点の機能を強化し、既成市街地や各拠点間の公共 交通機関の利便性向上を図ります。

併せて、歩道改良や電線類の地中化など歩行環境の整備に努め、歩いて暮らせるまちづくり を進めます。

④拠点地区の整備

生活基盤の整備や、空き店舗、空き家など遊休地の活用による繁華街の再生、土地区画整理 事業による有効な土地利用の促進を図るとともに、日常生活を支援する利便施設の整備を推進 します。

また、交通結節点、観光・レジャー拠点など、拠点地区の機能分担や地域特性を活かしたまちづくりを積極的に推進します。

⑤新市街地の整備

新たな市街地形成において、遊休地の開発を目指した土地区画整理事業などによる有効な土地利用の増進を図り、新市における交通結節点など地域特性を活かしたまちづくりを進めます。

(1) 中心市街地

(1) 中心印料地					
事 業 名	事業主体	事 業 概 要			
	市	松江歴史資料館整備事業			
	市・民間	北殿町歴史的町なみ再生事業			
	市	大手前広場再生整備事業			
殿町地区再生事業	組合	活性化広場公園整備事業			
	組合	市街地再開発事業			
	未 定	県民会館バス停留所整備事業			
	県	都市計画道路整備事業(城山北公園線、袖師大手前線)			
松江しんじ湖温泉地区再生事業	組合	市街地再開発事業			
松江駅前地区再生事業	県	都市計画道路(松江停車場白潟線)			
中心市街地まち明かり推進事業	市	まち明かり推進事業			
市街地再整備事業	未 定	大橋川改修事業関連市街地整備			

(2) 拠点地区

事業名	事業主体	事 業 概 要
玉湯地区拠点整備	市	・温泉街基盤整備・湯町まちづくり事業・都市計画道路整備
八雲地区拠点整備	市	・商業の魅力の向上と賑わい創出地区の形成 ・商業ゾーン、公共サービスゾーン、住宅ゾーン整備 ・ふれあい農園、道路整備
宍道地区拠点整備	市	・駅前ロータリー、駐車場の整備・駅南ニュータウンの整備・都市計画道路の整備(宍道中央線・小宮田線)・駅南北を結ぶ跨線橋の整備
鹿島地区拠点整備	市	街路、公園、駐車場整備
八束地区拠点整備	市	街路、公園整備
美保関地区拠点整備	市	下水道整備
島根地区拠点整備	未定	地域生活基盤(教育・文化・商業複合施設)整備

(4) 魅力ある景観形成

新市は、宍道湖、中海、日本海といった美しい水辺や緑の山々に囲まれた豊かな自然環境とともに、城下町としての風情や古代出雲文化の歴史的遺産、農村や漁村の心やすらぐ風景など素晴らしい景観要素を有しています。

当地域は、既に大山隠岐国立公園、北山県立自然公園、宍道湖景観形成地域などの指定を受けていますが、今後も、水と緑に包まれた美しい自然環境の保全や歴史的な街並みの継承、魅力あふれる景観の創出に一層努める必要があります。

地域固有の文化・歴史的建造物や自然等によって形成される美しい街並みに対する評価が高

まっている今日において、指定地区の一層の整備、拡大が求められています。今後、地元住民 との協働による地域指定にむけた取り組みなど、 景観形成事業を進める必要があります。

また、主に市街地において、街路などの公共 施設の緑化、民有地を含めた市民主体の緑化活 動の推進など、緑が豊かな都市景観の創出が求 められています。

良好な景観の創出のためには、地域全体の合意形成と市民・事業者・行政の一体となった粘り強い取り組みが不可欠であり、市民・事業者の自主的な活動への支援や意識啓発が必要です。

新市の持つ美しく豊かな自然と、長い歴史の 蓄積による伝統美と文化という恵まれた資産を 保全していくとともに、市民・事業者・行政な ど様々な主体の協働により新たな文化創造を行うため、景観形成に関する条例を策定し、潤いと豊かさあふれるまちづくりを行います。

魅力ある景観形成 歴史的街並み等の保全 まちづくりへの市民参加

①景観形成地域の指定

新市の景観条例に基づき、豊かな水辺環境や田園景観を有する地域、良好な市街地の緑地や 景観形成が見込まれる地域については、景観形成上重要な地域として指定できるよう努めます。

②歴史的街並み等の保全

新市の景観条例に基づき、景観形成上重要な歴史的街並みや農・山・漁村風景、建築物などの指定を行い、暮らす人訪れる人ともに歴史と文化が紡ぎ出すゆとりと潤いを享受できるまちづくりを推進します。

③まちづくりへの市民参加

公共事業への積極的な市民参加を促進し、都市に関わる様々な主体に対し目標となるデザインの共有化を行い、協働のまちづくりを推進することにより、秩序と調和の保たれた新たな街並みの形成を図ります。

また、市民の自主的な取り組みの促進を図るため、景観形成に取り組む市民団体等に積極的な支援を行うとともに、広報活動などを通して意識啓発を行います。

事 業 名	事業主体	事 業 概 要
緑と暮らすまちづくり 整備事業	市	人にやさしい歩道の整備と幹線道路などの公共空地を利用した***ケットパーク等を整備し、行政と地域住民と一体となった公共空間の緑化事業を推進する。
公共デザイン推進事業	市	市民参加により公共事業のデザインのあり方を検討すると ともに、「デザイン委員会」を開催し、公共・観光サインな どを含めた公共物の景観形成を行う。
景観保全事業	市	地域の歴史、伝統、文化を継承し、地域の特性を活かした 景観づくりを図るため「景観審議会」を開催し、地域の景観 を守る「景観形成地域」を指定し、住みよいまちづくりを行う。

(5) 河川・水辺周辺等の整備と保全

新市は、北部に日本海を臨む風光明媚な海岸線が広がり、大山隠岐国立公園の指定を受けています。この海岸線に沿って大小さまざまな湾が点在しますが、これらに注ぐ河川は急流河川であることから、洪水、土砂崩れの恐れがあり対策が必要です。また、佐陀川は江戸時代の天明年間に松江城下の水害を防ぐため開削された人工排水運河ですが、河川断面の不足から洪水、高潮の被害が絶えないため早期改修が必要です。中海と美保湾を繋ぐ境水道沿いの低地部も、高潮等の影響を受けやすい状況にあり、対策が必要です。

新市の中心部には、宍道湖・中海の二つの湖とこれを結ぶ一級河川大橋川、さらに市内に張り巡らされた堀川がありますが、過去に多くの水害により貴重な財産を失っていることから、大橋川の早期改修が必要となっています。

南部には、中国山地を源とする急峻な山地 を流れる中小河川があり、温泉街や住宅街を 経て、宍道湖、中海、大橋川に注がれていま す。しかし、これらの河川は上流部の開発や 荒廃が進み、砂防、浸水防止工事が急がれているところです。

このように新市は、あらゆる水面をもっていますが、市民生活の安全と財産を守るための都市づくりが必要となっています。また、これらの水面は、地域の自然と文化と歴史を育む貴重な財産であると同時に憩いと安らぎの場として、多くの市民に愛されています。特に宍道湖・中海・大橋川・堀川の映し出す情景は、新市の象徴的な財産であり、かけがえのない観光資源として、その景観を守ることはもちろん、市民の身近な憩いの場として整備されることが望まれます。

また、新市の地質は全域が侵食を受けやすい特殊土壌地帯に指定されており、傾斜地形の海岸部は侵食や砂の流出・崩落の危険性があり、平野部においても、山や谷間に沿って家屋が点在している集落においては常に土砂災害の危険があります。

このため、砂防事業、地すべり対策事業、 急傾斜地崩壊対策事業を継続して進め、住民 の安全な生活を支える環境整備が必要です。

安全、安心なまちづくりのため、大橋川改修やそれに流入する中小河川改修を早急に推進します。

二つの湖、それに流入する各河川においては、市民に潤いと安らぎを与える水辺空間や親水施設の整備を図ります。各河川整備を実施する際には、生態系や地域の歴史、自然、文化などに配慮するとともに、人に優しい川づくりを目指します。また、河川環境を守る

ためのボランティア等の啓発活動も今後進め ます。

さらに新市は急傾斜地から流入する中小河 川が多く、土砂の堆積が災害につながってい ることから、砂防えん堤の整備を図るととも に、浚せつ、補修等の維持管理に努めます。

また、新市の土砂災害対策として、防災施設の整備を図るとともに、海岸の崩落防止のための植裁等を行うほか、土砂災害危険箇所

語句説明

については、調査実施による危険箇所の把握 と新規住宅等の立地抑制を図り、災害時の避 難情報の提供に努めます。 新市の災害に対する基盤整備はまだ遅れている状況であり、県と協力しながら計画的な対策、整備の実施を進めていきます。

| 支伊川・神戸川治水事業の推進 | 中小河川の改修 | 浸水被害対策の実施 | 土砂災害対策の実施 | 住民参画による河川環境の保全

①斐伊川・神戸川治水事業の推進

裴伊川・神戸川治水事業の推進を図るとともに、併せて周辺のまちづくりを進めます。

②中小河川の改修

中小河川の改修を推進するとともに、水辺空間を活かした親水公園の整備も進めます。

③浸水被害対策の実施

宍道湖周辺の浸水被害、高潮による低地部の浸水被害のための防止施設の整備を推進します。

④土砂災害対策の実施

災害危険箇所の調査と早期の指定を図り、砂防工事、急傾斜地崩壊対策工事や地すべり対策 工事を促進するとともに、土砂災害対策に配慮した土地利用計画に基づき、がけ地近接等危険 住宅の移転を図ります。

⑤住民参画による河川環境の保全

河川の環境を守るための住民参画の取り組みや啓発を図ります。

事 業 名	事業主体	事 業 概 要
斐伊川神戸川治水事業	国	大橋川改修
中小河川及び内水排除対策	県・市	洪水・高潮対策の護岸整備等、市街地低地帯や中海 周辺の浸水被害防止対策
河川浄化対策事業	市	堀川浄化対策事業等
砂防事業	県	砂防えん堤建設等
急傾斜地崩壊対策事業	県	急傾斜地崩壊危険区域内の防止工事
地すべり対策事業	県	地すべり防止区域内の防止工事
治山対策事業	県	森林の維持・造成
海岸環境整備	県	良好な海岸環境の保全
中海周辺の護岸改修	国	本庄、八束地区など
河川環境整備事業	国、市	親水護岸、親水公園等整備

(6) 港湾の整備

新市には45の港湾と18の漁港があり、その位置は宍道湖・中海周辺19港、日本海側44港となっており、ほとんどが漁港として利用されています。

このなかで、県管理港湾の七類港、県管理 漁港の加賀漁港は、隠岐航路の発着港として、 また境港管理組合管理の境港(江島等)は外 国との物流港として整備されています。 今後、特に日本海側港湾については、日本 海交易の将来を検討しつつ、漁港・観光・運 輸等の機能分担と付帯施設の強化を図る必要 があります。

また、宍道湖・中海の港湾については、漁業等の港湾として、また観光施設等へのアクセス航路の寄港地として整備する必要があります。

日本海交易や内水面水上交通の将来性を検 討するとともに、漁業振興や観光レジャー振 興、運輸等の機能分担を図りつつ、各地域の 特徴を活かした港湾整備を推進します。

港湾の整備

拠点港湾の整備

地域の特徴を活かした港湾・漁港の整備

①拠点港湾の整備

日本海交易や離島航路の拠点としての機能を有する港については、施設の整備を進めるとともに、その機能の充実を図るため、アクセス道や付帯施設の整備を推進します。

特に、隠岐への玄関口である七類港については、立体駐車場及び漁業振興・観光振興を目的 とした多機能交流拠点の整備を検討していきます。

②地域の特徴を活かした港湾・漁港の整備

宍道湖・中海・大橋川に面した港については、漁業施設、観光施設とのリンクあるいはレジャー施設、内水面航路の寄港地としての活用など、その機能と役割に合わせ地域の特徴ある整備を推進します。また、既存の港湾及び漁港については、地域の自然や風土を活かしながら、本来の機能の充実を図るとともに、他施設との機能補完が行えるような施設整備を推進します。

事 業 名	事業主体	事 業 概 要
七類港整備事業	県	岸壁、護岸整備等
松江港整備事業	県	臨港道路整備、岸壁整備等
港湾整備事業	市	新市管理の既存港湾の機能充実及び整備促進

(7) 地域情報通信の整備

新市の情報化施策を推進する上で、時間と 場所の制約を受けずに各種の住民サービスを 提供していく基盤として、高速な通信回線網 は必要不可欠となっています。

新市における高速通信回線網の整備状況 は、地域により整備回線の種別(DSL、 CATV、FTTH)、整備方式(自営、民間調達)、 整備スケジュール等に違いはあるものの、概 ねどの地域に居住していても、高速(超高速) インターネット接続が可能になりつつありま

しかしながら、各市町村の抱える地域課題

等の違いから、それぞれが取り組んでいる情 報化施策や住民への提供サービスの内容に違 いがあり、また、自営線として構築した回線 網の維持管理や自営プロバイダー事業のあり 方等、新市におけるサービスの提供方法を整 理する必要があります。

今後は、超高速・高速通信回線網を活用し、 より実効性のあるサービスを提供することに より、居住する地域によって享受できる行 政・情報サービスや料金に格差が生じないよ う、地域情報化施策を積極的に推進する必要 があります。

①情報通信インフラの一体的整備

新市の一体的な発展と行政・情報サービ スの均一化を図るため、その基盤となる情 報通信インフラの整備にあたっては、地域 の特性に応じた整備方式を選択し、全市域 のブロードバンド(広帯域化による高速・ 大容量通信) 化を推進することにより、新 市のどこに住んでいても情報通信技術の恩 恵を享受できるようにします。

②電子市役所の構築(市民や事業者が実感で きるサービスの向上)

整備された情報通信インフラを活用する ことにより、住民や事業者がその利便性を 実感できる地域情報化施策を推進するな ど、24時間365日どこからでもサービス提 供が可能な電子市役所の構築を目指しま す。

新市全域のブロードバンド環境の整備

地域情報通信の整備

電子市役所の構築

個人情報の保護と安全対策

①新市全域のブロードバンド環境の整備

新市全域においてブロードバンド環境を整備し、次の施策を実現すること等により、居住地 域による情報サービスの均質化を図ります。

語句説明

【CATV】P18参照。 【電子市役所】P18参照。

【DSL】Digital Subscriber Line。電話で使っている銅線をそのまま使っ て、高速デジタル通信を行う方法のこと。代表的なものにADSL(非対 称デジタル加入者線)がある。

【FTTH】Fiber To The Home略。超高速のデータ伝送を可能とす る光ファイバーを家庭まで配線すること。

【プロバイダー】インターネット・サービス・プロバイダー (ISP) のこ と。インターネットへの接続サービスを提供する団体、または企業。 【インフラ】P14参照。

【ブロードバンド】広帯域通信網のことで、高速で大容量の情報を送受 信できるアクセス回線。

- ・新市全域どこからでも高速インターネットが活用できる環境を整えます。
- ・新市全域において、テレビやインターネット、**音声告知放送等による市政情報や地域情報等の提供を可能にします。また、新市全域どこからでも**P電話を利用できる環境を整えます。
- ・ 地上波デジタル放送開始により、今以上に難視聴地域の増大が予想されますが、新市においては、難視聴地域を完全になくします。
- ・携帯電話のサービスメニューの増大にあわせ、携帯電話の不感地帯をなくします。
- ・自営により整備した高速回線網や自主^{**}プロバイダー事業について、民間調達線や民営プロバイダーへの移行も視野に入れ、情報サービスの提供方法を再構築します。

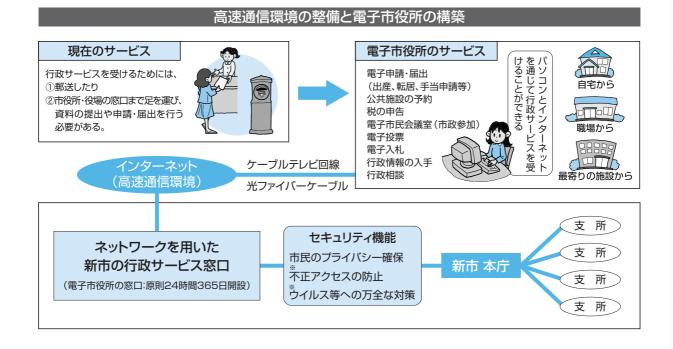
②電子市役所の構築

電子市役所の実現に向け、以下のサービスを順次開始します。

- ・電子申請届出の早期実現・拡充
- ・身近な行政を実現するため、通信やデジタル放送の特性である双方向性を活かした市政参画 機会の拡充
- ・保健・福祉、商工業、農林水産、防災、教育・文化等様々な分野での積極的なIT(情報技術) 活用

③個人情報の保護と安全対策

- ・個人情報の保護とネットワークセキュリティの一層の強化
- ・大災害発生時など、ネットワーク障害が発生した場合のボックアップ体制確立



語句説明

【音声告知放送】加入世帯にスピーカーのついた受信機を設置し、各種のお知らせや災害などの緊急情報を流すもの。

【IP電話】インターネットプロトコル電話。インターネットの仕組みを使った電話のこと。

【地上波デジタル放送】地上アンテナからデジタル信号を用いて放送する方式。2003年から関東・近畿・中京の3大都市圏で開始され、その他の地域では2006年から順次放送が開始される予定。2011年のデジタル放送完全移行により現在のアナログ放送は終了する。デジタル信号は非常に直進性が強いことから全国的にテレビの難視聴地域が拡大することが懸念されている。【不感地帯】通信のための電波の弱い地域。 【プロバイダー】P42参照。【ネットワークセキュリティ】情報報通信回線網(コンピュータネットワーク)を通じて、コンピュータに蓄えられたデータの改ざんや盗聴等を防ぐ

【電子市役所】P18参照。

ための安全対策。

【ネットワーク障害】情報通信回線(コンピュータネットワーク)を構成する機材やソフトウエアの不具合により、データ転送やデータ取得等の情報 通信ができなくなる状態。

【バックアップ】コンピュータやネットワークの障害発生時に、代わりに働くコンピュータやネットワークを用意しておくこと。また、誤作動やシステム障害などによるデータの破壊や誤った更新に備えコピーを作っておくこと。

【不正アクセス】あるコンピュータへの正規の接続(アクセス)権を持たない人がID(身分識別番号)やパスワード等を盗聴したり、コンピュータの不具合などを悪用して、不正にコンピュータを利用する、あるいは試みること。

【ウイルス】他のコピュターのプログラムの中に潜り込んで、データを破壊 したり消去したりするプログラム。ネットワークや記憶媒体を通じて他の コンピュータに伝染することからこう呼ばれる。

事	業	名	事業主体	事 業 概 要
高速通信	言環境團	 修備事業	市・民間	*CATV網又は光ファイバー網を活用し、新市全域どこからでも、 高速通信を利用できる環境を整える。 新市の均一な情報提供と地上波デジタル放送対策のため、新 市のどこからでも、CATVサービスを利用できる環境を整える。
電子市役	设所構築	 华事業	市	24時間365日いつでも、どこからでも市役所への申請・届出をインターネットや携帯電話を通じて可能とする電子申請・届出システムを構築する。

2. 生活環境の整備

(1)消防・防災体制の充実

災害状況について、火災は、過去5年間の平 均出火率は4.6件/1万人で、全国平均4.8とほぼ 同程度です。救急については、過去5年間の平 均救急出動件数は、13.5件/日ですが、毎年増加 する傾向にあり、救急救命士の養成やプレホスピ タルケアの充実などにより、救命率の向上を図 る必要があります。水害については、昭和47年 に中心市街地が冠水し、約2万戸の家屋が浸水 しました。その後も河川改修の遅れにより、局 地的な常襲的浸水が発生しているほか、多数の 土砂災害危険箇所もあり、万一の災害発生に備 え、迅速な情報収集・伝達と警戒・避難体制の 強化が課題となっています。地震については、 国の地震特定観測地域に指定されていますが、近 年、鳥取県西部地震(平成12年10月、M7.3、震 度5弱を観測)、芸予地震(平成13年3月、M6.7、 震度3を観測)など、近隣で大規模地震が発生し ており、地震に強いまちづくりなど、大規模地 震の発生に備え、震災対策の強化や津波監視体 制の確立が重要な課題です。

防災対策については、基本的指針となる地域 防災計画の見直し、防災マップの作成・配布、 防災無線やCATVの活用などによる情報収集・伝 達体制の整備、災害緊急物資の計画的備蓄、住 民参加による原子力災害や大規模地震を想定し た防災訓練などが必要です。特に、原子力防災については、万一の事故に備え、国、県との緊密な連携を図った防災体制の強化、防災訓練により事故時の円滑な防災活動を習熟するとともに、市民に対する情報公開を積極的に推進する必要があります。

また、地域の防災対応については、常備・非常備消防の人員・装備の充実、繁急消防援助隊の充実による広域対応、自主防災組織の育成など一層の消防力強化が必要です。

防犯体制については、防犯連合会等によりパトロール活動、高齢者宅訪問、誘拐被害防止教室など幅広い活動が展開されていますが、地域ぐるみの防犯活動の充実、警察との連携強化、危険箇所の解消などを着実に進めていくことが必要です。

原子力発電所に係る安全性確保のための対策については、県とともに中国電力(株)との間に「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」を締結し、環境放射線監視や温排水調査を実施するほか、発電所の運転状況の把握を行っていますが、この協定を厳正に運用することにより、安全確保に万全を期すよう努めていく必要があります。

災害や火災、事故から市民のかけがえのない生命と財産を守り、市民が安心して日常生活を送ることができるよう「災害に強く安心・安全なまち」を目指します。

このため、災害の大規模化・複雑化や救急

救助の増大に対応した消防署所再編を行うと ともに、装備の近代化や技術の向上等消防力 を強化し、迅速かつ的確な消防・救急・救助 体制の充実を進めます。

さらに、各地域・地区の実情を反映した、

語句説明

【プレホスピタルケア】病院前救護。救急車内での、病院に到着するまでに行う応急処置。

【地震特定観測地域】地震予知連絡会において、防災上の観点から重点 的に観測を強化するとされた地域。 【CATV】P18参照。

【緊急消防援助隊】国内で発生した地震等の大規模災害時における人命 救助活動等をより効果的かつ充実したものとするため、整備された全国 の消防機関相互による迅速な広域消防応援体制。 様々な災害に対し実効性のある地域防災計画 を策定し、迅速な初動活動と的確な応急活動 を確保します。

また、「減災(mitigation)」の視点から、災害危険情報の積極的な開示と共有を図り、自助・共助・公助による責任と役割を果たせるよう、市民・行政・関係機関が一体となった「協働(collaborate)」による総合的防災体制

の整備を進めます。

さらに、日常生活の安全に直接つながる防犯活動を、地域ぐるみの活動として展開するとともに、防犯組織の充実と、良好な生活環境を守る対策の推進に努めます。

また、原子力発電所周辺地域住民の安全性 確保と環境の保全を図るための対策を実施 し、安全確保に努めます。

基本計画

消防力の強化と救急・救命体制の拡充

消防・防災体制の強化・拡充

総合的防災体制の整備

原子力発電所安全性確保のための対策の実施

①消防力の強化と救急・救命体制の拡充

常備消防においては、消防署所の再編による体制強化、車両や機械器具の更新・高度化を進め、非常備消防においては、消防団員確保や装備の充実を進めます。また消防水利の整備、狭隘道路の拡幅整備による消火困難地区の解消などとともに、救急搬送において重要な役割を果たす防災へリコプターの活用を図るため、離発着場を確保するなど、総合力としての消防力の強化を進めます。

さらに、プレホスピタルケアの充実、特殊災害や大規模災害時の対応力向上のため、救急隊 員の教育訓練の充実、救急救命士の養成や、救急車両・救助救命資機材の計画的な更新を行い、 救命率の向上を目指します。

また、市民への防火意識の浸透と、救急処置の知識・技術の向上のため、普及啓発活動を積極的に進めます。

②総合的防災体制の整備

地域の実態に即した地域防災計画を策定し、平時の備えを充実します。

迅速かつ的確な初動対策を行うため、情報通信機器を整備するとともに、市民に速やかに情報を提供するための情報系地域防災無線などの整備を検討します。

災害発生時に速やかに避難するため、災害危険箇所と情報伝達、避難場所、避難路等を示した**
たハザードマップや防災マップを作成し、被害の軽減を図ります。特に、原子力発電所での事故・トラブルについては、その影響を五感に感じないという特殊性があるので、市民の的確な行動を促すため、積極的に情報公開をします。

また、災害発生時に「自分(自分たち)の生命は自分(自分たち)で守る」という市民の防災意識の高揚を図り、地域における互助精神に基づく自主防災組織を育成するとともに、災害ボランティアへの支援を強化し、行政と防災関係機関を含めた『協働』による自発的防災活動

語句説明

【プレホスピタルケア】P45参照。 【同報系地域防災無線】市町村から住民に対し、屋外拡声器、個別受信機等を通じ、情報を伝達する設備。 【ハザードマップ】 地震・洪水・火山噴火などにより発生が予想される 災害現象の、進行状況などを地図に表したもの。災害予測地図。避難情 報を併記する。

の環境を整備します。

さらに、大規模災害や原子力発電所の事故を想定し、住民参加の実働型訓練とあわせ、図上訓練を取り入れるなど、実効性のある訓練を行い、地域防災計画やマニュアルの検証と、災害時の判断能力の向上、防災活動の習熟を図ります。特に、原子力防災については、国や県と一体となり*オフサイトセンターを活用した訓練に努めます。

防犯連合会をはじめとする防犯組織の充実と、地域の防犯活動のリーダー養成、防犯灯整備などによる危険箇所の解消、地域ぐるみでの少年非行防止、学校安全対策の支援、児童安全対策の推進等に積極的に取り組み、安心して暮らせる生活環境の創出を進めます。

③原子力発電所安全性確保のための対策の実施

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」を厳正に運用し、関係機関と連携し、環境放射線等測定調査結果等の把握と周知、原子力発電の安全性に関する調査・研究及び広報、住民に対する原子力発電に関する知識の普及など地域住民の安全確保対策を推進します。

事業名	事業主体	説明
地域防災計画の策定	市	新市の防災対策の基本となる地域防災計画の策定
防災訓練の実施	市	各種自然災害及び原子力発電所での事故を想定した防災訓練の実施
自主防災組織の育成強化	市	自主防災組織の結成促進と防災意識啓発の推進
迅速な情報伝達及び 避難体制の確立	市	 ・地域防災無線、移動系無線等の整備 ・ČATV、*オフトーク、有線放送の活用による住民との双方向通信設備の整備 ・避難所、避難路の表示、周知と避難勧告、指示の伝達体制の確立
防災備蓄の充実	市	食糧、防災資機材、避難生活必需品の備蓄
消防力強化と救急救 助体制の充実	市	・消防署所の再編整備・高規格救急車の整備等装備の高度化・特殊災害、事故への対応力強化・救急救命士の養成等職員の災害対応技術の向上
消防団の強化	市	・消防用器具、小型動力ポンプ付積載車等装備の充実・消防団員の確保と処遇改善
原子力安全対策の実施	市	原子力安全協定の厳正な運用と原子力発電所安全対策協議会の開催

語句説明

(2) 住宅等の整備

新市の住宅状況は、平成12年国勢調査によ ると、総世帯数72,189戸に対し持家数は 41,786戸となっており、その率は58.13%(平 成7年59.28%)です。また、核家族化・高齢 化・少子化の進行により、住宅1戸あたりの 住居者数は2.72人(平成7年2.86人)と減少 しつつあります。

市街地の居住環境は、都市基盤整備の遅れ によって防災・避難のための道路や広場が不 足し、接道条件が悪い宅地が多く、また、古 い家屋が密集していることから、大規模な地 震に伴い発生する火災など都市防災への対応 が問題となっています。このため、地域防災 計画などに従い、適正な道路の配置、避難広 場の確保、避難経路沿道の不燃化の促進など、 防災上の改善が急がれています。さらに市街 地の有効な土地利用を図るため、共同建替え の推進や安価で優良な新たな宅地の供給が求 められています。

また、住環境の改善及び居住水準の向上の ため、老朽公営住宅の建替えや既設公営住宅 の各種改善(バリアフリー化、外壁の改修、 階段手摺の設置など)を、今後とも継続して いく必要があります。

一方では、公営住宅の入居希望者が非常に 多い状況にあることから、新規公営住宅や若 者定住向け賃貸住宅及び福祉社会に対応した 公営住宅の整備が求められています。さらに 公営住宅建設を補完するため、借上げ公営住 宅の制度を積極的に導入することを検討する 必要があります。

住宅の状況 (単位:戸、人、%)

エしいがん							(-	12.)
		借家						
年 度	持家	公営·公団 公社	民営借家	給与住宅	居住世帯なし	住宅総数	持家率	世帯人員
平成7年	39,406	4,029	17,449	4,456	1,131	66,471	59.28%	190,276
平成12年	41,786	4,147	19,811	4,741	1,390	71,875	58.13%	193,704

(出典:総務省「国勢調査報告」)

定住の促進と快適で安全・安心な居住環境 確保の観点から新市の住宅マスタープランを 策定することとし、各拠点の立地を考慮し、

バランスのとれた公営住宅やライフスタイル に応じた優良な公的賃貸住宅の整備を推進し ます。

語句説明

【バリアフリー】障害を取り除くこと。施設の段差などの障害をはじめ、 心理面や制度上の障害も含む。

【借り上げ公営住宅】中心市街地を対象として、民間事業者が建設した 集合住宅を自治体が借り上げて供給する、低額所得者向けの低廉な家賃 の賃貸住宅。

【マスタープラン】全体の基本となる計画または設計。

優良な住宅・宅地の供給促進

住宅等の整備

都市環境や街並み景観に配慮した住宅・宅地整備

自然災害等に強い住宅の防災対策

①優良な住宅・宅地の供給促進

また、良質で適正価格の住宅地を整備し、若者の定住を促進します。

②都市環境や街並み景観に配慮した住宅・宅地整備

緑の配置や公園整備にあわせ、都市環境、都市景観の配慮やユニバーサルデザインによるゆとりある住宅を整備し、居住水準の向上を図ります。

また、省エネルギーの推進及び新エネルギー等を導入し、環境にやさしい住宅の整備、住宅性能表示制度の普及促進を図ります。

③自然災害等に強い住宅の防災対策

快適で安全・安心な居住環境を確保するため、密集住宅での不燃化構造、避難道路及び広場の整備を行い防災機能の強化を図ります。

主要事業

事 業 名	事業主体	事 業 概 要
市営住宅団地建設事業	市	・新規市営住宅の建設・老朽化市営住宅の建替
定住促進賃貸住宅建設事業	市	定住化促進を図るため特定の住宅の建設
借上げ公営住宅事業	市	市営住宅として借上げ
優良建築物等整備事業	民 間	調査計画·共用施設整備補助
高齢者向け優良賃貸住宅事業	民 間	・共用施設整備補助・利子補給・家賃対策補助
分譲住宅団地の整備	未 定	各拠点地区における分譲住宅団地の整備

語句説明

【特定公共賃貸住宅】自治体が供給する中堅所得者の居住のための居住 環境が優良な賃貸住宅のこと。

【ユニバーサルデザイン】誰もが使いやすく、利用しやすいデザイン (意匠・設計・図案など)。 【住宅性能表示制度】構造の安定、火災時の安全、高齢者等への配慮など、住宅の性能について評価し、住宅取得者に対して住宅の性能に関する信頼性の高い情報を提供するしくみ。

(3) 公園緑地の整備

新市は、恵まれた自然環境を活かした親水 公園・運動公園・農村公園・森林公園などが 多数配置され、市民の余暇活動や、健康づく りの場として活用されています。また、長い 歴史をもった史跡公園も多数あり、散策や社 会教育の場としての利用も多くみられます。

一方、市街地では用地の確保が困難なため、 身近に利用できる公園や、防災機能を持った 公園は少ない状況にあります。

公園緑地は、ゆとりある都市環境づくりに

欠かせないものであるとともに、都市の防災 性の向上にとっても必要性が高まっており、 地域防災計画等と整合を図りつつ整備を進め る必要があります。

今後、新市の特性である水空間を中心にし ながら、市街地の公園の整備や緑化を計画的 に進めるとともに、緑のネットワーク化を図 り、自然の豊かさを実感しながら子どもから 高齢者まで安全で快適な生活ができるような 都市を目指す必要があります。

新市の公園整備は、豊かな自然環境と先人か ら受け継いだ歴史・文化を後世に残すととも に、緑を保全し活用するという観点から公園緑 地を創出していきます。

市民に安らぎと憩いを与え、健康づくりにも

資する緑の都市環境のまちづくりを、市民の参 加で推進していきます。

さらに、中心市街地及び拠点地区においては、 都市防災を向上させ、安心・安全で住みよいま ちをつくるため、公園緑地を創出します。

公園緑地の整備

地域の個性を活かした公園緑地の整備

緑化の推進と住民参加

①地域の個性を活かした公園緑地の整備

豊かな自然環境の活用や歴史・文化との調和、安全で安心な防災まちづくりの推進など、地 域の個性や特性に応じた公園緑地の整備を図ります。

特に、地域の健康づくりの拠点として、また市民の安らぎと憩いの場として機能している7 つの総合運動公園については、施設の拡充と遊具などの機能の充実を図り、市民の利便性の向 上と一元的な管理運営に努めます。

②緑化の推進と住民参加

緑豊かな都市空間を形成するため、道路などの公共施設及び民有地を利用した緑化の推進を 図ります。

また、市民参加やボランティアによる公園緑地の愛護活動を推進するとともに、民有緑化の 支援を行い、緑のネットワークを形成します。

事 業 名	事業主体	事 業 概 要
総合運動公園施設整備事業	市	総合運動公園の遊具施設の充実と照明灯など施設整備を行う。
宍道湖畔公園整備事業	未定	宍道湖畔に、親水空間、環境保護、広域交流、情報発信、 文化創造機能を持ち合わせた複合施設の整備を行う。
地域特性・自然環境を 活かした公園整備事業	市	豊かな自然環境の中で、海岸線の美しさや農村、樹林空間 を活用し、地域の立地や特性を活かした公園整備を行う。 また、市民に親しまれる身近な小公園の整備や、災害時に広 域的な災害救援活動の拠点となる防災公園の施設整備を行う。
緑化推進事業事業	市	都市環境の保全を図るため、道路緑化、民有地の緑化を推 進する。また、市民参加によるボランティア活動による緑化 推進を行う。

(4) 居住環境・自然環境の整備

新市は、大山隠岐国立公園に指定されてい る日本海側の海岸線や、宍道湖・中海、緑豊 かな山野など、美しく豊かな自然環境に恵ま れています。

しかしながら、産業の発展や都市化ととも に、生活雑排水の放流や開発行為などによる 生態系の変化、水質汚濁・大気汚染・騒音・ ※ダイオキシン発生などの身近な生活環境の悪 化の問題から、地球温暖化、酸性雨、オゾン 層破壊など、多様な環境問題が発生していま す。

本地域において、宍道湖・中海に流入する 多数の河川の水質を良好に保つことは、快適 な環境を保全していくうえで、最も大きな条 件です。

市民が今後も健全で快適かつ文化的な生活

ができるかどうかは、行政や一部の主体の活 動だけでは解決できず、自然との共生という 一人ひとりの考え方と行動にかかっていると いえます。

そのためには、住民・企業・行政が一体と なって、環境への負荷の少ない自然にやさし いライフスタイルをつくり上げていくことが 重要です。

今後も、自然環境への配慮のない開発を防 止し、貴重な自然を保全する一方、公共用水 域の水質に影響を及ぼす生活排水やごみ問題 などに配慮したまちづくりを進め、動植物の 生態系の保全、景観形成の推進など、快適な 環境の保全と創造を目指した一層の取り組み が必要です。

新市の豊かな自然環境の保全、動植物など の生態系の保護に努め、次世代に良好な環境 を引き継ぐための施策を推進します。近年、 生活の多様化とともに環境問題は深刻な問題 になりつつあり、市民・事業者・行政が一体 となった取り組みにより快適な環境の保全と 創造を目指します。

また、「リサイクル都市日本一」を目指し、 省資源・省エネルギーのライフスタイルを推 進し循環型社会の構築を目指すとともに、環 境に配慮した自然エネルギーの利用促進に向 けた諸施策を積極的に展開し、自然環境、地 球環境の改善、保全に努めます。

居住環境の保全

居住環境・自然環境の整備

自然環境の保全

意識啓発と住民参加

省エネルギーへの取り組みと地域新エネルギーの活用

語句説明

【ダイオキシン】正確にはダイオキシン類。ゴミなどの焼却にともなっ て発生する毒性の強い物質。

【オゾン層】大気中でオゾンを比較的多く含む層。地上10~50km。この 層は、動植物に有害な太陽からの紫外線を吸収する作用がある。

①居住環境の保全

騒音、振動、悪臭等多様化する公害の監視体制を強化し、適切な指導・規制を行います。また、市民・事業者・行政が連携して、各地域の美化など地域環境づくりを推進するための支援体制の整備を進め、参加と連携による環境保全活動の促進に努めます。

②自然環境の保全

宍道湖・中海と多数の河川の良好な水質の保全のため、公共下水道、集落排水の整備を行い、 生活排水等の汚濁を防止するとともに、生態系維持のための外来魚種の放流や特定の動植物の 採取禁止、緑地の保全、自然林の保護など、豊かな自然環境の保全に努めます。

③意識啓発と住民参加

市民・事業者・行政の各主体が、連携・協力し環境保全活動に取り組むための推進組織を立ち上げるとともに、学校・社会教育の場で環境教育の普及に努め、環境意識の高い市民の割合が日本一になることを目指します。

④省エネルギーへの取り組みと地域新エネルギーの活用

地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等地球規模の環境問題の解決に向けた省資源・省エネルギーのライフスタイルの推進と啓発を行います。さらに、太陽光発電・天然ガス等の利用・普及や、新市の気候風土、生活環境などの基礎的条件を踏まえて、最も適したエネルギーの活用方策についての調査を行い、利用促進に努めます。

また、地球環境保全と持続可能な社会をつくるための地球温暖化対策推進計画の策定と実施を進めるとともにISOの認証取得の検討を行います。

事 業 名	事業主体	事 業 概 要
ISO認証取得	市	省エネルギー・省資源を含めた総合的な取組としてISO14001 の認証取得を目指した調査、検討
居住環境保全事業	市	生活排水による汚濁防止及び啓発事業
環境学習促進事業	市	・環境啓発及び実践を図る・こどもエコクラブ等への支援(環境教室の実施)
地域新エネルギー導入促進事業	市	・太陽光発電・風力発電 ・省エネルギービジョンの推進 ・** ・ 天然ガスコージェネレーションシステムの開発・利用

語句説明

【オゾン層】P52参照。

【集落排水】農業・漁業用用排水の水質保全、農魚村の生活環境改善、 自然環境の保全などを目的として、農林水産省の補助事業により整備す るもので、公共下水道とほぼ同様の機能をもつ施設。 【ISO】国際標準化機構(ISO)で制定した一連の国際規格。経営活動等の一環として法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に目的・目標を定め環境保全に取り組むための仕組みを構築するもの。

【天然ガスコージェネレーションシステム】 天然ガスを燃焼させて発電し、その際に発生する排気ガスや冷却水によって回収された熱を温水や蒸気の形で取り出し利用するシステム。

(5) ごみ処理体系の確立及び施設整備

近年、環境への負荷が少ない循環型社会へ の転換に向けて、大量生産・大量消費・大量 廃棄の社会経済システムを見直し、廃棄物の 発生抑制とリサイクルの推進の必要性が廃棄 物処理においては大きく位置付けられていま す。

特に循環型社会形成推進基本法に基づき施 行された、廃棄物処理法・資源有効利用促進 法・容器包装リサイクル法などの各法による 適正処理が求められています。

現在、容器包装リサイクル法に基づく分別 収集や、地域に密着したごみ問題解決のため の市民活動により、家庭系の可燃・不燃ごみ とも減少傾向にあります。しかし、事業系の ごみについては、微増傾向にあるため、今後 一層の事業所の協力が必要不可欠です。

資源ごみの収集量は、市民への啓発と協力 により増加していますが、さらにごみ減量、 再生利用について市民、事業所への啓発と取 り組みが必要です。

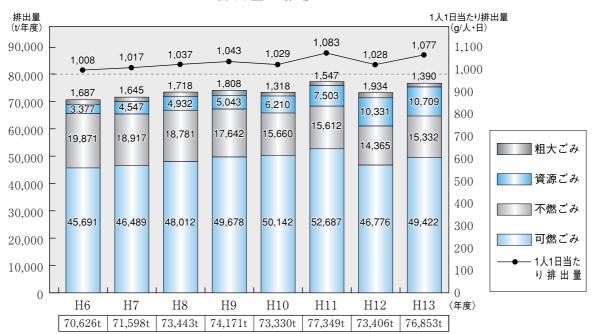
一方、収集業務については、直営もしくは 委託方式ですが、随時民間委託の検討を行い 収集効率の向上を図ることが必要です。

廃棄物の処理施設については、安定した処 理及び環境に配慮した施設確保が望まれるこ とから、引き続き既存施設の有効活用と併せ て新しい処理施設の整備計画の検討が必要で す。

また、環境を悪化させる一因となる不法投 棄は一向に後を絶たないため、市民一人ひと りの意識啓発等に努めながら、豊かな自然環 境を守ることが必要です。

し尿については、公共下水道等の普及によ り収集量が減少していることから、収集処理 体制の見直しを行う必要があります。

ごみ排出量の推移



「リサイクル都市日本一」を目指し、ごみの 減量化やリサイクルの推進事業を重点事業の ひとつと位置付け、市民の環境問題への意識 啓発を図るとともに、循環型社会の構築に向 け市民・事業者・行政それぞれが主役となり、 大量生産・大量消費・大量廃棄の使い捨て社 会を見直し、発生抑制・再利用・再生利用等 ス・リサイクル)に努め、環境への負荷が低 減された持続可能な社会を目指していきます。

そして最終的に排出されるごみについては、 既存施設の有効活用を図り環境へ負荷が少な い方法で適正な処理を行います。併せて家庭 や事業所から排出される生ごみ等の減量対策 を積極的に行い、現有施設の縮小も視野に入 れながら、老朽化した施設に代わる新処理施 設を効率的に整備していきます。さらに収 集・処理業務の民間委託化についても検討し ていきます。

また、環境を悪化させる一因となる不法投棄 についても市民の意識啓発を行いながら警察・ 事業者・地域自治会等との連携を図りながら定 期パトロールによる指導・監視に努めます。

し尿処理については、公共下水道等の整 備・普及を進めるとともに、効率的な収集処 理体制の確立を目指します。

ごみ減量化及び再資源化等の推進

ごみ焼却施設の効率的運用と整備

不燃物処理場の整理統合

ごみの不法投棄防止策

し尿処理

①ごみ減量化及び再資源化等の推進

ごみ処理体系の確立及び施設整備

市民・企業・行政が一体となって行うごみの減量・分別・再資源化に向けた啓発活動と具体 的取り組みを実施します。

②ごみ焼却施設の効率的運用と整備

ごみ減量作戦の実施と合わせた現有施設の縮小と、環境に配慮し地域の特性を踏まえた効率 的かつ効果的なごみ焼却場の整備を図ります。

③不燃物処理場の整理統合

現有施設の有効活用を基本とし、施設の効率的な管理運営体制の確立に努めます。

④ごみの不法投棄防止策

地域住民や諸団体と連携し、日常的な監視パトロールの実施や通報体制の整備を図ります。

⑤し尿処理

公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及を図ります。

語句説明

【4 R】 ごみを減らすため、不要なものの購入・提供を断ったり、物を 繰り返し使ったり、堆肥化やリサイクル活動へ協力したりすること。

- ・リフューズ(refuse): ごみになるものを生産しない、買わない。
- ・リデュース (reduce):少なくする。
- ・リユース (reuse): 再利用する。 ・リサイクル (recycle): 再生する。

【合併処理浄化槽】し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽。小型で 設置コストも安く、公共下水道施設と同等の処理能力を持つ。

事 業 名	事業主体	事 業 概 要
ごみ処理施設等整備事業	市	施設の効率的運用 (可燃・不燃ごみ処理施設)
ごみの減量化・リサイクル 推進事業	市	生ごみの再生利用、分別排出を徹底し、ごみの減量化 ・リサイクルの推進を図る。
不法投棄防止対策事業	市	ごみの適正処理の意識啓発、定期パトロールによる指導・監視等により不法投棄・ポイ捨て等を防止し環境美化を図る。
クリーンアドバイザー事業	市	住民公募によるごみ分別の啓発に係る人材育成

(6) 交通安全

交通事故死亡者は近年横ばいですが、事故 発生件数は高い水準で推移しています。

現在、各地域の交通安全対策協議会や松江 八束交通安全協会を中心とした市民参加の交 通安全運動、交通指導員による街頭指導、交 通安全教育指導員による参加型・体験型交通 安全教室など各種交通安全対策を推進し、交 通安全意識の普及を進めています。 今後とも、関係機関等との連携のもと、交 通安全意識の普及・徹底を進める一方で、交 通総量を抑制するためのマイカー利用の抑制 と公共交通機関の利用促進、住民要望を反映 した危険箇所の改善、歩道・歩行者専用道路 の整備、踏切事故防止のための構造改良など、 交通安全対策を進めていくことが必要です。

歩行者と車両の交通安全確保のため、道路 網や交通安全施設など交通環境の整備を進め ます。

道路の規格などに応じて、特に高齢者や幼児などの交通弱者に配慮した歩行者空間の確保や、適切な交通制限などを行うほか、重大事故につながる踏切事故を防止するため、立

体交差化、構造改良、保安施設整備に計画的 に取り組みます。

また、交通安全協会、交通安全対策協議会、 交通指導員など関係機関との連携のもと、幼 児から高齢者まで生涯にわたって、あらゆる 機会を通じて交通安全教育が行われるように 努めます。

基本計 迪

交通環境の整備

交通安全対策の推進

交通安全意識の高揚と交通安全運動の推進

①交通環境の整備

高規格幹線道路から居住地内の生活道路にいたるまで、異種交通の分離、通過交通の排除などにより、適切に機能が分担されるよう道路ネットワークの整備を推進します。

そのために、道路の新設・改良とあわせて道路標識、道路照明、防護柵等の交通安全施設整備にも取り組みます。

また、歩行者・自転車の安全で快適な通行空間を確保するため、広幅員歩道、コミュニティー道路、歩車共存道路の整備などに取り組むとともに、適切な交通規制を行い、安全・快適な通行環境を整えます。

さらに、事故多発地点や、危険箇所において重点的な交通安全施設整備を行うほか、交差点

語句説明

【コミュニティー道路】自動車の速度を落とし、歩行者や自転車の安全 が確保できるように工夫された生活道路のこと。 【歩車共存道路】歩行者と自動車が共存できるように、駐車空間の適正 化による駐車スペース確保や自動車速度の抑制、道路景観の向上を意識 して設計されている道路の形態。

改良、沿道環境整備、踏切改良などの道路環境整備や、交通総量の削減、総合的駐車対策、多 様な交通手段の確保などの交通需要マネジメントの推進に取り組みます。

②交通安全意識の高揚と交通安全運動の推進

交通安全意識と交通安全マナーの向上に努め、幼児から高齢者にいたるまで生涯にわたって、 段階的かつ体系的に参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。

特に交通指導員、交通安全教育指導員などによる交通弱者への安全教育を充実し、地域ぐる みの交通安全教育を推進します。

事業名	事業主体	説明
交通安全計画の策定	市	第8次交通安全計画に基づいた交通安全計画の策定
交通安全意識啓発	市	交通安全教育の開催や街頭啓発活動の実施
交通安全教育の推進 市		交通指導員、交通安全地区の教育指導員制度の拡充
危険箇所の改善	市・県	カーブミラー、防護柵、街路照明、横断歩道等の交通安全施設 の整備

(7) 上水道事業の促進

新市における生活用水は、上水道事業、簡易水道事業、各水道企業団から供給する形態をとり、新市全体の行政区域内人口は、196,452人、給水区域内人口195,859人、給水人口192,282人で、行政区域内普及率97.9%、給水区域内普及率98.2%となります。

今後は、市勢の発展、下水道及び集落排水の整備、また、生活環境の向上により給水量の増加が見込まれます。

- 上水道整備においては、今後、
- ①水需要の増加に対応するための斐伊川水

- 系尾原ダム受水計画及びそれに伴う施設 の建設計画
- ②水需要の増加及び水源水質の悪化のため の新規の自己水源の確保
- ③安全安定給水のための老朽管・老朽施設 の改良・更新(耐震化も含む)
- ④水道未普及地域を解消のための簡易水道 の新設及び統合整備
- ⑤災害時におけるライフラインとしての水 道確保のための管路の耐震化等

を検討する必要があります。

上水道事業については、水源の確保・水質 保全、水道施設の整備を行うとともに、水道 未普及地域の解消に努めます。

さらに各施設間の管網整備について、配水 管の連絡を推進し、市民に安全で良質な水の 安定供給を行います。

また、老朽施設の改良・更新、老朽管の布設替えなどに取り組み、有収率の向上を図ります。



①上水道の整備

上水道については、安全で良質な水の安定供給を目的として、配水管の整備、老朽施設の改良・更新、老朽管の布設替えなどを年次的に実施し、斐伊川水系尾原ダムからの受水関連事業に取り組みます。

また、給水区域内における未普及地区の解消に向けては、各種の下水道整備事業に併せて配水管整備を行います。

一方、ライフライン対策として、緊急用地下貯水槽の設置や管路の耐震化を積極的に推進します。

語句説明

②簡易水道の整備

簡易水道については、安全で良質な水の安定給水を目的に水道施設の整備、老朽管の布設替 え、老朽施設の改良・更新などを年次的に実施し、斐伊川水系尾原ダムからの受水関連事業に 取り組みます。

未普及地区においては、各種の下水道整備事業と連動して新たな簡易水道を整備するなど各 施設の整備を推進します。

事 業 名	事業主体	期間
上水道整備事業	市	~H26
簡易水道整備事業	市	~H26
その他整備事業 配水管連絡整備事業(新市として各地域の配水管連絡整備を行う)	市	
斐伊川水道建設事業(尾原ダムを水源とする水道用水供給施設の建設)	県	

(8) 下水道事業等の促進

新市の下水道普及率は78.2%と島根県内でも最も高い地域ですが、既に100%普及完了した地域から40%程度の普及地域まで、整備状況には隔たりがあります。今後、公共下水道や集落排水、合併処理浄化槽等を組み合わせながら、積極的に整備を進める必要があります。

また、住民の下水道接続率は80%前後となっていますが、生活環境の向上や公共水域の水質保全、また下水道の健全経営の上からも、説明会や広報PR、在宅訪問、融資斡旋、私道公設制度といった様々な方法で接続率の向上に努めていく必要があります。

新市の下水道整備は、健康で安全・快適な 市民生活を保障するとともに、宍道湖・中海 の閉鎖性水域の水質保全や、日本海沿岸地域 の海洋汚染、富栄養化の縮減を目的とし、公 共下水道、集落排水、合併処理浄化槽などの下水処理施設の全市的な整備を行い、平成20年代前半には100%整備を目指します。

下水道事業等の促進

下水道施設の整備促進

下水道の普及・啓発促進

①下水道施設の整備促進

宍道湖・中海周辺市町村を包含する流域下水道整備の一環として、公共下水道の整備を進めるとともに、日本海沿岸地域や宍道湖・中海周辺地域の農業集落排水施設、漁業集落排水施設、**コミュニティプラント及び合併処理浄化槽等の整備を促進し、施設の適正な維持管理に努めます。

②下水道の普及・啓発促進

下水道施設の整備拡大にあわせて、市民に対して下水道事業への理解と排水施設への接続を呼びかけ、下水道の普及を推進します。

語句説明

整 備 年 度		平成13年度末		平成20年代前半	
整 備 手 法		処理人口 (人)	普及率(%)	処理人口 (人)	普及率 (%)
集合処理	公共下水道 (流域)	110,769	56.7	145,600	70.3
	公共下水道 (特環)	7,761	4.0	13,200	6.3
	農業集落排水	18,417	9.4	30,000	14.5
	漁業集落排水	5,514	2.8	6,800	3.3
	*コミュニティプラント	5,736	2.9	2,300	1.1
	その他	0	0.0	0	0.0
	計	148,197	75.9	197,900	95.6
個別処理	合併処理浄化槽(市)	227	0.1	5,200	2.5
	合併処理浄化槽 (民)	2,297	1.2	400	0.2
	合併処理浄化槽 (外)	2,061	1.1	3,500	1.7
	計	4,585	2.3	9,100	4.4
合 計 (整備人口)		152,782	78.2	207,000	100.0
未 整 備 人 口		42,467		0	
行 政 人 口		195,249		207,000	

- *集合処理のその他は、小規模集落排水です。
- *合併処理浄化槽の(市)は市設置型、(民)は市補助民設、(外)は補助対象外民設型です。
- *行政人口は、平成14年3月末住民基本台帳の実数と、平成24年度予測人口です。

事業名	事 業 主 体	期 間(年度)	
流域関連公共下水道事業	市	~H22	
特定環境保全公共下水道事業	市	~H24	
農業集落排水事業	市	~H18	
漁業集落排水事業	市	~H22	
コミュニティプラント事業	市	~H19	
合併処理浄化槽設置事業	市	~H24	

注

合併処理浄化槽設置事業の事業手法

- ·特定地域排水処理施設整備事業 (環境省·公設補助事業)
- ·合併処理浄化槽設置整備事業 (環境省·民設補助事業)
- · 小規模下水道整備事業 (総務省・公設起債事業)
- ·個別合併処理浄化槽整備事業 (総務省·公設起債事業)

語句説明

(9) 市民相談

社会環境や経済が複雑多様化していくこと にともなって、市民の暮らしの中での悩みや 心配ごとは増加する傾向にあります。また、 消費生活における被害も多様化、増大してき ており、食品・日用品等の安全、安心に対す る不安も広がっています。

現在行っている暮らしの相談や法律・行

政・登記・税等の専門相談の利用件数はこれ に比例して増加しており、今後ますます市民 (消費者) に最も身近な自治体としての市町 村の相談・苦情処理体制の充実が必要となっ ています。

市民からの複雑・専門的な相談に適切に対応するため、相談受付機能を充実し、関係機

関との連携を強化します。

市民相談 市民相談の充実

①市民相談の充実

行政・法律・生活上の悩みごと・消費者トラブルなど、市民が抱える様々な問題についての相 談機能を充実するとともに、国・県・消費者センター等関係機関との連携強化によって適切な対 応に努めます。

3. 教育・文化の振興

(1)学校教育の充実

〔幼児教育〕

全国的に少子化が進むなか、本地域も同じ ように幼児数が減少傾向にあります。

また、女性の社会参画の進行に伴い、子育 てや幼児教育の環境も急速に変容し、地域や 住民のニーズも複雑・多様化してきたことに より、安心して子育てのできる環境を整えて いく施策が必要になっています。

幼児教育においては、その地域における幼 児のおかれている環境や子育ての状況を考慮 することが大切です。今後、幼稚園の果たす 役割は非常に大きく、公立、私立を問わず幼 稚園、保育所、子育て支援センター等の施設 との役割分担を充分考慮に入れながら、幼児 教育の充実と子育ての環境の整備を21世紀を 担う人材育成に向けた重要な課題として取り 組んでいく必要があります。

〔義務教育〕

児童・生徒数が年次的に減少傾向にあるな か、学校間の規模の不均衡が生じています。 それぞれの地域において、小中学校の統合を 決定したところもあり、新市においても児 童・生徒数の的確な将来推計に基づく学校規 模の適正化に取り組んでいく必要がありま す。

教育内容では、平成14年度からスタートし た完全学校週5日制や基礎・基本の確実な定 着への取り組み、さらには総合的な学習の時 間などの新しい教育活動がはじまり、児童・

生徒の「生きる力」を育む教育の実践が求め られています。

また、高度情報化、国際化の進展にともな い、情報教育、国際理解教育の充実も求めら れています。

さらには、子どもたちが家庭や地域で生活 する時間が増えることから、学社融合をさら に推進していく必要があります。

学校施設については、老朽化が進んだ校舎 等を中心に、耐震診断などを実施し、改修や 改築を進めていくとともに、学校教育の多様 化と質的な向上を図るための施設・設備等の 整備も必要です。

特別支援教育については、心身障害児就学 審議会を設置するとともに、小中学校・幼稚 園・保育所、関係機関との連携により、適切 な就学を行えるよう努めてきており、新市に おいても適正な就学指導を行うために相談や 指導体制の整備充実が課題となっています。 さらに_{LD}や_{ADHD}、 高機能自閉症等も含めた 障害の多様化に対応するため、教育内容や指 導方法の充実、施設設備の整備、計画的な職 員研修の実施などにより、プーマライゼーシ ョンを基調に、国・県の動向はもとより地域 の実情に即した特別支援教育の推進体制の確 立を図る必要があります。

健康教育については、「体力づくり」「歯の 健康 | とともに生活習慣病予防対策に取り組 んでいくことが必要です。また、就学前の段 階から子どもたちに正しい生活習慣を身につ

語句説明

【学社融合】学校教育と社会教育とが、学習の場や活動など両者の要素を 部分的に重ね合わせながら、一体となって子どもたちの教育に取り組む

【特別支援教育】障害のある児童等の自立や社会参加に向け、特別な教 育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善または克服するための 教育。

【LD】学習障害。全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読 む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用 に困難を示す状態のこと。

【ADHD】注意欠陥多動性障害。「不注意 | 「多動性 | 「衝動性 | の3つ のうちどれか、またはこれらを併せもつ症状を特徴とする症候群。社会 的、学業的、職業的機能において、臨床的に著しい障害が存在するとい う明確な証拠が存在しなければならない。

【高機能自閉症】3歳くらいまでに現れ、①社会的関係形成の困難さ、② ことばの発達の遅れ、③固執性を特徴とする自閉症のうち、知的発達の 遅れを伴わない行動の障害

【ノーマライゼーション】障害のある人もない人も同じように社会の一 員として、社会参加し自立して生活できる社会を目指すという考え方。

けさせていくことにも力を入れる必要があり ます。

学校給食については、地域の状況をふまえて学校施設の改築や給食施設・設備の改善時期等を勘案した新市全体での事業再編計画を策定する必要があります。また、地場産品の消費拡大と安全で安心な学校給食に向けた「*地産地消」の取り組みを進めるとともに、食教育としてのあり方への保護者をはじめ幅広い理解醸成が課題となっています。

いじめ、不登校などの問題に対処するため、 青少年相談室の充実、スクールアドバイザー、 *スクールカウンセラーの配置校の拡充ととも に、学校・家庭・地域の三者が連携を深め、 適切な対応を図っていくことが必要です。

〔高等学校教育〕

新市には、県立6校、市立1校、私立4校の高等学校があり、周辺市町村からも多くの入学者を受け入れ、全体で7,875人(平成14年度学校基本調査)が在学しています。

市立女子高等学校は、女子の後期中等教育機関として重要な役割を果たしてきました。

教育内容では、パソコンやマルチメディア機能を持つLL機器などの設備の充実や国際文化科の設置など時代の要請に応える、特色ある教育を展開しています。

21世紀は教育の世紀であり、今後の教育改革の方向をふまえ、これまでの画一的な傾向の教育から、個性を伸ばし、豊かな心と創造性を培い、生きる力を育む教育を目指していきます。

そして、「心の教育」を重視し、道徳感と 人間性豊かな子どもを育てるため、学校・家 庭・地域がそれぞれ役割を十分認識し、融合 し合って子どもを育てる教育システムを構築 していきます。

幼児教育では、人格形成の基礎的な時期として、教育内容を充実させるとともに、子育て支援機能の向上を図ります。

義務教育においては、児童・生徒に、基礎・基本を確実に身につけさせ、豊かな人間性とたくましい心身を育む教育の推進に努めます。さらに、学校週5日制の下で、各学校がゆとりの中で特色ある教育を展開し、新しい学校づくりを目指す取り組みを支援していきます。

高等学校教育では、市立女子高等学校において、生徒の意欲と個性を育て、特色を持つ、活力と魅力のある学校づくりを進めるため、教育活動と教育環境の充実を図るとともに、県立・私立の各高等学校の特色ある教育内容との積極的な連携を進めます。

また、特別な教育ニーズをもつ児童生徒に 対応するための体制づくりに努めます。

さらに、ふるさとの歴史を学び、伝統や文化を愛し、情報化、国際化時代に対応できる児童生徒の育成に努め、明日を担う子どもを育てるための教育内容と教育環境の充実に取り組みます。

同時に新しい教育内容や特色ある学校づくりに向けた教職員研修の充実を図ります。

新市においては、長年育んできた恵まれた 教育文化の風土があることから、産学官の連 携も図りつつ教育を起点にしたひとづくり・ まちづくりも進めます。

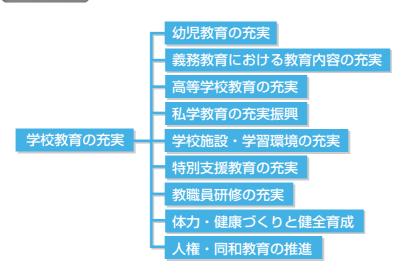
語句説明

【地產地消】P20参照。

【スクールアドバイザー】学校で児童・生徒や保護者からの各種相談を 受けたり、学校に対して生徒指導に関する助言等を行う専門職員。家 庭・地域と学校のバイブ役的な役割を果たす。

【スクールカウンセラー】学校で児童生徒の悩みなどの相談にのる専門 職員(臨床心理士や精神科医などの有資格者)。児童生徒・保護者への カウンセリング、教員への専門的助言を与える。 【マルチメディア】デジタル化された映像・音声・文字データなどを組み合わせて、総合的なメディアとして利用すること。

【LL機器】外国語を話したり聞いたりする訓練のための装置。



①幼児教育の充実

幼児教育については、幼稚園と保育所等との連携を図りながら、これまで幼稚園のない地域にあっても住民ニーズの調査を行い、全地域が同じサービスが受けられるよう取り組んでいきます。また、子育て支援機能を向上させるため、幼稚園で3歳児保育・特別支援教育の充実、預かり保育・一時預かり保育の拡充を図るとともに、効保一元化を推進していきます。

さらに、幼児数の変動にあわせて規模の適正化に取り組むとともに、施設・設備などの環境整備や教職員の研修を充実していきます。

②義務教育における教育内容の充実

新しい学習指導要領に従い、ゆとりの中で一人ひとりを大切にし、個に応じた学習を推進するとともに、基礎・基本の徹底と学力を向上させるために少人数授業などきめ細かな指導の充実にも力を入れていきます。

また、小学校と中学校の9年間を見通した一貫教育を進めるなど、異校種間の連携・交流をさらに図っていくことにより、子どもたちのスムーズな進学を助け教育内容を高めていきます。

また、総合的な学習の時間などを通して、各学校が創意工夫した教育活動を展開していきます。 特に、郷土に誇りをもつ学習をはじめ、環境教育、福祉教育など体験的な学習や問題解決的な学 習を積極的に取り入れ、教育内容の充実を図ります。

さらに、芸術・文化に親しむ機会を取り入れたり、読書活動を日常的に推進していくことにより、想像力・表現力といった感性を高める教育を進めていきます。

一方、国際化に対応した教育の推進として、外国語指導助手(ALT)招致事業を継続して英語教育を充実するとともに、小学校英語活動協力員派遣事業により小学校の英語活動を充実し、国際感覚豊かな子どもの育成に努めます。

③高等学校教育の充実

市立女子高等学校において、生徒の意欲と個性を育て、活力と魅力のある学校づくりを進めるため、教育活動と教育環境を充実していきます。

特に、国際文化科での国際化に対応する教育内容の充実をはじめ、特色ある学校づくりを進めます。

語句説明

【特別支援教育】P64参照。

【預かり保育】放課後や夜間、春休みや夏休みなどに一時的に預かり子供を保育する制度。

【幼保一元化】同一敷地内に保育園と幼稚園の両施設を統合するなどして、両方の機能を補完し連携しようとすること。

【総合的な学習の時間】地域や学校、児童の実態等に応じて、総合的な 学習や児童の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を活かした教育活 動を行うもの。自ら考え解決する能力を重視する。

【外国語指導助手 (ALT)】教育委員会や学校で語学指導や語学授業の補助に携わる外国人の先生。

また、県において整備が検討されている定時制通信制独立高校については、宍道地区における建設を働きかけていきます。

④私学教育の充実振興

幼児教育、義務教育、高等学校教育それぞれの段階において、私学教育との連携を一層密接なものとしていきます。また、私学の特色ある教育内容が新市においても十分活かされるよう、財政支援の充実を、県をはじめ関係機関に要望するなど私学教育の充実振興を促進します。

⑤学校施設・学習環境の充実

児童・生徒数の現状と正確な将来推計を踏まえて、それぞれの地域性を加味した適正な規模となるよう、学校・幼稚園の統合、分離新設、校区の再編などを行っていきます。

また、安心・安全で快適な教育環境を確保するため、老朽施設の改修や周辺環境の整備を行います。特に旧耐震設計施設(校舎等)については、改修や改築を進め、学校開放にも対応した整備を行います。

さらに、理科、数学(算数)教育の充実のために必要な教材を整備するほか、情報教育に必要なLANの整備、機器の更新、ソフトウェアの充実を図ります。

また、学校図書館法の改正により平成15年度から12学級以上の学校に司書教諭が配置されたことをうけ、児童生徒の知的活動を増進し、豊かな人間形成や情操を養う上で大きな役割を担う学校図書館の充実を図るとともに、児童生徒の読書活動を推進します。

⑥特別支援教育の充実

障害等のある幼児、児童、生徒のための教育相談の実施や、心身障害児就学審議会の充実、関係機関との連携等により、その特別な教育的ニーズを把握し、個別の教育支援計画の作成やその計画に沿った教育を推進し、**LD、**ADHD、**高機能自閉症等への対応を含めた特別支援教育の体制づくりを強化します。

さらに、障害の多様化に応じた施設・設備の整備を行うとともに、特別支援教育のあり方等について教職員研修を充実し、専門性を向上させるとともに、教育関係者や保護者等に対する啓発に努めます。

⑦教職員研修の充実

教職員の研修については、それぞれの地域で創意工夫がなされ、特色ある教育、特色ある学校づくりができるよう、教職員の能力・資質向上を図るための研修機会の拡大と内容の充実に努め、新市独自の各種研修会等を積極的に実施していきます。

⑧体力・健康づくりと健全育成

児童生徒の体力・健康づくりのため、体育施設の整備や、健康教育、健康診断など保健対策を 充実します。

さらに、心身ともに成長発達の途上にある児童生徒に対し、学校給食を通じて生涯をとおしての健康な食生活に関する理解を深め、幅広く健康について考えていく姿勢を培っていきます。

また、学校給食の施設・設備の整備を行うとともに、衛生管理研修を充実し、食材についても地産地消を積極的に取り入れるなど、安全でおいしい給食の提供を行っていきます。

一方、児童生徒の健全育成のため、学校・地域・家庭の相互連携を強化するとともに、青少年相談室やスクールアドバイザー事業、スクールカウンセラー事業などを通じて、きめ細かな相談・指導を行っていきます。

9人権・同和教育の推進

人権意識を高め、部落差別をはじめあらゆる差別をなくそうとする意欲と態度を学校教育の中

語句説明

【LAN】同一建物内をコンピュータを基本として結び、一括して 送受・処理できるようなネットワークの略。

【司書教論】学校図書館の管理運営や子どもの読書に関する指導を専門 的に行う教員。 【ソフトウェア】 コンピューターやその周辺機器を動かすためのプログラムや手続き・規則のこと。

【LD】P64参照。【ADHD】P64参照。【高機能自閉症】P64参照。 【スクールアドバイザー】P65参照。【スクールカウンセラー】P65参照。 で育成していきます。

また、教職員の研修や保護者への啓発の充実に努めます。

さらに、同和地区幼児、児童、生徒をはじめ、すべての幼児、児童、生徒に対する進路保障の 充実を図っていきます。

事 業 名	事業主体	事 業 概 要
学校施設整備・活用事業	市	・老朽化した学校施設の建替・修繕を計画的に実施する。
		・廃校校舎等を自然・宿泊体験施設などとして利活用する。
		・学校の特別教室の開放を推進する。
学校 公会市短車業	市	地域の状況を踏まえて、学校給食事業の再編計画を
学校給食再編事業		策定し、学校給食施設の整備、設備の改善を行う。
		乳幼児から学校卒業まで一貫した相談体制を確立し、
特別支援教育推進事業	市	LD等に対する教育を含め、障害のある児童等に対す
		る援助や指導を行う。
国際化推進英語活動事業	市	小学校での英語活動を中心とした国際理解教育を推進する。
	市	・青少年相談室(青少年育成センター)を拠点として、
		不登校の子どもたちや非行少年及びその保護者に対
老小午 会成、主接えいトワーカの機能		する相談指導、街頭補導活動を行う。
青少年育成・支援ネットワークの構築		・地域の諸団体・グループ・NPO等が行う青少年体験活動、
		プレーパーク、プリースクール等の活動への支援を含めて
		青少年育成・支援ネットワークを構築する。
高等学校教育推進事業	市	市立女子高等学校をはじめとする全日制高等学校の
		充実を図る。
幼保一元化推進事業	市	幼稚園、保育所の一体型施設を整備し、就学前教育
		保育の一元化を推進する。

(2) 生涯学習の推進

新市には小学校区、中学校区、旧町村単位で公民館が整備されており、そこでは地域住民による自発的なサークル・グループ活動、あるいは公民館主催の各種事業が活発に行われています。また、市街地中心部では生涯学習センター、総合文化センター、図書館、美術館など中核的な教育文化施設が整備され、様々なイベントが開催されています。

近年、ライフスタイルの変化や価値観の多様化により、生涯学習への関心がますます高まっており、年齢や学習意欲に応じた多様な学習機会の提供が求められています。これらの幅広い学習ニーズに対応するために、衛星通信やパソコンなどのIT(情報技術)を有効活用して、限られた教育資源を共有できる広域的な生涯学習支援システムの構築が必要となっています。

また、この地域には、国立島根大学、県立 島根女子短期大学をはじめ様々な教育・研究 機関があるうえ、地域社会には専門技術・知 識を有する企業・人材が豊富に存在していま す。多様な学習機会を提供するためには、今 後、これらの各種機関・団体や地域住民との 連携を図り、地域住民ボランティア、人材バンク等の体制を整備するとともに、広域的か つ有効に活用されるようコーディネーター的 な役割を果たす職員の養成も重要な課題で す。

さらに、情報拠点としての図書館については、蔵書の整備や読書普及活動の推進、未整備の地域については、図書館(図書情報館)施設の建設が求められています。

一方、公民館は、地域の生涯学習の拠点施設であるとともに、自治会・町内会活動、地域福祉活動、環境リサイクル活動、青少年育成活動など、地域市民活動拠点としての役割を期待されています。地域住民の身近な活動拠点施設として公民館施設の整備、設備の充実、さらには運営体制の強化を推進していくことが求められています。

また、まちづくりへの住民参加を促進する ために、地域の特色を活かした生涯学習の推 進体制を整備することもますます重要となっ ています。

生涯学習社会に対応した多様な学習機会の 提供を行っていくためには、人材等の貴重な 学習資源や地域的な資源の共有化、学習・活 動に係る事業の一体化・複合化を進めていく 必要があります。

新市の各地域に所在するこれらの貴重な資源を最大限有効に活用していく観点から、各学習施設、学習機会の地域的な連携強化、ネットワーク化を推進するとともに、人材をは

じめとする学習・活動資源の積極的な掘り起こし、登録・活用を、地域及び全市で相互連携的に進めていきます。

また、従来の教養、文化的な学習活動に加え、「学習成果を地域で活かす」ための仕組みづくりに取り組むことにより、新市の各地域の特性・個性や役割分担が図られるような特色ある地域づくりを推進します。

語句説明

幅広い地域市民活動拠点としての公民館の充実

市民大学と各種学習講座の充実

生涯学習の推進

生涯学習関連施設の整備

青少年育成を通じた地域づくりの推進

①幅広い地域市民活動拠点としての公民館の充実

それぞれの特色を活かした地域づくりを進めるための地域市民活動拠点を目指すうえで、生涯学習分野にとどまらない地域福祉、環境・リサイクル等を含む各種の地域課題へ対応した活動内容の充実を段階的に進めるものとし、運営形態、事業内容等について検討していきます。

なお、旧町村の地区公民館については、自治会等地縁団体への財産処分も含めて、地区集会 所等への移行を基本に段階的な見直しを進めていきます。

②市民大学と各種学習講座の充実

旧町村における「ふるさと大学」等の特色ある講座は、公民館事業として、引き続きその内容充実を図ります。

同時に、旧松江市の総合大学型のまつえ市民大学については、旧町村の学習資源、人材、学習機会を積極的に取り入れ一層魅力的なカリキュラムを編成するとともに、ボランティア養成や資格取得に向けた講座内容の充実を図ることで、学習成果を地域で活かし新市のまちづくりを担う人材の育成を進めていきます。

③生涯学習関連施設の整備

旧松江市の市立図書館、生涯学習センター等を中心にして、新市の各公民館やその他生涯学習関連施設を結ぶ生涯学習施設ネットワークをIT(情報技術)等の活用により構築し、学習・活動資源の共有化を図るとともに、学習機会提供、相談により、市民の生涯学習を支援・推進します。

旧町村の公民館等で実施していた読書普及事業については、公民館事業として図書室や蔵書の整備、司書等の配置、BM(ブックモービル)の活用等による市立図書館との連携や配本事業、家庭からの蔵書検索システムの導入などにより、サービス内容の充実を図ります。

④青少年育成を通じた地域づくりの推進

各地区青少年育成協議会や公民館を中心に取り組んできた青少年の育成を新市においても継続・充実させていきます。

各地区の特色ある伝統行事や地域行事への子ども達の参加を引き続き促進するとともに、合併により広域化、バラエティ化した子どもの地域行事参加、学社融合事業、子どもグループ活動、地域での親子ボランティア活動等の交流を進め、また新市での全市的な大会、イベント等を開催することで全体化を推進し、青少年育成を通じた特色ある地域づくりと新市における市民連帯感、一体感の醸成を図ります。

語句説明

事 業 名	事業主体	事 業 概 要
市民活動センターの設置と ネットワークの整備	市	市民の社会参加活動推進の全市的な拠点として、「市民活動センター」を設置し、公民館等の地域コミュニティーの
		拠点施設をつなぐ市民活動ネットワークを構築する。
図書館ネットワークの構築	市	市立図書館をネットワークの中心とし、IT(情報通信技術) の活用による公民館等の図書館機能を持った地域の拠点施設、 学校図書館をつなぎ、BM(ブックモービル)によって蔵書の 有効活用更新等を行うシステムを構築する。 同時に、家庭からの図書検索予約が可能なシステムや各 学校の校内LANともつなぎ、調べ学習の推進を図るシステム についても構築する。
公民館施設の整備	市	老朽化した公民館の建て替えをはじめ、その施設整備を 推進し、生涯学習を含めた様々な地域活動拠点としての機 能充実を図る。

(3) 地域文化の振興

①文化財の保存と活用

新市は、古代においては出雲地方の政 治・文化の中心地として、また近世におい ては城下町・門前町・湯治の里・交通の要 衝として栄えたことから、全国に抜きん出 て豊富な文化財があり、その文化・伝統は 現代まで連綿と息づいています。

史跡・名勝・天然記念物等の貴重な文化 財は、郷土の歴史や文化等を正しく理解し、 豊かな未来を創造するために不可欠なもの として、後世に守り伝えていかなければな らないものです。

そのためには、文化財を適切に保存する とともに、身近なものとして地域の歴史や 文化を一体的に理解し、地域づくりに有効 に活かすことが必要です。

埋蔵文化財については、包蔵地の的確な 把握と周知、開発事業者との調整、発掘調 査の円滑化等が課題です。

②芸術・文化の振興

新市には、古くから暮らしの中で継承さ れてきた貴重な郷土芸能があるばかりでな く、それぞれの地域特性を活かした様々な 芸術・文化活動も営まれています。

これらの郷土芸能の中には、コミュニテ ィー意識の希薄化、価値観の多様化などに より、後継者が不足し、その継承が危ぶま れつつあるものや、芸術・文化活動の中に は、入会者が減少したり、活動・発表の場 が不足しているものも多数あります。

芸術・文化活動の実施にあたっては、広 く市民の参画を得た開かれた事業の運営を 図っていくことや、芸術性と経済性を両立 させる総合的なプロデューサー等の人材の 確保が必要とされています。

また、各地域には、様々な文化施設があ り、それぞれ活用が図られていますが、今 後は、それらの施設相互のネットワーク化 や、その効率的な運営と効果的な活用が求 められています。

①文化財の保存と活用

まちづくりの要素として歴史的遺産を積 極的に活かすことにより、文化財に親しみ ながら、新市の歴史と伝統を理解すること ができるよう、歴史・文化・観光の拠点と して遺跡や施設を整備します。

また、埋蔵文化財センターの設置、専門 職員の育成により埋蔵文化財の保存と活用 を進めます。

指定文化財について適切な保存と活用を 行うとともに、中近世・近代を中心とする 歴史資料等の調査と保存・活用に努めます。

②芸術・文化の振興

多様な芸術・文化活動を振興し、貴重な 郷土芸能、伝統行事を守り、育むことによ り、文化の薫り高い、風格あるまちづくり を行っていきます。

市民のさまざまな文化活動を活性化させ るため、文化団体を取りまとめる組織を検 討し、特色ある活動を営んでいる文化団体 や個人などの取り組みなどに対し支援を行 うとともに、後継者等の人材の育成を促し

また、各地域の文化施設相互のネットワ

語句説明

【包蔵地】遺物や遺跡などを埋蔵する土地。

【指定文化財】文化財保護法や県・市町村の文化財保護条例に基づいて 指定される文化財。

一クを築き、その効率的な運営と効果的な 活用に努めるとともに優れた施設職員を育 成します。あわせて、文化ボランティアな ど、市民の参画を進めます。

地域文化の振興 芸術・文化の振興

①文化財の保存と活用

- a.歴史的遺産の整備
 - (a) 古代出雲文化圏関連遺跡の整備

風土記の丘周辺を中心として、各地域に点在する古代出雲文化圏関連遺跡は、出雲地域を代表する歴史的遺産です。これらの遺跡については、その特色を活かしながらネットワーク化を図っていきます。また、これらを様々な歴史・伝統を体感しながら学び楽しめるゾーンとして整備し、観光資源としても活用します。

なお、古代出雲文化の調査研究と情報発信を目的とした県立古代文化研究センターについては、その中核施設として、県に設置を働きかけていきます。

(b) 近世を中心とした歴史的遺産の整備

松江城をはじめ、城下町の景観、各地域に残る歴史的遺産や、街並みを活かしたまちづくりを行い、観光資源としても活用します。

b.埋蔵文化財の保存と活用

埋蔵文化財を一蔵地を的確に把握し、開発事業との調整および発掘調査の円滑化を図るため、専門職員の計画的な育成・確保と発掘調査の拠点となる埋蔵文化財センターを設置します。

c.指定文化財の保存と活用

指定文化財については、適切な保存管理と整備を行い、ガイドブックの発行やサインの設置等を通して、ふるさと学習や観光資源として活かします。

また、デジタル化とネットワーク化が進む情報社会に対応し、文化財に関する情報をデータベース化して、幅広い活用を図ります。

d.歴史資料等の調査と保存・活用

歴史資料等を把握するための基礎調査を行い、その成果を史料集として刊行し、民具・農具・漁具等を含め、重要なものは指定して保存・活用します。そして、中近世・近代を中心とした歴史資料等を調査・研究・保管・展示できる施設を整備し、観光資源としても活用します。

②芸術・文化の振興

a.文化施設の有効利用と活動の場の提供

住民が日常生活の中で、気軽に芸術・文化を鑑賞し、積極的に文化活動に参加できるように、ホール等文化施設の有効利用や、屋外を含めた音楽等の発表ができる場所の把握と情報提供、商店街空き店舗などを利用した活動の場の提供に努めます。

b.市民の文化活動の振興と人材の養成

語句説明

【包蔵地】P72参照。 【指定文化財】P72参照。

各地域の郷土芸能や文化活動を継承・発展させるため、その郷土芸能・文化を記録・保存 するとともに、伝承者の確保・養成を計画的に進められるよう支援をしていきます。また、 市民の芸術・文化活動を活性化させるため、文化団体を有機的に結びつける組織の設立を検 討します。そして既存の取り組みへの支援にあわせて、新たな文化創造の場を整えて行きま す。加えて、鑑賞者を養成する講座の開催など、優れた芸術・文化を発表・鑑賞できる環境 づくりに努めます。

c.文化施設のネットワーク化及び効率的な運営と効果的な活用

各地域にある様々な機能と特色を持った文化施設が、有機的・機能的な連携を保てるよう 施設相互のネットワーク化を図ります。また、それぞれの施設の効率的な運営と効果的な活 用のための施設整備と、住民ニーズに基づいたソフト事業の実施のため、優れた企画力とマ ネージメント能力を兼ね備えた施設職員を育成していきます。

そして、ボランティアによる運営参加など、市民参画による開かれた施設運営を目指しま す。

事 業 名	事業主体	事 業 概 要
	市	既存の資料館等を再整備しつつ、中核となる近世近代歴
歴史資料館等整備事業		史資料館を新設し、歴史資料の調査と活用のネットワーク化
		を推進する。
		開発事業との調整及び発掘調査の円滑化を図ると共に、
埋蔵文化財調査センター 建設事業	市	出土遺物を保管・公開する埋蔵文化財調査センターを建設し、
		専門職員の計画的な確保・育成を行う。
		八雲立つ風土記の丘を県と連携しながら大規模・中核的
*フィールド・ミュージアム	ージアム 市	な歴史公園として整備しつつ、各地域の史跡等文化財の整
整備・活用事業		備と活用を図り、遺跡や神話・伝説の地を巡る歴史探訪ル
		ートの整備も併せて行う。

語句説明

(4) スポーツの振興

少子高齢化や生活環境の変化により、健康に対する意識が深まるなかで、生涯スポーツへの関心が高まっており、今後、住民が継続して様々なスポーツ・レクリエーション活動に参加できる仕組みづくりや指導者・スポーツアドバイザー・スポーツボランティアなど多様な人材が必要となっています。

小学校においては、部活動が学校から社会 体育に移行し、地域が児童のスポーツを支え る必要があります。

また、子どもから大人までどこでも、だれでも、活動できる環境も求められており、各地域の特色を活かしたスポーツ活動を推進す

るための環境整備が必要です。

加えて、高等教育機関や競技団体、民間スポーツクラブの所有している技術や指導力を活かし、全国や世界の舞台で活躍できる選手の育成と競技力の向上が求められています。

施設面では、多様なスポーツ活動の場として各地域に体育館等のスポーツ施設が整備されており、今後、これらの施設の整備・改修をしていくことが求められています。

また、新市規模で大会を開催できる、さらには全県・全国規模の大会を誘致可能な総合的な施設整備・体制整備も行っていく必要があります。

住民の健康づくりと豊かな人生づくりのために生涯スポーツを推進します。そのために、年齢を問わず多様な趣味・目的の市民が参加できる体制づくりと、高度な技術・技能レベルを兼ね備えた選手の育成と競技力の向上を含め、学校と地域とスポーツ団体との連携を図っていきます。

各地域の「総合型地域スポーツクラブ」の 設立を支援し、体育協会など既存団体との連 携を図りながら生涯スポーツの普及を目指し ます。

施設整備については、全国規模の大会等の

誘致や、市民に安定したスポーツ活動の場を 提供するための体育施設の充実を図るほか、 老朽化した既存の施設の整備・充実を進めま す。

施設の管理運営形態については、事業の内容を含めNPOや財団組織・地元管理組合等が行う組織づくりを進めていきます。

新市のスポーツ活動をより総合的に、かつ 効率的に進めるために「スポーツ振興計画」 を策定し、スポーツ振興のプログラムを展開 します。

語句説明

総合型地域スポーツクラブ等の支援

指導者の育成

スポーツの振興

全国大会規模が誘致できる体育館等、施設の建設

既存施設の整備充実

各種スポーツ大会の開催

①総合型地域スポーツクラブ等の支援

地域住民のスポーツに参加する機会づくりや各年齢層にわたる豊かなスポーツライフを実現 するため、スポーツを通じたコミュニティづくりを進めていきます。また市民の様々なスポー ツニーズに応えるため、情報や活動の場を提供できるクラブ等の設立を支援していきます。

②指導者の育成

地域社会の身近な指導者の確保に努めスポーツ指導者バンク等の設置を促進し、適切な指導 体制の確立を図ります。また、スポーツ健康カレッジについては、引き続き人材や学習機会な ど内容の充実を図り、新市の地域スポーツを担うコミュニティリーダーの養成をします。

③全国大会規模が誘致できる体育館等、施設の建設

全国規模の各種大会が開催可能な施設の整備を行います。

④既存施設の整備充実

老朽化した施設や夜間照明のない施設においては、整備改修を図り地域スポーツの普及に努 めます。

⑤各種スポーツ大会の開催

各種市民スポーツ・レクリエーション大会や地域の特色を活かしたスポーツ活動を展開して いきます。

また、全国レベルの各種スポーツ大会の誘致を行います。

事 業 名	事業主体	事業概要
総合型地域スポーツクラブ	+	総合型地域スポーツクラブの設立・運営を支援し、指導
設立支援事業	市	者の育成と関係団体との連携を図る。
人民士人話孙抬凯故佛事要	市	各種大会を開催できる施設の建設と拠点化を図るとともに、
全国大会誘致施設整備事業		既存施設の整備を行う。
白によっぷ か片相 卢炉	市	日常生活で多目的に活用できるスポーツ広場を随所に整備
身近なスポーツ広場・自然		するとともに、新市の多彩な自然環境を活用した各種のスポ
活用型スポーツゾーンの整備		ーツが楽しめるゾーンを整備する。

語句説明

【総合型地域スポーツクラブ】P75参照。

4. 保健・医療と福祉の充実

(1)保健予防・健康づくりの推進

人口の急速な高齢化が進むなかで、疾病構造が変化し、がん、心臓病、糖尿病等の生活習慣病が増加しています。生活習慣を改善して積極的に健康を増進し、疾病を予防する対策を推進するとともに、健康寿命の延長を図ることが求められています。

一方、少子化、核家族化の進行や共働き世帯の増加等によって、子どもを産み育てる環境は大きく変化しています。母子(親子)保健施策は、思春期から、妊娠、分娩、新生児、乳幼児期を通じて、一貫した体系のもとに総合的に実施するものであり、親の育児不安等の解消を図るとともに、児童虐待の防止策や子育て支援策との連携を図りながら、安心して生み育てる施策を推進することが重要とな

っています。

また、現代社会は、高度技術化、競争化・ 個別化等社会生活環境の複雑化等にともない、ストレスが増大しているといわれており、 心の健康も重要な課題となっています。

「いつまでも健康でいたい」「生涯現役で暮らしたい」という市民共通の願いを達成するためには、行政・関係機関・地域社会・市民が広く連携し、各々の役割を明確にしながら個人及び地域における健康づくり運動を推進することが求められています。

拠点整備やマンパワーの確保については、 充分とはいえず一層の体制強化が必要となっ ています。

市民の健康保持と増進のため、各種健康診断、健康相談等による疾病の早期予防、早期発見、地域リハビリテーション、歯科保健、**メンタルヘルスなど、医療・福祉等との連携により対策を充実するとともに、市民による地域での健康づくり活動を支援していきます。

新市立病院と保健福祉総合センターを核と する保健医療福祉ゾーンを拠点とし、関係機 関との連携を強め、乳幼児から高齢者に至る までの総合的な保健・医療・福祉サービスを 提供します。あわせて、必要なマンパワーの 確保に努めます。

母子(親子)保健対策については、旧市町村における母子(親子)保健計画の推進を図るとともに、新市において計画の見直しを図っていきます。また、児童虐待防止ネットワークを構築し、啓発と虐待の防止、早期発見・対応など、子どもと家族の適切な支援を進めます。

総合的保健・医療・福祉サービスの提供

市民参加による地域の健康づくり活動の支援

保健予防、健康づくりの推進

母子 (親子) 保健事業の充実

生活習慣病予防・メンタルヘルス対策の推進と 歯科保健・成人・老人保健事業の充実

医療・福祉との連携による地域リハビリテー ションの推進

①総合的保健・医療・福祉サービスの提供

旧市町村における保健福祉計画と地域の特性に基づき実施してきたきめ細かな地域活動を基本としながら、市立病院と保健福祉総合センターからなる保健医療福祉ゾーンを保健・医療・福祉の連携の中核とし、各地域の保健センター、福祉センター、在宅介護支援センター、子育て支援センター等を「サテライト」と位置づけ、相互の連絡調整と、本庁及び支所との情報の共有化を図ることで、保健予防・医療・地域福祉・児童福祉・高齢者福祉・障害者福祉がリンクした総合的なサービス提供を目指します。

②市民参加による地域の健康づくり活動の支援

各地域における健康づくり活動とボランティア活動を支援します。そのため、旧市町村単位の健康ミニフェスタや健康づくり活動など、地域の特性に立った活動を支援するとともに、ボランティア団体の組織化と交流を進めます。

③母子 (親子) 保健事業の充実

安心して産み育てることができるよう、妊産婦・乳幼児健診などを充実します。また、思春期は大人になり親になる準備段階として大変重要な時期であり、性教育や思春期保健教育を重視して取り組みます。

児童虐待は深刻な問題となっており、乳幼児健診や未受診者訪問により予防・早期発見に努めるとともに、児童虐待防止ネットワークを設置し、早期対応に努めます。

④生活習慣病予防・メンタルヘルス対策の推進と歯科保健・成人・老人保健事業の充実

糖尿病、肥満、高脂血症、骨粗しょう症、歯周病等の生活習慣病を予防するため、各種健康診査や健康相談・健康教育を実施し、疾病の早期発見、早期治療に努めます。また、生涯を健康で過ごすために、寝たきりや痴呆を防止するための健康教育や「運動」と「食」に関する情報提供を充実します。さらに、メンタルヘルス対策として中高年のうつ病を予防するため、産業保健とも連携しながら、「心の健康づくり」の啓発と健康教育に努めます。

⑤医療・福祉との連携による地域リハビリテーションの推進

新市立病院においては、リハビリテーション機能が充実されることから、医療・福祉との連携を強化するとともに、保健福祉総合センターにOT、PT等専門職のマンパワーを確保し、地域リハビリテーション体制の充実を図ります。

語句説明

【メンタルヘルス】P77参照。 【サテライト】P20参照。 【OT・PT】OTは作業療法士、PTは理学療法士のこと。リハビリテーションの専門職で、障害のある人に対して、機能回復、筋力強化など、あらゆる面での回復を目指して訓練を行う。

事業名	事業主体	事 業 概 要
		保健予防・高齢者支援・子育て支援・障害者支援等の
		総合的サービス提供の中核的拠点施設として新市立病院と
		併設して建設する。
保健福祉総合センター設置事業	市	■センター機能
		・保健センター
		・子育て支援センター
		・基幹型在宅介護支援センター
		・障害者生活支援センター
		各地域の保健センターを拠点とし、地域の特性に立った保
保健センター事業	市	健予防活動を基本的に継承し、情報システムの構築により情
		報の一元化を図り、新市全体の保健予防事業の向上をめざす。
各種健診、健康相談·	-1-	各種健診を充実するとともに、「食」「運動」「歯」「こころ」
健康教育事業	市	「たばこ」をキーワードとした健康相談・健康教育を推進する。
https://www.halle.com/	市	市民参加と協働により、生涯現役をめざした健康なまちづ
健康なまちづくり事業		くり運動を推進する。
		虐待防止連絡会議及び庁内関係課連絡会を設置し、課題
児童虐待予防事業	市	の共有と実務者ネットワークによる早期支援体制を構築するとと
		もに、予防対策・啓発事業等により虐待の発生を防止する。
可プル体表表	市	妊婦・乳幼児健診、健康相談・教育、発達健康相談な
母子保健事業		どを充実する。また、性教育や思春期保健教育を推進する。

(2) 医療体制の充実

新市の医療施設や医療従事者の状況は、全 国や県と比較しても高く、必要数は確保され ていますが、医療施設等は中心部に集積する 傾向にあり、地域格差が見られる状況にあり ます。また、隣県の境港市、米子市に依存し ている地域もあります。平成16年度からの松 江圏域地域保健医療計画の見直しに伴い、圏 域の実情に応じた地域医療計画の策定が求め られています。

医療機能については、松江第2次医療圏域 (松江、八東、安来、能義) でも完結率が高 い傾向にあります。しかし、救急医療、小児 医療、政策医療(精神、感染症、難病等)、 高度医療、緩和ケア医療、回復期リハビリテ ーション等については、医療機関の機能の拡 充と医療の質の向上を図ることがさらに求め られています。

救急医療については、平成15年度に松江・ 安来地区メディカルコントロール協議会が立 ち上がり、今後、救急現場や搬送途中での高 度な救命処置を行うため、救急救命士の養成

や専門研修、高規格救急車の導入を推進して いく必要があります。

小児救急医療については、かかりつけ医に 診療を受けることを基本に、従来の救急医療 体制の一環として行われてきましたが、近年 専門医指向となって総合病院へ集中したり、 共働き家庭の増加で休日夜間に診療を望むケ ースが増えてきています。2次医療圏域の医 師会、病院、行政機関等で構成する「小児救 急医療検討会 | で今後のあり方について協議 が行われており、新たな小児救急医療システ ムの構築が期待されています。

*プライマリケア、*2 次医療、*3 次医療及び 医療機関の機能分化と役割分担を明確にし、 病・病連携、病・診連携を推進し、地域完結 型の医療供給体制の構築と整備が求められて います。また、在宅ターミナル医療、地域リ ハビリテーション、障害児の発達相談・療育 など、保健・福祉との連携を視野にいれなが ら体制整備を図らなければなりません。

誰もが安心して、いつでもどこでも質の高 い医療サービスを受けられる体制整備を図り ます。プライマリケアについては、診療所等 を中心にかかりつけ医の確保・普及定着を推 進するとともに、病・病連携、病・診連携を 推進し、新市立病院はその中核病院として救 急医療、高度医療、政策医療など3次医療提 供病院としての機能と災害拠点病院としての 機能強化を図ります。なお、救急医療につい ては米子市・境港市に依存している地域もあ り、連携を深めます。

また、新市立病院は、保健福祉総合センタ ーなど関係機関と緊密な連携を図り、保健福 祉サービスの向上を図るため、関係従事者の 教育活動を支援します。

語句説明

【第2次医療圏域】病院と診療所のベッド数を整備する基準として都道 府県ごとに設定される地域単位。

【プライマリケア】初期医療のこと。患者の心身を総合的に診て、初期 段階での健康問題の把握や救急処置、日常的な病気や軽度の外傷の治療 などを行う。また、特殊な症例については、その病気を適切に識別し、 専門医に紹介する。

【2次医療】入院医療(高度・特殊なものを除く)やアレルギー疾患、内 分泌疾患等の専門外来医療を提供する医療機能。

【3次医療】先進的技術や特殊な医療機器の使用及び特に専門性の高い救 急医療などに対応できる医療機能。

【在宅ターミナル医療】在宅患者に対する終末期の医療活動。

新市立病院における総合的機能強化

医療体制の充実

かかりつけ医の普及等地域医療体制の充実

救急医療体制・小児救急医療体制の充実強化

①新市立病院における総合的機能強化

救急医療を充実し、急性期から慢性期までの幅広い医療に対応した診療機能と療養機能を提供します。また、「消化器病センター」の設置や「地域がん診療拠点病院」としてのがん診療機能を充実するとともに、終末期の患者個人の意志と尊厳を尊重した医療を充実するため、「緩和ケア病棟」を設置します。さらに、大規模災害時の拠点施設としての機能を整備します。

②かかりつけ医の普及等地域医療体制の充実

市民がかかりつけ医(ホームドクター)を確保して、日頃から総合的な視点で健康の維持管理ができるよう、その有効性と活用のあり方についての啓発を行います。特に、介護を必要とする高齢者に対しては、訪問診療や訪問リハビリテーションの提供、訪問歯科診療や口腔ケアの提供等について、主治医を中心とした関係機関の協力・連携体制を整えます。

③救急医療体制・小児救急医療体制の充実強化

「松江圏域救急医療対策協議会」を引き続き組織し、第2次救急医療体制(病院群輪番制など)の整備を図るとともに、救急現場処置などの病院前救護体制を一層充実させ、救急医療体制の整備を促進します。また、子どもの命と健康を守るという観点からも、小児救急医療については、「小児救急医療検討会」の中で検討します。

事業名	事業主体	事 業 概 要
市立病院移転新築事業	市	 ■病床数:470床 ・一般416床(うち、救急30床、緩和ケア22床) ・療養 51床 ・精神 50床 ・感染症 4床 ■診療科:27科 ■診療機能の充実・診療体制の整備 ・総合診療:総合診療科を設置し、複数疾患をもつ患者に対して内科的な総合診療を行う。 ・救急医療体制:24時間対応の救急診療科を設置するとともに救急病床を確保し、体制強化を図る。 ・消化器病センター:消化器内科と消化器外科、内視鏡室・放射線診断部門を一体化させ、消化器系疾患の治療充実を図る。 ・地域がん診療拠点病院:松江医療圏域における拠点として、がん診療機能を充実する。 ・緩和ケア病棟:終末期患者の疼痛の緩和や精神的ケアの充実を図る。 ・リハビリテーション機能:理学療法、作業療法、言語療法などの機能を充実する。 ・災害拠点病院(地域災害医療センター):免震構造、備蓄倉庫、貯水槽、自家発電設備等、大規模災害時に備えた機能を持つ。 ■地域医療活動の充実診療機能を充実 診療所等との病診連携システムの確立を推進するとともに、高度な医療技術を必要とする在宅医療の支援を行う。 ■教育機能の充実臨床研修病院としての指導・教育体制の強化を図る。 ■病院情報システム(電子カルテ)の構築情報の共有化を図ることで診療機能の充実を図り、業務改革や情報化を推進する。

(3) 地域福祉の向上

だれもが住み慣れた地域で、心豊かで安心して暮らせることを望みます。しかし、少子高齢化・核家族化の進行、価値観の多様化、流動人口の増加等により、地域社会の連帯意識が希薄化し、相互扶助などの機能が失われつつあります。一方、地域福祉活動の担い手として、ボランティアやNPO法人等の住民団体が増加しており、住民自らが地域福祉の課題に取り組む動きも広がっています。

平成12年に改称・改正された社会福祉法では、新しい社会福祉の理念として、「個人が人としての尊厳をもち、家庭や地域の中で障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心ある生活が送れるよう自立支援する」ことであるとして、住民参画による「地域福祉計画」の策定を求めています。また、社会福祉協議会は、地域福祉を推進する団体と明記されており、今後一層の連携強化が課題となっています。

旧市町村において策定した地域福祉計画を 着実に実行するとともに、新市における地域 福祉計画を策定し、ともに支えあい、身近な ところで相談やサービスが受けられるよう福 祉のまちづくりを進めます。

また、社会福祉協議会のサービスのあり方を検討するとともに、民生児童委員、社会福

祉施設、ボランティア、NPO法人等地域福祉を支える各種団体・組織と連携し、地域の実情にあった体制を確立します。さらに、高齢者及び障害者等福祉サービスを必要とする人が、安心して質の高いサービスを受けられるよう、各種情報提供の充実を図ります。

地域福祉活動の支援

地域福祉の向上

利用者主体のサービスの実現と権利擁護

①地域福祉活動の支援

各地区の社会福祉協議会が策定した(予定を含む)地域福祉活動計画と連携し、民生児童委員、 町内会・自治会、各種ボランティア等のネットワークの強化を促進しつつ、各種地域福祉活動を 支援します。

また、新市において旧市町村で策定された地域福祉計画の見直しを行います。この策定過程を通じて、新しい社会福祉の理念を啓発し、市民との協働による地域福祉の推進を図ります。

②利用者主体のサービスの実現と権利擁護

利用者本位の考え方に立って、制度やサービスの種別、実施主体の相違を越えて対応する適切なサービスが、総合的かつ効率的に提供されるような体制を身近な地域において構築できるように努めます。また、権利擁護事業、苦情解決制度の推進や、福祉サービスの第三者評価の検討など適切なサービス利用を支援する仕組みを新市においても整備していきます。

語句説明

【NPO】P21参照。

事 業 名	事業主体	事 業 概 要
	市	・旧市町村で策定された地域福祉計画を推進するとともに、
		新市において計画の見直しを行う。
地域福祉推進事業		・社会福祉協議会、町内会・自治会、NPO等と連携を深め、
		福祉サービスを身近な地域で受けることができるように、体
		制を整備する。
ボランティアの育成・支援	市	地域福祉のリーダーとなる人材の育成と支援を推進する。
		また、各地区にボランティアセンター機能を構築する。
権利擁護事業	市	成年後見人制度、福祉オンブズ制度を推進する。

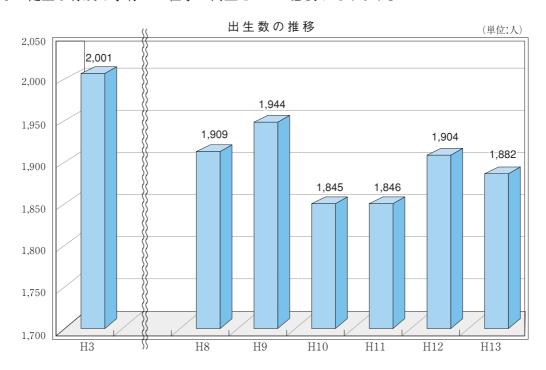
(4) 児童福祉の向上

少子化の進行は、全国的に一層深刻の度合いを深めています。これは国立社会保障・人口問題研究所の「人口の将来推計」や「出生動向基本調査」でも明らかであり、新市における出生数も同様の傾向となっています。しかし、ある調査によると、理想とする子どもの数は「3人」が最も多いが、実際の数は「2人」が多いという結果が出ています。理想と現実のギャップについては、「経済的理由」が最も多くなっています。また、家族形態の多様化、女性の社会進出の拡大など、子どもを取り巻く状況は急激に変化しており、子どもの健全な育成や子育てと仕事の両立を

支える子育て支援の必要性が高まっています。

保育所は待機児童を多く抱えている地域、 定員割れを起こしている地域と二分しており、保育所の再編整備が課題となっています。 また、幼稚園との役割分担、数保一元化についても検討すべき課題となっています。

一方で、育児に不安を感じている親が増えてきています。育児不安を解消するために、子育てを地域で支える機運を高め、地域における子育て支援ネットワークを構築するとともに、児童虐待防止についても対策を講じる必要があります。



安心して出産・育児ができる家庭や地域、職場の環境づくりなど、少子化対策と子育て支援の充実は新市における重点課題の一つです。子育て支援センター、保育所、幼稚園等の機能の充実と連携の強化などを行い、育児相談や地域における子育てネットワークの育成と支援、多

様な保育サービスの提供など、子育てに対する 支援を充実していきます。

また、次世代育成支援対策行動計画を策定し、 多様な子育てサービスの提供や地域全体で子ど もを支える仕組みなど、計画的に少子化対策・ 子育て支援を推進します。

語句説明

【幼保一元化】P66参照。

【次世代育成支援対策行動計画】 地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等についての目標及び目標達成のために講ずる措置の内容等を記載した計画。

子育て支援の充実

地域における子育て支援組織の育成

児童福祉の向上

放課後児童の健全育成

児童虐待防止と子どもの権利保障

①子育て支援の充実

保健福祉総合センターに設置する子育て支援センターを中核とし、各地域においては既存施 設を活用しながら、子育て支援機能を充実します。また、発達につまずきのある子どもに対し ては、保健福祉総合センターに総合発達相談センター(仮称)を設置し、親の不安解消と子ど もの発達のための施策を充実します。

また、保育所については、親の勤務場所に近いところへの入所希望が増えており、合併によ り松江地区に集中することが想定されるため、適正配置と定員増など、入所環境の充実に努め ます。一方、幼稚園については定員割れを起こしており、地域の実情に応じた効保一元化を目 指し、保育所・幼稚園の適正配置と機能の充実(特別保育、預かり保育、3歳児保育など)を 図るなど、多様な保育サービスを提供します。

さらに、母子父子家庭の相談や諸制度の活用支援、団体支援、経済的自立支援及び就労支援 を行います。

②地域における子育て支援組織の育成

地域においては、子育てサークル等の活動や高齢者による子育て支援活動など、地域による 様々な支援活動が行われていますが、さらに面的拡がりを促進するためのネットワークを構築 し、情報交流や身近な地域での相談・支援体制ができるよう、育成・支援を行います。

③放課後児童の健全育成

核家族、共働き世帯の増加により、小学校低学年の放課後児童の保育ニーズは高まっていま す。そのため、学校の空き教室等の活用により、放課後児童健全育成事業(学童保育)の充実 を図ります。

④児童虐待防止と子どもの権利保障

児童虐待は重大な人権侵害であり、関係機関との連携を図りながら、発生予防と早期対応に 努めます。また、子どもの権利条約の主旨に基づき、人権尊重等の啓発普及に努めます。

事業名	事業主体	事 業 概 要
子育て支援センター事業		保健福祉総合センターに拠点センターを設置し、各地区の
	市	子育て支援センターの機能整備と拠点センターを中核としたネ
		ットワーク化により、子育て相談及び支援体制の充実を図る。
*ファミリーサポートセンター事業	市	子どもを預けたい人と預かりたい人をそれぞれ登録し、会
ノアミリーリホートセンター事業	П	員相互で育児援助を行うネットワークの拡大を推進する。
保育事業	市	保育所保育料を可能な限り軽減することで育児支援を図る。
特別保育事業	市	多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育、一時
付別休月尹耒	П	保育、休日保育、障害児保育、病後児保育を充実する。
保育所整備	市	保育所の再編整備を行い、待機児童解消を目指す。
 幼保一元化事業	-1-	幼稚園・保育所の一体的施設を整備し、就学前教育と
切床 尤化事未	市	保育の一元化を推進する。
放課後児童健全育成事業	市	既存施設(学校の余裕教室等)を活用し、学童保育を
从 体按允里使主 自		充実する。
乳幼児医療費助成事業	市	3歳から就学前までの幼児の入院時の自己負担を軽減する
北郊允匹尔頁助风事未		ことで、育児支援を図る。
予防接種事業 (1類)	市	自己負担を無料とすることで、子どもの疾病予防と育児支
「竹族性争未(1類)		援を図る。
		・母子家庭の医療費助成の対象者を拡大する。
母子·父子家庭支援事業	市	・母子父子家庭への高校通学費助成を充実する。
		・母子自立支援員を配置し、相談・支援を推進する。
児童の人権擁護事業	市	児童憲章に基づき、児童の人権擁護のための啓発事業を
		推進する。

施

策

(5) 高齢者福祉の向上

新市の高齢化率は、平成12年の国勢調査では19.7%であり、平成17年度には21.2%になると推計され、高齢化はさらに進むと見込まれます。特に、75歳以上の後期高齢者は10.3%と推計され、平成18年度には65歳以上75歳未満の前期高齢者数と後期高齢者数がほぼ同数になると考えられます。

介護サービスについては、施設サービス (介護老人施設等)・居宅サービス(訪問介護事業所等)とも一定の水準を維持している ものの、居宅サービスについては地域間に多 少の格差が生じており、サービス提供体制の 在り方を検討する必要があります。また、在 宅介護支援センターは、新市内に15ヵ所設 置してあり、各支援センター間の連絡調整を 図りながら、サービスの均一化や、さらなる 質の向上を図る必要があります。

高齢者の中で圧倒的多数を占める「健康な高齢者」についても、地方から都会への若者の流失、核家族化の進展により独居老人世帯が急増し、日々の生活に不安を感じている高齢者が増加しており、老後の不安を解消するための生きがい対策も重要な地域課題となっています。同時に、世代間交流や地域の伝統的文化の継承など高齢者の知識・技能や経験を活かした地域活動への参加を促進することは、青少年の育成や地域社会の活性化に大きく貢献するものです。

高齢者割合の推移



※平成7年及び平成12年国勢調査人口によりコーホート法による推計人口を基に算出した割合

高齢者が積極的に社会参加し、生きがいをもって住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせる社会をつくるため、生涯学習の場や働く場の確保、移動のための公共輸送機関の整備など、総合的な観点から生活全般にわたる支援を行っていきます。

また、介護を要する高齢者が安心して質の 高い生活を送ることができるよう、介護サー ビスの充実に努めます。さらに、疾病予防対 策や介護予防事業に重点をおき、いつまでも 元気で暮らせる環境づくりを推進します。

ケアサービスの充実

高齢者福祉の向上

社会参加と生きがいづくり

①ケアサービスの充実

新市立病院と併設して建設される保健福祉総合センターに基幹型在宅介護支援センターを設置し、各地域型在宅介護支援センター及び介護保険サービス提供事業者等との連絡調整や研修の実施、情報ネットワークの構築などにより、質の高い在宅ケアサービスに努めます。

また、ネームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ、グループホームなど、在宅介護保険サービスの基盤整備を進めるとともに、島根県の「高齢者丸ごと安心生活サポート事業」を活用し介護予防、地域リハビリテーション、健康づくりを推進します。

また、施設ケアについては、介護保険事業計画に基づき施設整備を進めるとともに、在宅介護復帰・支援のための「特別給付事業」を推進します。

さらに、平成17年度の介護保険制度の見直しで予定されている「小規模多機能サービス拠点」の整備を推進するとともに、県が平成15年度から実施している「高齢者向け優良賃貸住宅制度」の活用についても検討します。

②社会参加と生きがいづくり

生きがいのある長寿社会をつくるため、高齢者が持つ知識や技能を活かしたシルバー人材センター、老人クラブ等の活動を支援するとともに、生涯学習や地域活動、スポーツ・芸術文化活動、世代間交流事業の充実に努め、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らせるよう、地域、行政が一体となって取り組みを進めます。

語句説明

【ケアサービス】介護サービス。

【在宅介護支援センター】在宅介護に関する総合的な相談や指導及び各種保健・福祉サービスの紹介や調整を行う機関。身近な地域ごとに設置されるものを地域型、各地域型の支援・統括するものを基幹型という。 【ホームヘルプサービス】日常生活に支障のある在宅の高齢者や障害者に対して身体介護や家事援助を行うサービス。

【デイサービス】在宅で生活している高齢者や障害者が施設に通い、入 浴や食事の提供、機能訓練を受けるサービス。

【ショートスティ】在宅での介護が一時的に困難になった場合などの介護施設への短期入所。

【グループホーム】少人数の痴呆性のお年寄りが、より家庭に近い環境で、介護職員の専門的な介護を受けながら生活する施設。

【施設ケア】 痴呆性のお年寄りが、より家庭に近い環境で、介護職員の 専門的な介護を受けながら数人で生活する施設。

【特別給付】介護保険で定めるサービス(法定給付)以外に行われる地域独自の介護サービス。

【小規模多機能サービス拠点】 利用者の生活圏域である地域において、 日中の通所、一時的な宿泊、緊急時や夜間の訪問、居住を一体的・複合 的に提供する拠点。

【高齢者向け優良賃貸住宅制度】民間事業者等による、高齢者が安全に 安定して居住できる賃貸住宅の整備に対し、一定の基準を設け、整備に 要する費用の一部を助成することにより、高齢者向けの住宅整備を進め る制度。

事 業 名	事業主体	事 業 概 要
基幹型在宅介護支援センター	市	松江市保健福祉総合センターに基幹型在宅介護支援セン
の設置と地域型在宅介護支援		ターを設置し、15ヵ所の地域型在宅介護支援センターや福
ヤンターとの連携	111	祉サービス事業者との連携を図り、総合的な福祉サービス提
でクラーとの圧誘		供を推進する。
		介護保険事業計画に基づき、介護サービスの適切な提供
		と基盤整備を推進する。
介護サービスの適切な提供	市	・居宅サービス:訪問介護、通所介護、短期入所、グル
と基盤整備	111	ープホーム 等
		・施設サービス:介護老人福祉施設、介護老人保健施設、
		介護療養型医療施設
		高齢者の在宅生活を支援するため、介護保険制度対象
介護予防·生活支援事業	市	外サービス及び介護保険の認定で「非該当」と判定された
(高齢者丸ごと安心生活		高齢者へのサービスを実施する。
サポート事業)		例:配食サービス、外出支援サービス、寝具類等洗濯乾燥
リベート要素/		消毒サービス、緊急通報体制整備事業、地域住民グ
		ループ支援事業、生きがい活動支援通所事業等
		・老人クラブや各地域での自主的事業を支援する。
高齢者の社会参加の推進	市	・世代間交流事業を推進する。
		・シルバー人材センター事業を推進する。
高齢者が安心できる住まい	市	高齢者それぞれの身体状況等に対応したハード (*バリアフ
同断有が女心でさるほよい の提供(安心ハウス構想の 推進)		リー対応、緊急通報装置設置等)・ソフト(介護サービス、
		配食サービス等)を組み合わせ、「安心・安全・快適」な
		機能が付いた住居の民間活力による供給を推進する。

(6) 障害者福祉の向上

障害者が住み慣れた地域で生き生きと生活するためには、保健・医療・福祉が一体となった施設サービス、在宅福祉サービスの一層の充実を図るとともに、障害者の自立と社会参加を支援し、就労の場の確保、教育環境の整備、早期療育・相談体制の確立、地域住民の意識啓発など地域が一体となった取り組みが必要となっています。

平成15年度から障害児・者福祉が、基本的に措置制度から支援費制度に移行しましたが、各種サービス提供基盤の整備と**

ジメント体制の充実が喫緊の課題となっています。

各地域の状況を見ると、在宅福祉サービス施設やグループホームなどの障害者を対象とした住居は松江地区に集中し、他地域との格差が生じており、今後、地域バランスの取れた施設整備体制づくりを進めることが課題となっています。

障害者プランは、旧市町村において策定されており、新市において見直しを図る必要があります。

障害のある人が、その人が持っている能力を最大限発揮し、自立と社会参加の促進を目指す「リハビリテーション」と、障害の有無にかかわらず、共に社会、経済、文化等の幅広い分野にわたって活動することが本来のあり方であるという「*ノーマライゼーション」の理念のもとに、住民一人ひとりが主役とな

り共に生きることができる、「完全参加と平 等」の社会参加を目指します。

さらに、社会福祉法で示された新しい社会 福祉の理念のもとに、利用者本位の支援、地 域福祉の推進を図り、障害者が地域で安心し て暮らせるまちづくりを目指し、総合的な施 策を展開します。

におります。 総合的な相談支援体制の充実 在宅福祉サービスの充実 雇用と社会参加の促進 バリアフリーの推進

①総合的な相談支援体制の充実

一人ひとりのニーズに対応して、ライフステージの全段階を通じ、総合的かつ適切な支援を 実施するため、新市立病院と併設する保健福祉総合センターに総合的な相談支援体制を充実し ます。具体的には、総合発達相談センター(仮称)を設置し、発達相談や新市立病院との連携

語句説明

【ケアマネジメント】要援護者やその家族が持つ複数のニーズと社会資源を結び付けること。個々人の要求に対応し、各種サービスを調整して適切で効果的なケアを提供する一連の援助。 【グループホーム】P89参照。 【ノーマライゼーション】P64参照。 【バリアフリー】P48参照。 【ライフステージ】人の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などの段階。

によるリハビリテーションや療育事業を実施します。また、"ピアカウンセリングを含む障害者 生活支援センターを設置し、ゲアマネジメントの活用などによる相談支援体制の充実を図りま す。

②在宅福祉サービスの充実

できるだけ住み慣れた地域で生活できるよう、ボームヘルプサービス、ディサービス、ショ ートスティ、グループホームなど、在宅生活支援サービスを充実します。

また、移動支援、住宅改築、補装具、日常生活用具等については、障害者の生活の自立と介 護者の負担軽減を図るため必要であり、島根県の「障害者はつらつ生活支援補助金」等の活用 を図りながら、充実に努めます。

③雇用と社会参加の促進

事業者や関係機関との連携協力により、就業機会の向上に努めるとともに、共同作業所、通 所授産施設の整備充実を促進します。

また、生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動、芸術文化活動への参加を促進するとと もに、高度情報通信社会における障害者の社会参加を一層促進するため、デジタル・ディバイ ドの解消のための取り組みを推進します。

④バリアフリーの推進

ハード面におけるボリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの観点から、 すべての人にとって生活しやすいまちづくり、ものづくりを推進します。また、「心のバリア」 を除くために、福祉教育の充実や市民の意識啓発を進め、ボランティア活動の促進に努めます。

語句説明

【ピアカウンセリング】障害者が同等の立場で自分の経験や知識をもと に、同じ境遇にある障害者に助言・指導を行うこと。

【ケアマネジメント】P91参照。

【ホームヘルプサービス】P89参照。

【デイサービス】P89参照。

【ショートステイ】P89参照。

【グループホーム】知的障害などのある人が世話をする人とともに、数 人で暮らす住宅。

【デジタルディバイド】パソコンやインターネットなどの情報技術(IT) を利用できる環境にあるかないかの差で生じる社会的格差。

【バリアフリー】P48参照。

【ユニバーサルデザイン】P49参照。

事 業 名	事業主体	事 業 概 要
相談支援体制整備	市	・保健福祉総合センターに「総合発達相談センター(仮称)」を設置し、発達相談や療育事業を実施する。 ・保健福祉総合センターに「障害者生活支援センター」を 設置し、*ケアマネジメント体制を充実する。
各種サービス提供基盤整備	市	支援費制度への移行に伴い、対象者が必要とするサービスを受けられるよう、サービスの質の向上と基盤整備を進める。 ・居宅サービス:*ホームヘルプ、*デイサービス、*ショートステイ、知的障害者グループホーム ・施設サービス:更生施設、療護施設、授産施設
バリアフリーの推進	市	 ・都市環境、住宅、交通などにおいて障害者が暮らしやすく、 平等に社会参加できる生活環境の創出を目指し、行政と 地域社会・関係団体等との連携を強化し、ユニバーサル デザインを取り入れた総合的なバリアフリー空間が確保され たまちづくりを推進する。 ・ノーマライゼーションの理念を普及するための意識啓発活 動を実施する。

語句説明

【ケアマネジメント】P91参照。 【ホームヘルプ】P89参照。 【デイサービス】P89参照。 【ショートステイ】P89参照。

5. 産業の振興

(1)農林水産業の振興

新市の第1次産業は、所得の伸び悩みによる担い手不足と就業者の高齢化等、深刻な問題を抱え、産業に占める割合の低下が進行しています。

農業は、非農地化の進行や農地転用により、 平成8年の耕地面積約5,000haに対し平成13年では約4,500haと10%も減少しており、生産状況は停滞しています。しかし、市民に対する新鮮な農作物の供給はもとより、緑地空間の保全など、安心で快適な市民生活と、自然と調和したまちづくりを支えるうえで、農業は重要な役割を果たしています。

今後、農業生産基盤の整備をすすめ、農業経営の規模拡大を図るとともに、若い農業者の就農促進や経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体の育成、女性・高齢者やIターン・Uターン者等の多様な担い手の活動支援が必要です。

また、基幹作物である水稲、野菜類、牡丹をはじめとした花きのほか特産物の西条柿、そばなどの生産振興、さらには畜産を取り入れた特色ある農業、そして、地場農産物の消費拡大として地産地消の推進が必要です。

林業については、新市における森林面積は 25,600haと総面積の48.3%を占めていますが、 就業人口は僅か110名程度となっています。

木材価格の低迷、山林所有者の高齢化による労働力の減少等により林業生産は年々と低下するとともに、山林はますます荒廃の傾向

にあります。近年、森林に対する期待は国土の保全、景観保全、及び水源涵養機能等の環境保全的な面について非常に高まってきています。

今後は、森林の健全な育成・整備を図るとともに、特用林産物については、新たな特産品づくり等生産振興対策が求められています。

また、担い手育成、林道整備等を行うとと もに、森林組合等の組織強化を図ることも大 きな課題となっています。

水産業は、大きく分けると宍道湖での内水 面漁業と日本海沿岸及び美保湾、中海の海面 漁業があります。

内水面漁業は、「しじみ漁」を主体に営まれており、減少傾向は見られるものの、ほぼ横ばい状態で推移しています。今後は、水質等環境の変化によって水揚げ量の減少が著しい魚種などを含め、安定した水産資源の確保が課題となっています。

海面漁業は、近年の大幅な漁獲量の減少と 魚価の低迷による漁業収入の落ち込みが就業 者の減少を招くという悪循環が続いており、 全般的に漁業の兼業化、就業者の高齢化が進 行していることから後継者の育成が急がれま す。また、水産資源確保のため、漁業全般に おいて「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」、 「資源管理型漁業」への転換が求められてい ます。

語句説明

【地產地消】P20参照。

【水源涵養】 森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水 の量を平準 化して洪水を緩和するとともに、水質を浄化し良質な水を供給する機能。 【特用林産物】森林から生み出される木材以外の生産物。 しいたけ等の きのこ類、竹材等の伝統的工芸品原材料、木炭等の木質系燃料、樹実類、山菜等のこと。

農業については、持続的な生産拡大を図るため、その中心となる意欲的な農業経営体を育成するとともに、基幹作目である米をはじめ野菜・果樹・花き等の園芸作物や畜産のバランスのとれた振興を図ります。また、都市近郊の利点を活かし、地場農産物を地元で消費する「地産地消」の取り組みを積極的に展開し、生産者と消費者の交流の場を提供するとともに、戦略作目の生産拡大を進めます。

さらに、農業生産の維持・振興と農村の活性化に不可欠な優良農地の確保に努めるとともに、ほ場、基幹農道などの生産基盤の整備

を推進します。また、鳥獣被害を防止するための対策を進めます。

林業については、森林の持つ公益的機能の 発揮に重点を置き、人工林の間伐等を一層推 進するとともに、特用林産物や間伐材等の森 林資源の積極的な活用と地産地消を図ります。

水産業については、魅力ある漁業とするため、漁業環境の整備、改善を計画的に実施し、 漁獲量の増加を図るとともに、水産物の安定 供給と地産地消に努めます。また、水産資源 の確保のため、つくり育てる漁業を推進します。

①農業の振興

多様な担い手の育成

農業の振興

地域の特色ある生産構造の構築と地産地消

優良農地の確保と生産基盤の整備

鳥獣被害対策

a.多様な担い手の育成

農地の流動化や経営規模の拡大を推進することにより、農業生産の中心的役割を担う認定 農業者の育成に努めるとともに、就農希望者が就農し易い体制の整備を図ります。また、機 械等の共同利用やオペレーターによる農作業の効率化など、集落全体の活力を高める集落営 農組織の育成や農業法人化を積極的に推進します。

さらに、農業経営や地域社会の重要な担い手である女性農業者や高齢者、Iターン・Uターン者など多様な担い手の育成・確保に努めます。

- b.地域の特色ある生産構造の構築と地産地消
 - (a) 都市近郊型農業と地産地消の推進

都市近郊の立地を活かし、新鮮さ・安全性・希少性など特色ある生産を推進するとともに、朝市などの開催により、賑わいと生産者の顔が見える直接販売や量販店との直接取引等を通じ、着利販売を進めます。

また、地産地消を推進し、学校給食、旅館等における地場農産物の利用を促進するとともに、生産者と消費者の情報交換の場を提供していきます。

語句説明

【地産地消】P20参照。 【特用林産物】P94参照。

【優良農地】農業生産性の高い農地、集団的に存在している農地、農業 に対する公共投資の対象となった農地。 【認定農業者】プロの農業経営者として頑張る農業者。市町村長が本人から提出された農業経営改善計画に基づき認定し、認定されると低利融資が受けられるなどのメリットがある。

【有利販売】出荷時期などを工夫し、なるべく利益のあがる有利な販売 方法。

(b) 戦略品目の生産拡大

現在、県外出荷を行い、高い評価を得ている品目の一層の生産拡大とブランド化を進めるとともに、新たな品目の開発にも取り組みます。

具体的な、戦略品目は次のとおりです。

米・キャベツ・たまねぎ・メロン・西条柿(生柿・あんぽ柿)・いちじく・花き(ぽたん、その他花き)・葉たばこ・薬用人参・茶・ソバ・大豆・肉用牛・乳用牛

(c) 地域特産の生産振興

歴史と風土に育まれて生産されてきた固有品目の維持・発展に努めます。

津田かぶ・黒田せり・はまぼうふう・葉わさび

(d) 環境にやさしい農業の推進

良質な堆肥等の有機資源を活用した土づくりや化学肥料、農薬の使用を抑えた環境保全型農業生産方式の普及を図り、より安全な農産物の生産と環境への負荷を軽減する取り組みを推進します。

c.優良農地の確保と生産基盤の整備

(a) 優良農地の確保

農業生産の基盤となる農地を安定的に確保するため、将来にわたって農業利用していく 農地を明確にし、優良農地の保全を図っていきます。

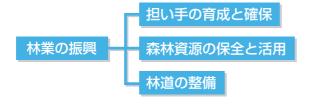
(b) 生産基盤整備の推進及び施設の適切な更新

水田農業の生産性を高めるためには、ほ場やかんがい排水などの基盤整備が不可欠であり、未整備地区の解消を目指すとともに、整備地区においても汎用田化を進めます。農道については、農産物の流通の合理化とともに、農村の生活環境整備の観点から、地域の道路網の位置づけを明確にし、計画的に整備を進めます。また、施設の維持管理体制の整備を通じて土地改良施設の適切な管理及び保全を推進するとともに、老朽したため池等についての改修を進めます。

d.鳥獣被害対策

イノシシ等による農作物の被害を防ぐため、関係者との連携を図り防止対策を推進します。

②林業の振興



a.担い手の育成と確保

森林の適正な管理、林業生産活動の活発化を図るため、中核的な役割を担う森林組合等の 組織強化を進め、作業班員の就労環境の整備や若者の新規就業を促進します。

b.森林資源の保全と活用

(a) 森林の持つ公益的機能の保全

水源の涵養や山地災害の防止等、公益的機能を発揮している森林の保護・育成に努める

語句説明

【優良農地】P95参照。

【汎用田】良好な区画と排水条件を備え、水稲のみならず、麦・大豆等の畑作物の生産に適した水田。

とともに、松くい虫等の被害拡大防止を図り、健全な森林として育成します。

また、生物多様性の確保や循環型農林業の持続のため、単山の保全と整備を図ります。

(b) 人工林の適切な管理と活用

一般造林・一般造林事業等の新植を推進するとともに、確保された人工林に対し、間伐等の適切な保育・管理の徹底を図ります。また、間伐材の利用率の向上に努めます。

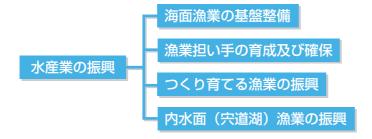
(c) 特用林産物の生産振興

地域の特性を活かした木炭、きのこ類などの特用林産物の生産振興を図ります。

c.林道の整備

森林の適切な維持管理に必要な林道及び作業道の整備を推進するとともに、広域林道の整備に取り組みます。

③水産業の振興



a.海面漁業の基盤整備

(a) 漁港の整備

漁業生産活動の基地、漁村住民の生命・財産の保全等種々の役割を担っている漁港について、計画的かつ効率的に整備を進めます。

(b) 漁場の造成

沿岸漁業の安定的な発展と水産物の供給増大を図るため、魚礁や増養殖場の造成を推進 し、沿岸漁場の整備及び開発を図ります。

(c) 鮮度保持施設等の整備

殺菌冷却海水装置等の導入により、漁獲物の高付加価値化を図ります。

(d) 漁業地域の環境整備

漁村の生活環境の改善や都市住民の滞在交流を促進するため、環境改善関連事業等を計画的に取り組みます。

b.漁業担い手の育成及び確保

担い手及び後継者育成のための各種事業を積極的に導入するとともに、新規就業促進のための広報活動に努めます。

c.つくり育てる漁業の振興

アワビ等の養殖事業やマダイ・ヒラメ等の中間育成・放流事業を積極的に展開し、栽培漁業の振興を図ります。

d.内水面(宍道湖)漁業の振興

稚魚の放流やしじみの採苗放流などにより、水産資源の確保と繁殖に努めます。併せて、けい留所の浚せつ等、漁業基盤の整備に努めます。

語句説明

【里山】人里近くの樹林地またはこれと草地、湿地、水辺地等が一体となった土地。

【分収造林】土地を借りて造林または育林し、利益を所有者と分け合う こと(分収)で造成された森林のこと。

【一般造林】国などの造林補助金を受けて人工的に造林する制度。造林 補助事業には、「一般造林事業」をはじめ、「流域森林総合整備事業」な どがある。 【特用林産物】P94参照。

【殺菌冷却海水装置】海水を0℃まで冷却し、 その冷却した海水を紫外線により殺菌する装置。鮮魚の鮮度保持に効果がある。

【採苗放流】漁業資源を確保するため人工的に採取した稚貝を成育した 後放流する手法。

①農業の振興

事 業 名	事業主体	事 業 概 要
		化学肥料に依存しない安全農法推進のため、畜産農家
資源循環型農業推進事業	市	から発生する畜糞を良質堆肥として農地還元・散布するた
		めの支援を行う。(鹿島地区)
ボタンの海外進出及び		特産品であるボタンの振興を図るため、欧米特にフランス・
国内でのPR・販売拡大	市	イギリスその近隣国への苗木の植栽と外国人観光客の招聘
国内 COF K· 败尤孤人		を行うとともに、国内の市場調査・販売拡大を図る。
		農業・環境・健康・文化などの多様な機能を目的とした
アグリヘルスパーク整備事業	市	農村体験交流拠点として、クラインガルテン、滞在休憩施設、
		スポーツ施設等を備えたファームパークの整備を行う。
	市	認定農業者・集落営農組織等の担い手に対し、農地の
農業担い手の育成・支援事業		集積・農作業の受委託を推進し、経営規模の拡大及び農
		業法人化を推進する。
 市民農園ゾーン整備事業	市	大規模な市民農園ゾーンを整備し、遊休農地の有効利用
印以辰图/ 文 昰메尹木		を図るとともに、都市と地域住民との交流の場を提供する。
穀類乾燥調整貯蔵施設	JA	JAくにびきを事業主体とするカントリーエレベーター建設事
整備事業	JA	業に対して支援する。
県営ほ場整備	県	千酌地区
県営農道整備事業	県	松江西部3期地区、西岩坂地区
県営土地改良総合整備事業	県	古江・生馬地区
県営かんがい排水施設整備事業	県	東潟の内地区
県営農村振興総合整備事業	県	宍道湖・中海沿岸地区
県営ため池整備事業	県	松江地区(石の堂、廻田、岩汐、蟹穴、野間)
		美保関地区(稲積)・玉湯地区(井頭2号)

②林業の振興

事業名	事業主体	事 業 概 要
森林環境保全事業	+	分収造林等で新植した造林地において、間伐等の保育を
林怀垛况休至尹未	市	徹底し、健全な森林を育成する。
広域林道整備事業	県	北山線、美保関線

【クラインガルテン】休閑地を区画して住民に提供する家庭用農園場 【カントリーエレベーター】米を乾燥・貯蔵・調整する大規模設備。 (ドイツ語で小さな庭の意)。

③水産業の振興

事 業 名	事業主体	事 業 概 要
J. 文帖 大区机 比松凯 故 供 市 翌	未定	恵曇漁港に県漁連東部魚市場を誘致し、つくり育てる漁
水産物流通拠点施設整備事業		業と併せ、一体的に生鮮食料品の供給基地として整備する。
		アワビの種苗生産及び中間育成を行う広域種苗生産施設
アワビ養殖事業	市、漁協	を整備し、漁協との連携により、島根半島東部の栽培漁業
		の振興を図る。
水産基盤整備事業	市	美保関沿岸域における一層の生産性向上を図るため、継
		続的に魚礁を沈設し、良質な漁場の造成を図る。
内水面漁業振興事業	市	宍道湖漁協が実施するシジミ及び稚魚の放流事業に対し
		助成を行う。
漁港の整備	県	恵曇・美保関・瀬崎・加賀・御津漁港の防波堤、護
		岸整備等

(2) 工業の振興

新市の工業は、厳しい社会経済情勢の影響を受け、事業所数、従業員数、製造品出荷額など、ここ10年間は減少傾向にあります。一方、各地区で計画的に進めてきた工業団地の整備による企業進出は着実に進みつつあります。

工業団地は、規模の大きいものでは、研究開発型企業による新産業の創出拠点として平成13年にオープンしたソフトビジネスパークしまねのほか、交通アクセスの利便性から部品製造企業の多い宍道南企業団地、印刷企業の進出が多い朝日ヒルズ工業団地、松江・米子両市に近接しプラスチック製品製造企業を核とした江島工業団地、山陰自動車道に接する好条件を備えた松江湖南テクノパークなどがありますが、その他の産業立地は小規模で個別分散しています。

地域特産品としては、来待石や大根島石の 他、和菓子、津田かぶ、薬用人参などがあり ます。また、日本海に面した立地から造船業 や水産加工品製造業もあります。特に恵曇水 産加工団地は7社の企業進出があり、分譲を 完了したところです。今後、こうした地域特 産品や地域立地条件を活用した企業を育成 し、地域の発展を目指す必要性があります。

工業を取り巻く近年の情勢は、非常に厳しい国際競争の中にあることから、従来の加工製造を中心とした重工業産業から高速情報通信を活用したソフト産業への転換を徐々に行うことが必要となってきています。こうしたことから通信基盤の整備を進め、環境を整えながら、今後は更なる工業団地への集積を進めるとともに、既に誘致によって進出した企業に対して効果的支援策をいかに講じていくかが課題となっています。

また、これまでは大都市とは遠隔にあり、 取引先がエリア内に止まりがちであった企業 については、山陰自動車道の整備による高速 物流ネットワークの充実を契機として販路拡 大に向けた積極的な取り組みが求められてい ます。

新市には、地域にふさわしい産業の創出に 必要不可欠な、研究開発のための産業支援拠 点施設「テクノアークしまね」のほか、島根 大学もあり、産・学・官の交流と人材育成が 可能な優れた環境を効果的に活かすことが今 後必要です。

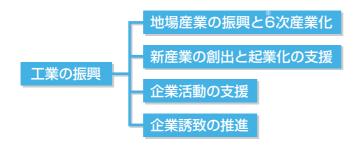
地域特有の資源を活かした地場産業の振興を図り、高付加価値化と観光・農林水産業などと連携し、まちづくりと連動した産業振興を図ります。

産業の高度化、新産業の創出に向けて、ソフトビジネスパーク島根を拠点に産・学・官の連携をより一層推進します。

地域の抱える課題・ニーズなどに対応した 新分野への事業展開を図るとともに、起業環 境づくりに対して積極的に支援します。

また、設備の近代化、経営の合理化及び販路拡大などの企業活動を支援します。

誘致企業支援制度の充実を図りながら、拠 点工業団地への企業立地の促進を図ります。



①地場産業の振興と6次産業化

伝統産業、地域特産物など、地域特有の資源を活かした地場産業の育成支援と振興を図り、 産業の高付加価値化と観光・農林水産業など他業種との融合・連携による6次産業化を展開し ます。

さらには、地域に身近な産業としてゴミュニティービジネスの育成による地域経済の活性化を図ります。

②新産業の創出と起業化の支援

ソフトビジネスパーク島根を拠点に、「テクノアークしまね」、島根大学や松江工業高等専門学校、産業界が一体となって産・学・官の連携をより一層推進し、技術シーズとニーズのマッチングを進めながら、人材の育成、技術開発や商品開発への支援、そして異業種交流など地場産業の有機的連携を深め、産業の裾野の拡大を図ります。

さらには、環境関連、福祉関連など地域に密着したビジネスや、国際化、情報化などの環境 変化による新たなサービス需要(地域課題)に対応した新産業の創出を目指すとともに、創業 の場、資金など、創業開始にあたって必要となる起業環境づくりに対して積極的に支援します。

③企業活動の支援

ブランド化戦略を推進するとともに見本市や展示会への出展に対する支援を行い、新規取引 先の開拓、広域的な受注機会の増大及び製品販路の拡大を促進します。

さらに、企業活動の円滑な展開を支援するため、企業の個別相談に対する総合的なコーディネートを行うとともに、融資制度の充実や技術開発への助成などによって企業活動を支えます。

④企業誘致の推進

事業の拡張、流通の効率化等や快適な操業環境の創出のために、拠点工業団地への誘導や集団化、高度化を図ります。

また、新規優良企業の誘致に向けて、新市の誘致企業支援制度の充実はもとより、他の各種支援制度を活用しながら、島根県とともに効果的な誘致活動の展開を図ります。

語句説明

【6次産業】 6次産業とは「1次産業」×「2次産業」×「3次産業」。 生産・加工・流通・販売などを一体化した産業。

【コミュニティービジネス】 地域の人々が、地域に眠っている資源(労働力、原材料、技術力など)を活用して行う小規模ビジネスで、利益の追求に加え地域課題の解決を目指すもの。

【シーズとニーズ】シーズとは「種」、ニーズは「要求」。種となる技術 と消費者の要求をうまく結びつける意味で使われる。 【コーディネート】調整する。順序よく並べる。

事業名	事業主体	事 業 概 要
地場産業育成事業	市	伝統的産業の技術継承・育成、地域特産品の開発と販
地物座采月双尹禾		路拡大に対し、支援する。
		創業期の企業等の立ち上がりを支援するため、(財) しま
創業スペース支援事業	市	ね産業振興財団とタイアップして、起業の場となる研究室・
		工場・事務室等の賃借料を助成する。
		企業コーディネーター活動を充実し、学と産の*マッチングや
 「産·学·官 連携推進事業	市	異業種交流の促進を図る。
LE·子·日] 建捞桩进争未	111	また、新技術・新製品開発に向けた企業の意欲的な取り
		組みに対して助成する。
	市	企業の個別相談の窓口として、企業コーディネーターを設
		置する。
企業コーディネーター設置事業		・各種アドバイザーの紹介
		・国庫補助、融資制度の相談
		・各種支援制度の紹介、斡旋
山 人类知序	+	中小企業の経営の近代化、合理化を進めるため、融資
中小企業制度融資	市	制度の充実による支援を行う。
企業誘致対策事業	市	県外企業の誘致活動として、県及び県企業誘致対策協
		議会と連携して東京、大阪等の会場に企業を招待し、工業
		団地の説明会を開催する。

(3) 商業の振興

松江地区以外の地域では、購買力の多くが 近隣都市部へ流出しているため、商店数が少 なく小規模で、商店街の形態をなしていない 地域も多く、近年は郊外型商業集積の進展に より、商店数が減少傾向にあります。

特に、鹿島、島根、美保関、八雲、八東地区では流出率が70%を超えており、日常生活品が地域内で購入できない状況があるため、買い物が困難な高齢者世帯などの人に対して、宅配や移動販売、交通体系整備などの支援システムの構築が急がれます。

鹿島地区では鹿島マリーナ周辺に、八雲地区では北部の国道432号沿いに新しい商業集積地の整備促進を目指していますが、この実現に向けた支援策や地元の特産物を利用した特産品の開発、観光産業と連携した取り組みが課題です。

比較的地元購買率の高い、宍道、玉湯地区においては、核となる商店街等の再生に向けて、空き店舗対策や駐車場の整備、さらには 街並み再生整備事業への一層の取り組みが必 要です。

一方、松江地区では、商店数は横ばいであるものの、年間販売額や従業員数は増加傾向にあり、他地域からの購買者が増えていることが伺えます。しかしながら、中心市街地の既存商店街では、空き店舗や空き地が目立っており、商業機能が衰退しています。

こうした問題を解決するために、空店舗対策として家賃補助や店舗改装資金の低利融資を行うとともに、平成10年9月に「松江市中心市街地活性化基本計画」を策定し、「松江駅前地区」「殿町地区」「松江しんじ湖温泉地区」を重点地区と位置付け、カラコロ工房やJR松江駅前などを整備し、商業機能の再編を行ってきました。

商業地区ごとの特色を活かした整備の継続はもとより、中心市街地への若者の定住化の促進、歩いて買い物ができるゾーンの設定に向けた交通システムの整備等による賑わいの創出が課題です。

新市の中心地について、街並み整備などの都市基盤整備と連携して商業核拠点化を推進し、中心市街地の再生と活性化を図ります。

また、各地域に特色を活かした個性ある商業地区の構築を目指していくこととし、商工

会等の商業団体と連携して魅力ある商業空間 の形成を促進します。併せて、活力ある商業 活動を担う商業者、商店街の主体的活動に対 する支援の充実を図ります。

新商都の再生 意欲ある商業者・商店街の育成 魅力ある商業サービスの創出

①地域商業核拠点の整備

中心市街地活性化基本計画に基づき、民間の参加を促しながら、都市基盤整備と連携したまちづくりを進めつつ、新たな賑わいの場を創出することで中心市街地の再生と活性化を図ります。

そして、中心市街地の商店街においてはTMOの取り組みを支援しながら、空き店舗の活用や商店街の活性化に向けたソフト施策を効果的に組み合わせ、その魅力を高めます。

さらに、既存の商業地区においては、道路整備や電線地中化による快適な商業基盤の整備に合わせ、共同店舗への建て替えや商店街のリニューアルを推進するとともに、地域特性を活かした商業地域の形成と機能強化に努めます。

なお、高速道路ICや国道・空港が隣接し交通利便性が高い宍道地区については、新市はもとより県東部の広域物流拠点として、流通業務団地整備の検討を行います。

②意欲ある商業者・商店街の育成

商店街自身の主体的な取り組みを基本に、各商店街がそれぞれのコンセプトやビジョンを確立し、その実現に向けた取り組みについて支援を行います。

商業者に対する助成、融資制度については、近年の著しい経済情勢の変化に応じた制度の充 実や創設を行うことで、新規開業を目指す人や意欲ある既存の商業者、商店街の主体的な取り 組みを推進するとともに、魅力ある店づくりや商業者・商店街の育成に対する支援を行います。

③魅力ある商業サービスの創出

*コミュニティー活動やまちづくり活動に結びつく地域に根ざしたコミュニティービジネスの 創出を促し、身近できめ細やかなサービスの提供と人々の交流の場を創出します。

そして、起業家育成という視点で、女性・高齢者を対象に製作品の発表、販売等に対する支援を行います。

また、観光産業、農林水産業など他産業との連携による交流型産業の推進、伝統産業の継承と地域特産品のブランド化を目指した商品開発や流通支援とともに、地産地消の推進など、商業を地場産業と密着させることによって地域の活性化を図ります。

語句説明

【TMO】Town Management Organizationの略。街づくり機関(組織)のこと。

【コミュニティー】P15~16参照

【コミュニティービジネス】P101参照。

【交流型産業】都市の住民を農村に誘引することによって、新たに展開する産業。

【ブランド】銘柄。商標。 【地産地消】P20参照。

事 業 名	事業主体	事 業 概 要
街づくり資金融資事業	市	独自の街づくり資金制度融資を充実し、テナントや店舗の
		新設・改造等、商業者の意欲向上につながる時代に即応
		した融資を行う。
地域拠点商業集積地の整備	市	各地域に農林水産業、観光産業などとリンクした商業核
		拠点を整備するとともに、新しいブランド商品の開発や地域特
		性に即した流通システムの開発と合わせ、交流型商業の促
		進を図る。
TMO育成支援及び	市	TMOの育成・支援により、基幹商店街の組織力強化と個
商店街活性化事業		別特性化に向けて、ハード・ソフト両面での事業支援を行う。
空店舗対策事業	市	空店舗で創業しようとする事業者に対し、家賃助成・低
		利融資により支援する。
* コミュニティービジネスの支援	市	地域社会の活性化に向けて、コミュニティービジネスの商
		業促進セミナーの開催や起業家の立ち上げ経費の一部助成
		などを行う。

(4) 観光の振興

新市は、観光入込客数が年間約800万人の 山陰を代表する観光地であり、また、全国で も数少ない国際文化観光都市に位置づけられ ています。

大山隠岐国立公園にも指定されている島根 半島地域において、その複雑な地形と美しい 砂浜は海水浴や釣りの格好の場所として親し まれ、神話や伝統行事、神社仏閣等の観光資 源も豊富です。これらを活かし島根半島の西 部地域・宍道湖周辺地域や隠岐を結ぶ広域観 光ルートの拠点としての観光地づくりに取り 組むために、近隣地域との連携強化や観光ル ートの整備、移動手段の確保を行う必要があ ります。

宍道湖周辺地域では、新市の観光入込客数 の約60%を占める松江地域においては、堀川 遊覧船・フォーゲルパーク等の新規施設や祭 り等のイベントにより、観光入込客数は順調 に伸びています。しかしながら、宿泊客数に ついては新市全体で停滞しており、玉造温泉 の魅力のアップや滞在型観光地づくりのため の観光メニュー作り、宍道湖周遊ドライブコ ースの設定など観光ルートの整備を行い、宿 泊客の増加につなげる必要があります。

南部地域においては、古代からの歴史や伝 統、文化資源と温泉や豊かな自然環境に恵ま れた地域の特性があり、体験・学習型の観光 地としての役割を充実するための地域づくり を進める必要があります。

さらに、大根島においては特産品である牡 丹と薬用人参を活かした観光地としての整備 を進めることにより、テーマ型の観光交流の 拡大を図ることが求められます。

また、新市は、昭和26年の「松江国際文化 観光都市建設法」の制定により、京都市・奈 良市と並んで全国で3市のみという国際文化 観光都市に位置づけられていることから、外 国人観光客の受け入れ体制の強化や観光情報 の発信により、観光地としてのブランド力の 向上をさらに図っていく必要があります。

山陰を代表する観光地となる新市において は、地域特有の優れた観光資源を積極的に活 用した観光地づくりを推進するとともに、積 極的な情報発信のための体制を充実し、観光 産業の振興を図ります。加えて、観光地とし ての魅力を高めるため、個々の観光施設・観 光スポットの役割と機能を再検証し、既存の 観光拠点の充実と新たな拠点整備の検討を進 めます。さらに、周辺地域との連携による広 域観光ルートづくりを推進し、交流人口の拡 大を図り、併せて外国人観光客の誘致を推進

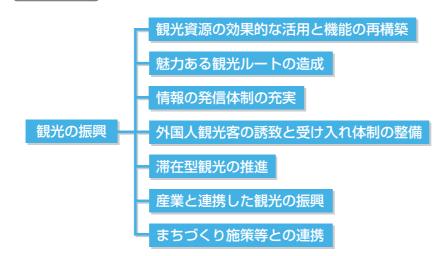
します。また、これからの観光振興策を実施 する中で、観光客の滞在を促進します。

事業の効果的な推進のために、観光関連組 織の機能強化を図り、事業推進体制を確立す るとともに、様々なまちづくり施策との連携 を保ち、総合的な観光施策を展開します。将 来的には観光誘客1,000万人を目指し、国際 文化観光都市の名にふさわしい、ネスピタリ ティー溢れる観光都市づくりを市民とともに 行います。

語句説明

【交流人口】定住人口(常住人口)に対し、広い意味では「その地域に 何らかの影響をもたらす交流を行っている人口」をいう。

【ホスピタリティー】訪問者を丁重にもてなすこと。 【ブランド】P104参照。



①観光資源の効果的な活用と機能の再構築

他の観光地との誘客競争が激化する中で、魅力ある観光地としての知名度をさらに高めるため、 地域特有の優れた観光資源の正確な情報を集積するとともに、新たな魅力の創出につながる観光素 材を発掘し、積極的な活用を図ります。また、常に時代の流れに即した観光メニューの提供を行う ため、施設・観光スポットの役割と機能を再検証し、既存の観光拠点の充実と新たな拠点整備の検 討を進めます。

②魅力ある観光ルートの造成

魅力ある観光地づくりを進めるため、点在する観光施設やスポットのPRに加え、それを効果的に結びつけ、多種多様な観光ニーズに対応した魅力あるルートを設定します。その際、出雲国風土記など固有の物語性・話題性のあるルートづくりや近隣地域との連携による東西軸・南北軸の広域観光ルートの開発・整備を重点的に推進します。

③情報の発信体制の充実

現代の情報社会に対応し、本地域の魅力を最大限にアピールする手段として、新たな媒体・ツールを積極的に取り入れ、迅速かつきめ細かな観光情報の提供を行います。あわせて、周辺地域と誘客イベントや旬の話題をタイムリーに情報交換し、相互連携による効果的な情報発信を行うためのネットワークづくりを推進します。また、国際会議や全国大会等のコンベンションを積極的に誘致するなど、観光都市松江を国内外へ広く情報発信して新市のイメージを高めます。

④外国人観光客の誘致と受け入れ体制の整備

米子・ソウル便の活用、出雲・上海便の開設などの交通手段の整備にあわせ、外国人観光客にとって魅力ある観光情報を発信し、積極的な誘客を行います。また、日本文化体験メニューの提供や関係機関の連携による受け入れ体制の整備により、国際観光を推進します。

⑤滞在型観光の推進

優れた観光資源を結び付け、新たに設定する観光ルートの周遊性を高めることにより、通過型観光地から滞在型観光地への転換を図ります。そのため、観光メニューに創意工夫を凝らすとともに、ゆっくりと過ごす観光地としての基盤の整備充実を図ります。

⑥産業と連携した観光の振興

魅力ある観光メニューを提供するため、新市の食材や伝統工芸を活かした特産品の開発、伝統的

語句説明

な文化・産業の体験メニューの提供を進め、地場産業振興策と連携した観光施策を展開します。

⑦まちづくり施策等との連携

市民が自ら誇りを持てるまちづくりを観光振興の基本とし、各商店街の賑わい創出やゆっくり散 策できる観光ルートづくりなど、市民の意見を充分に活かして、まちづくり施策と一体となった観 光施策を行います。また、その役割がますます期待される各種のNPO団体との観光面における連携 を深めるとともに、観光関連の民間組織との協働・機能強化を図り、事業推進体制を確立します。

事業名	事業主体	事 業 概 要
尹 水 11	市	観光客ニーズが体験・学習などの精神的知的欲求へ移
テーマ型観光推進事業		行していることに対応した具体的な誘客メニューを提供する。
3%		道路整備にあわせ、景観に十分配慮した大型観光案内
公共・観光サイン整備事業	市	サイン板・地域への誘導サイン板・公共サイン板を設置する。
		新市各地域と周辺地域並びに鳥取県西部地域(大山周
広域観光ネットワーク形成事業	市	辺等)の観光地との交流促進や共同プロモーションの実施に
	.,,	より、広域観光ネットワークの形成に取り組む。
		風土記の神話の世界など、新市各地域に残る特有の観
観光ルートづくり事業	市	光素材を組み入れた観光ルートを設定し、情報発信を行う。
		新市内各地域の観光施設を循環する乗り降り自由なループ
観光ループバス事業	市	バスの運行事業を行う。
	市	新市に共通したイメージを確立し、全国的なブランド化を図
		るよう全国宣伝を展開する。また、山陰道宍道湖SAや県の
観光プロモーション事業		広島地区観光情報発信事業、ホームページ等を活用した観
		光PR活動を行う。
イベントを中心とした		各地域の固有イベントの内容充実を図り、また、早朝・夜
情報発信事業	市	 などに新たなイベントを開発し、観光客誘客に繋げる。
		外国人観光客の積極的な誘客活動に努め、あわせてサイ
国際観光推進事業	市	 ン表示・パンフレット等受入れ体制の整備を行う。
		歴史的・文化的な観光資源が集積する美保関周辺地域
		 について、観光地としてのさらなる魅力アップを図る。
美保関周辺観光基盤整備事業	市	 ・美保関灯台参観用外部階段の設置、灯台ビユッフェ改修
		・美保関地区歓迎看板の設置
	市	江島大橋及び県道の整備に伴い、大根島の特性を活か
道の駅「行商の里」整備事業		 した道の駅(レストラン・体験工房・郷土館・特産品開発
		センター等)を整備する。

事 業 名	事業主体	事 業 概 要
工作日本生生业业	-	温泉街の魅力アップのため、歩道の舗装・照明・植栽・
玉造温泉街観光基盤整備事業	市	電線地中化等を行う。
チェリーロード整備事業	市	海を望む桜並木の拡充とレクリエーション広場等の整備を行う。
多古鼻公園整備事業	市	公園の園地修景、自然散策路等の整備を行う。
海上観光ルート整備事業	市	大型観光船の整備により、広域的海上ルートの開設を行う。
観光施設整備事業	市	各地域の観光資源の魅力を高める施設整備を行う。
		・「童謡館」の整備
		・ 石によるユニークな**ニュメントを新市の**ケットパークに
		設置 等

要施

策

(5) 雇用環境の整備促進

島根県の有効求人倍率(平均)の推移を見ると、平成12年度は0.83、平成13年度は0.67、平成14年度は0.62と低下しています。松江地区(新市及び東出雲町)においては、平成13年度平均の0.73から平成15年度3月末現在平均の0.75と若干上昇しているものの、依然として低い水準で推移しており、雇用情勢は厳しい状況にあります。

そのような状況のなか、拠点工業団地への企業誘致とベンチャー企業をはじめとした新規創業の支援により、雇用機会の拡大が図られていますが、長引く景気の低迷や産業構造の変化にともなうリストラクチャリングにより、その動きは低調で目に見えた成果は現れていません。

地元企業への就職を促進するため、短大、 高専、実業高校の新規就職希望者を対象にし た雇用・求人相談会や地元企業視察会など を、松江公共職業安定所、松江商工会議所と 連携して取り組んでいます。 また、就業支援事業として、(財) 松江勤 労福祉振興協会、島根県、(財) ふるさと定 住財団、(社) 松江市シルバー人材センター の各機関と連携し、しごと支援センター松江 において、適性検査、職場見学会及び人材受 入情報等の収集・提供、就業支援セミナーの 実施等の業務を行っています。

一方、松江テルサ(松江勤労者総合福祉センター)は、スポーツや文化活動の拠点、勤労者福祉の中核施設として、働く人に^{**}リラックス&リフレッシュスペースを提供するとともに、雇用情報や職業情報の提供を行っていますが、より一層勤労者の定住・交流の拠点として機能させることが必要です。

勤労者の福利厚生面に関しては、本市も加盟する(財)島根県東部勤労者共済会(愛称:ジョイメイト島根)において各種福利厚生事業を行っていますが、今後、スケールメリットによる事業の充実を図るうえで、勤労者の一層の加入促進を図ることが必要です。

時代の変化に対応しながら、短期・中長期 的視野に立って、安定した魅力ある就労の場 の確保に努めます。 また、勤労者の健康と豊かな生活を確保するため、福利厚生の充実に対する支援を行い、 勤労者福祉の向上を図ります。

語句説明

【有効求人倍率】公共職業安定所に申し込まれている求職者数に対する 求人数の割合。有効求職者数(前々月からの求職者数とそれ以前からの 雇用保険受給者の合計)で前々月からの求人数を除したもの。

【ベンチャー企業】新技術や高度な知識を軸に、大企業では実施しにくい創造的・革新的な経営を展開する小企業。

【リストラクチャリング】事業構造の転換。事業の再構築。 【リラックス&リフレッシュスペース】リラックス:精神や肉体の緊張 をほぐすこと。くつろぐこと。リフレッシュ:元気を回復させること。 気分をさわやかにすること。スペース:空間。

産業振興による雇用の維持・創出

安心して働けるまち

勤労者福祉の充実

①産業振興による雇用の維持・創出

若年層の地元定着を図るため、拠点工業団地及びソフトビジネスパークしまねへの企業誘致 を県と連携・協調しながら、効果的に展開します。

産・学・官連携の推進による産業の裾野の拡大と新産業の創出、起業の促進により雇用の維持・創出に努めます。

また、景気状況に応じて的確に実施する短期的な企業への支援とともに、中長期的な対策を合わせ、総合的な雇用対策を実施します。

さらに、松江テルサ内に設置した、しごと支援センター松江を拠点として、ハローワーク松 江、島根県、ふるさと島根定住財団等と連携・協調し、情報の収集・提供や就業支援セミナー の開催等により雇用の促進を図ります。

②勤労者福祉の充実

松江テルサを勤労者福祉の拠点施設として、その機能の一層の充実を図りながら総合的な運営に努めます。

(財) 島根県東部勤労者共済会への会員の加入促進と事業の充実を図るとともに、自立化に向けた支援により、中小企業者の総合的な福祉の増進を図ります。

事 業 名	事業主体	事 業 概 要
地元就職促進事業	市、商工会議所ほか	地元企業への就職促進のため、市内の専門高校の就職希望者を対象に地元企業視察会を、また、短大・高専・高校を対象に雇用・求人相談会を開催する。
就業支援事業	市、(財)松江勤労福祉振興協会	「しごと支援センター松江」において島根県・ ふるさと定住財団・シルバー人材センター等と連 携し、離職者やUIターン者等に対する人材受 入情報の提供や就業支援セミナー等を実施する。
勤労者福祉振興事業	市、(財)松江勤労福祉振興協会	松江テルサ (松江勤労者総合福祉センター) を通して、各種職業講習・職業情報提供・職 業教育研修等の雇用の促進、スポーツ施設によ る健康の維持増進等、勤労者の福祉向上を図る。
中小企業勤労者総合福祉推進事業	市、(財)島根県東部勤労者共済会	中小企業の勤労者に対する健康の維持管 理等、福利厚生の充実のため、島根県東部 勤労者共済会が行う事業に対して支援する。

6. 連携・交流の促進

(1)新市内の連携・交流の推進

交通・通信網の整備によって人々の生活圏 が拡大し、さらに物質的な豊かさより精神的 な豊かさ、余暇やゆとりが重視される時代に なり、これまで狭い地域に限られていた交流 が、地域の枠を越えて広がっています。

今後は新しい一つの市として、地域間の連 携をより一層深めていくことで、これまで

個々の地域では達成できなかった施策の実施 が求められます。それぞれの地域の特性ある いは共通性を明確にし、市民生活・経済・社 会・文化あらゆる分野において地域の連携と 交流を促進することで、一体感のある都市を 形成していく必要があります。

住民同士の相互理解と連帯感の醸成によっ て新市の生活文化の向上を図るために、交流 の機会の拡充に努めます。市民活動における 住民同士の連携と、まち・むらおこしとして

これまで各地域で行われてきた伝統文化・行 事などを核とした魅力ある交流事業の充実や 創設、地域資源や各種施設の利用などによっ て、世代間交流や地域間交流を促進します。

地域資源や施設の活用

新市内の連携・交流の推進

地域体験型事業やイベントの推進

①地域資源や施設の活用

各地域に現存する特色ある地域資源や施設を有効に活用するための情報の共有化と住民への PRを進めるとともに、パソコンや携帯電話等で情報提供や予約などができるシステムの拡充 を図り、施設利用の促進に努めます。

②地域体験型事業やイベントの推進

地域の特色や個性を活かしつつ、住民相互の理解と交流を促進するため、地域体験型事業や まちづくりのためのイベントを創設、推進していきます。

事 業 名	事業主体	事 業 概 要
		各種団体活動の広域化や地域体験交流、地域の特産・
地域間交流事業の推進	市	伝統芸能の紹介などを目的にした「市民まつり」を行い、新
		市の一体感を醸成する。

(2) 広域連携・他圏域との交流

国の新しい全国総合開発計画のなかで、多軸型国土構造への転換とその実現に向けた基礎づくりの方向が示され、全国的に新しい交流圏の形成を図る取り組みが活発化しています。新市においても、日本海から太平洋まで高速道路で直結したことにより、人や物の流れが増大し、その沿線都市との交流も盛んになってきています。

現在、中国横断自動車道尾道松江線の整備も進められており、今後一層、中四国地方の各都市との機能分担と連携により、一体的な発展を目指していく必要があります。

さらに、姉妹都市との交流を推進するとともに、観光資源などの地域特性を活かして地域経済の発展を促すために、表流人口や物流の拡大を図ることが大切です。また、旧松江市の歴史と伝統を継承するとともに、新たな国際文化観光都市としての魅力を高めるため、国際特別都市建設連盟加入都市(11市1町)間における観光をはじめとする各種情報の共有化を図り、連携と交流を促進することにより、観光を通じた交流人口の拡大が必要です。

新市の活性化を図るためには、他の地域との交流人口の拡大が一層重要になることから、姉妹都市や国際特別都市建設連盟加入都市との交流をはじめ、西日本中央連携軸、中

四国地域連携軸および日本海国土軸の各地域 との機能分担と連携により、経済活動、文化 活動等を中心とした積極的な交流を推進しま す。

広域連携・他圏域との交流

広域連携・他圏域との交流の推進

①広域連携・他圏域との交流の推進

姉妹都市をはじめ、西日本中央連携軸の沿線都市との連携を発展させ、物産・観光、文化・スポーツなどの分野を中心とした交流事業を展開します。

また、中国横断自動車道尾道松江線の整備にあわせ、沿線自治体との文化交流を中心とした 事業を展開します。

さらに、国際特別都市建設連盟加入都市をはじめ、他圏域と連携して都市の基盤整備や広域 観光ルートの開発などを進め、交流の拡大を図ります。

語句説明

【多軸型国土構造】東京一極集中から、全国をいくつかの軸をもった構造とし、複数の国土軸が相互に連携することにより形成される多軸型の国土構造として国土の均衡ある発展を目指す考え方。

【交流人口】P106参照。

事 業 名	事業主体	事 業 概 要
		中国・四国横断自動車道沿線の都市で構
西日本中央連携軸沿線都市	±-	成する西日本中央軸沿線都市連携推進協議
連携推進事業	市	会を通して、社会基盤の整備を促進すると共に、
		構成都市間の交流を進める。
姉妹都市交流事業	市	宝塚市・珠洲市との交流を深める。
		国際文化観光都市など国際特別都市(11
国際特別都市交流事業	市	市1町)との交流を通じて、都市基盤整備と
		観光振興を進める。
えびす・だいこく100 Km	士 自扭业自护酿协議人	美保関〜大社間の島根半島横断100Kmマ
マラソン支援事業	市·島根半島振興協議会	ラソン大会の実施を支援する。
J. 季同數次劇奴迁科士授事要	市	国内外の演劇団体を招聘し、演劇を通じて
八雲国際演劇祭活動支援事業	111	約1週間の交流活動を展開する。(3年毎)

(3) 国際交流

交通や情報通信の発達により、人や物、情 報の国際化が加速され、経済・社会・文化・ 地球環境など様々な分野で世界各地の相互依 存関係が顕著となっており、海外の都市と友 好関係を保ちながら積極的に交流を進め、文 化や産業の一層の発展に結びつけていくこと が重要となっています。

新市は、アイルランド、アメリカ合衆国、 中華人民共和国、大韓民国の各都市・地域と 交流を進めており、今後、これまでの交流の 経緯をふまえ、各都市・地域とどのような特 徴を持った交流を進めていくかが課題です。

外国語教育の充実と地域レベルでの草の根 の国際交流の進展を図るため、外国語指導助 手(ALT)や国際交流員(CIR)を海外の交 流都市などから招致しています。また、小学 校における国際理解教育や英語活動、小中高 校生を対象にした海外派遣事業を実施し、次 代を担う青少年の育成も進めています。

一方、各民間交流団体においては、各地域 において自主的な交流活動を実施しているほ か、行政と連携した国際交流イベントなど市 民交流事業を積極的に進めています。

今後も異文化理解と受容、国際的な視点か らの地域づくりなど、市民レベルでの国際交 流の促進による「内なる国際化」が必要であ り、各民間交流団体の連携・ネットワーク化 が課題です。

また、固有の文化遺産に恵まれた新市は、 同時に国際的にも魅力ある都市として発展す る素地があり、多くの外国人を受け入れ、共 生する市としてのまちづくりも課題です。

新市が自立し発展していくためには、あら ゆる分野において主体的に海外との直接的な 結びつきを強めていかなければなりません。

特に、我が国と地理的・歴史的につながり の深い北東アジア地域との交流拡大を図ると ともに、産業・経済面での交流の促進に努め ます。友好交流都市・地域を中心に、市民同 士の交流も含め、芸術、教育、文化、スポー ツ交流を進めます。

青少年の海外派遣や語学・文化研修などの ひとづくりと、外国人が住みやすいまちづく りを行うことにより、「内なる国際化」を進 めていきます。

各地域の国際交流団体の育成とネットワー クの強化により、市民レベルでの国際理解と 交流を促進していきます。

また義務教育においては、英語教育の充実 と国際理解教育を推進します。

国際交流の推進 国際理解の推進 国際交流 英語教育の充実と国際理解教育の推進 国際化に対応したまちづくり

①国際交流の推進

我が国と地理的・歴史的につながりの深い北東アジア地域との交流拡大を図るとともに、産 業・経済面での交流の促進に努めます。なかでも、友好交流都市・地域を中心に、市民同士の 交流も含め、芸術、教育、文化、スポーツ交流を進めます。

さらに、地域に根ざした市民レベルでの国際交流活動を進めるため、国際交流団体・市民グ ループの支援とネットワーク強化を促進します。

②国際理解の推進

国際化に対応できる人づくりのため、青少年や市民の海外派遣研修、ボランティア活動の促 進、外国語や異文化理解のための市民講座や、交流イベントを実施します。

また、市民の国際理解に貢献し、人的なつながりにより市と世界の橋渡しとなる、外国青年 招致事業を継続します。

③英語教育の充実と国際理解教育の推進

小学校においては英語に慣れ親しむ活動を実施し、中学校では外国語指導助手(ALT)を招 致し英語に関する興味関心を喚起するとともに、生きた英語を通して聞く力、話す力を伸ばし ていきます。さらに総合的な学習の時間では、国際理解を深め、国際感覚を身につけた人づく りを目指します。

4国際化に対応したまちづくり

在住外国人が地域に溶け込んで快適に過ごせるように、情報提供や留学生への支援等、各種 施策を実施します。

看板、交通標記などの都市サインの外国語表示を進めるなど、外国人の利便性に配慮したま ちづくりを進めます。

国際観光案内所の充実やグッドウィルガイド、ホストファミリー制度などにより、外国人観 光客が訪れやすいまちづくりを進めます。

事業名	事業主体	事 業 概 要
		中国吉林市、杭州市、銀川市、江陰市澄江鎮、韓国晋
国際交流推進事業	市	州市、アイルランド、米国ニューオーリンズ市等、友好都市を
		中心に諸外国との経済、教育、文化、スポーツ交流を進める。
		国際理解を推進するために、外国青年(国際交流員、
国際理解推進事業	市	外国語指導助手)招致や小学校英語活動、青少年海外
		派遣等を行う。
		国際化に対応したまちづくりを推進するために、在住外国
国際化に対応した	市	人共生事業(外国語による情報提供・留学生支援)や、
まちづくり推進事業		都市環境整備(外国語による都市サインや国際観光案内所
		の充実等)等を進める。
市民参画推進事業 市	市	市民レベルでの自主的な国際交流を促進するために、国
		際交流団体の支援(諸外国との交流活動、異文化理解活動、
		ボランティア活動等の推進)や活動の拠点である松江市国際
		交流会館の管理運営を行う。

7.住民参加と地域振興

(1) コミュニティーづくりの推進と個性ある地域の形成

住民主体のコミュニティー活動は、各地域活動の拠点施設において、地域福祉・自主防災・地域環境・伝統文化の継承・市民学習・情報提供など、住民同士の交流やボランティア活動が取り組まれているところです。

高齢化や核家族化がますます進行し、伝統的な地域社会のコミュニティーが変容してきている社会状況のなかで、住民は、個人として様々な集団での多様な交流を求めてきています。

行政としては、住民と協働のまちづくりを 行うために、これまでの実績をふまえて、地 域活動の拠点施設を中心としたコミュニティーの育成、地域の核となる人材育成を行うことが必要であり、良好なコミュニティー運営や各地域のまちづくりと地域の伝統文化の継承を支援するとともにボランティア活動を促進する必要があります。また、時代の要請に応えるため、行政は、基本的な行政サービスを提供しながら、住民個々のライフスタイルを重視し、住民の自己責任による自由な選択の出来る多様な行政サービスを展開していくことが必要です。

地域固有の文化、伝統を継承していくためには、地縁を基にした集落や自治会等の地域型の活動を進めるコミュニティーが必要であり、これらの活動を維持・発展させていくとともに、新たな住宅地域での自治会等の形成や住民への活動参加への呼びかけなどを推進していきます。

また、新市の市民としての一体感を形成していくために、ボランティア活動やNPO活動

など居住地域を越えた目的型の活動を進める コミュニティーの形成への支援も行っていき ます。

各地域固有のまちづくりに係る施策については、支所に一定の予算と実行機能を持たせるとともに、自治組織・地域審議会やさらにはプークショップ、座談会などを通じて、新市内各地域での住民の意見を十分に反映することによって、住民参画による個性ある地域を形成します。

語句説明

【コミュニティー】P15~16参照。 【NPO】P21参照。

【地域審議会】合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現するため合併前の市町村の協議により、旧市町村の区域を単位として置かれる審議会。

【ワークショップ】研究会、討論会。あるテーマのもと自由に討議する場。

住民主体の活動への支援

コミュニティーづくりの推進と 個性ある地域の形成

活動拠点の整備

住民の参画による個性ある地域の形成

①住民主体の活動への支援

自治会、ボランティア団体、NPO団体などのリーダーや活動を支える人材の育成を支援します。また、情報交換を図り、行政と住民が互いに役割を分担し、一体となったまちづくりの活動が行われるようコミュニティー活動への支援を行います。

②活動拠点の整備

歩いて生活できる範囲である小学校区を個々のコミュニティーをまとめる一つの基本単位と して捉え、既存の施設を有効に活用することを基本に、市民主体の活動を行っていくための拠 点として整備します。

③住民の参画による個性ある地域の形成

各地域の振興につながるまちづくりにおいても、一定の機能や役割をもつ自治組織を形成し、 地域審議会などを通じて地域の住民の意見を十分に反映することによって、個性ある地域を形成します。

主要事業

事 業 名	事業主体	事 業 概 要
自治組織の充実	市	個性ある地域の形成に向け、各地域ごとの住民自治組織
THE TENTE OF THE PERSON OF THE		の充実を図る(自治会連合会・まちづくり委員会等)。
		自治会、ボランティア団体などの市民活動のリーダー研修
		や地域の活動を支援する団体(NPO)、人材などのバンクへ
本兄任動の古控	+	の登録・紹介による支援を行う。
市民活動の支援	市	また、そのための市民活動サポートセンターの整備や、市
		民活動の拠点となる集会所等を既存のものを有効に活用する
		とともに必要に応じて整備する。
	市	まちかどトークや地域座談会の開催等、住民と行政との交
広報広聴活動の充実		流の場の拡大を図るとともに、インターネットを活用した広報広
		聴活動の推進を図る。
(仮称)ふれあい湯の郷 交流館整備事業	市	住民のふれあい・交流・人材育成のほか、産業交流や
		観光情報の発信を含めた多目的のまちづくり活動拠点の整備
		を行う。

(2) 住民と行政の協働のまちづくり

地方分権の推進により、自治体は、これま でのように国や県の指針等に沿った一律的な まちづくりを進めるのではなく、それぞれの 個性や特色を活かした自己決定と自己責任に よるまちづくりを進めていかなければならな い時代を迎えています。

また、これまでのような経済成長が見込め ない状況から、住民と行政の役割分担を明確 にする中で、まちづくりについてのコンセン サスを形成していかなければなりません。

そのためには、これまでのような行政主体 のまちづくりではなく、住民参加、住民と行 政の協働によるまちづくりを推進していかな

ければなりません。

現在、広報や各メディアなどを利用した広 報活動、投書や電子メールによる住民からの 意見・要望の収集などの広聴活動、審議会や ワークショップへの公募住民の参加などによ る政策形成過程への住民参加、町内会・自治 会をはじめとする地域型住民活動やボランテ ィア・NPOなどの目的型住民活動と行政の 連携強化などに取り組むとともに、協働のま ちづくりの前提となる情報公開、情報提供に も努めているところですが、引き続きその推 進に努めていく必要があります。

市政の政策形成過程での住民参加、対話、 意見交換を進めるとともに、各地域における 住民の自主的なまちづくり活動や各種のボラ ンティア活動などを促進し、さらに、公文書

の適切な保存公開と積極的な情報提供などに より、公正で開かれた市政運営と協働のまち づくりを進めます。

住民と行政の協働のまちづくり

住民との協働のまちづくり

①住民との協働のまちづくり

各種審議会やワークショップなど、政策形成過程や事業方針の決定段階での住民参加を積極 的に行います。

市政座談会や住民との意見交換などにより、市民とともにつくる市政を目指します。

住民と行政のパートナーシップを一層進め、市民の参加・参画によるまちづくりの推進体制 を築くため、まちづくりに係る基本理念や指針等の制定を検討します。

町内会・自治会をはじめとする各地域における自主的なコミュニティー活動を支援するとと もに、ボランティア・NPOなどの活動を促進し、住民との協働のまちづくりを進めます。

また、それぞれの地域の個性や特色を活かしたまちづくりを目指します。

語句説明

【コンセンサス】意見の一致。合意。共感。 【メディア】広報媒体。

【ワークショップ】P118参照。 【NPO】P21参照。

事業名	事業主体	事 業 概 要
	市	市民活動促進指針とそれに基づく年次計画を策定し、補助・
市民活動促進事業		委託等による市民活動支援を行う。
		市民活動促進指針とそれに基づく年次計画を策定し、補助・
		委託等による町内会・自治会活動支援を行う。
 町内会·自治会活動支援事業	市	・コミュニティプラン策定事業
門內云·日伯云伯凱又拨爭未		・住民自治のネットワークづくり
		・活動の拠点としての施設整備
		・自主的な活動の支援等
白公如燃杏戊亩米	業市	自主、自立した住民自治を行うような組織を育成し、行政
自治組織育成事業		との役割分担により協働のまちづくりにあたる。
「市長と語る○○のまちづくり」	市	「市長と語る○○のまちづくり」を、出前講座等も含めて細
		やかに行うことにより、それぞれの地区の個性や特徴を活かし
		たまちづくりを、市民と行政の協働で推進していく。

(3) 人権施策の推進

日本国憲法は、「基本的人権は侵すことの できない永久の権利として、すべての国民に 等しく保障される」と定めています。

これまで人権を尊重する社会を目指して、 教育・啓発活動を積極的に推進してきました が、現実には、部落差別をはじめ、女性、子 ども、高齢者、障害者、HIV感染者、ハンセ ン病患者、在日外国人等に対する不当な差別 や偏見が存在しています。

人権問題をめぐる状況は、時代とともにま た生活の変化により、今後ますます複雑、多 様化することが予想されます。これらに対応 するため、人権施策を全庁的かつ効果的に推 進する体制を整備する必要があります。

人権の尊重は平和の基礎であり、あらゆる 差別の撤廃に努めることは、「人権の世紀」 といわれる21世紀の重要な課題です。

このような人権文化の創造に向けた世界の

潮流をふまえ、「人権尊重のまちづくり」を 目指して、市民一人ひとりが人権尊重の理念 についての理解を深め、差別の解消を自分自 身の課題として取り組んでいくよう、人権施 策の積極的な推進に努め、差別のない明るく 住みよい社会を構築する必要があります。

同和問題については、これまでその早期解 決に向けて、様々な施策に取り組んできてお り、特別措置法に基づく同和対策により、生 活環境の改善等については一定の成果をあげ てきました。

一方、同和問題に関する市民の偏見や差別 意識は、教育・啓発の推進によって着実に解 消してきているものの依然として存在してお り、その解消に向け、あらゆる年齢層にわた って正しい理解と認識を高める教育・啓発活 動を引き続き積極的に進めていく必要があり ます。

市民一人ひとりの人権が尊重される、差別 のない社会の実現を目指して、学校や地域、 職場、家庭などあらゆる場を通して、人権意 識の高揚を図る教育・啓発を積極的に推進し ます。

そのため、人権施策を効果的に推進するた めの体制を整備し、同和問題をはじめ、女性、 子ども、高齢者、障害者、HIV感染者、ハン セン病患者、在日外国人などに対する人権問 題の解決を重要課題として、差別の解消と人 権の確立に向けた諸施策を展開します。

特に、学校教育、社会教育、家庭教育の連 携を図り、人権尊重の精神を高める教育活動 を充実していくとともに、市民一人ひとりが 人権問題に対する正しい理解を深め、人権意 識を高めていくよう啓発活動に取り組みま す。そして、市民と行政が一体となって人権 が尊重されるまちづくりを目指します。

人権施策の推進

人権意識高揚のための教育・啓発

同和対策の推進

①人権意識高揚のための教育・啓発

a.学校教育における人権・同和教育の推進

学校・幼稚園における教育活動全体を通して、人権意識を高め、部落差別をはじめとする あらゆる差別をなくしていこうとする意欲と態度を育てる人権・同和教育を推進します。ま た、同和地区幼児・児童・生徒をはじめすべての幼児・児童・生徒に対する進路保障を充実 します。

そのため、教職員の研修活動や校種間の連携活動の充実に努めます。また、保護者への啓発活動を行い、家庭や地域との連携協力のもとに、人権・同和教育を効果的に進めていきます。

b.社会教育における人権・同和教育の推進

市民一人ひとりが、部落差別をはじめとするあらゆる差別に対する正しい理解と認識を深め、人権意識を高揚させるための教育活動に取り組みます。また、同和地区内外の交流活動や自主的な学習活動を促進します。

社会人権・同和教育を計画的に推進していくために、指導者の養成と確保をはじめ体制を整備します。また、市民グループやPTA・公民館など関係機関・団体等における自主的な研修活動を促進します。

c.市民に対する啓発活動の推進

企業・事業所等による職場内での主体的な人権・同和問題の取り組みを促進するとともに、様々な場や機会を通じて、同和問題をはじめとする人権問題の研修活動や広報活動を積極的に実施し、市民の人権意識を高める啓発活動を推進します。

また、市民が同和問題をはじめとする人権問題の解決を自分自身の課題として捉え、人権が尊重される地域社会の実現に取り組むよう、学習者の実態とニーズに即した啓発内容の創造と体験参加型の学習方法の創意工夫に努めます。

②同和対策の推進

同和地区における関係住民の福祉・教育・文化水準ならびに、生活環境の向上に向けて各種 相談事業等を充実します。

事 業 名	事業主体	事 業 概 要
	市	人権・同和教育研究指定校・園を通して、学校における
学校人権·同和教育推進事業		人権・同和教育の推進を図る。また、各種研修会の開催を
		通し、教職員の人権意識の高揚を図る。
		地域同和教育推進協議会及び活動する市民グループ協
地域人権·同和教育推進事業	市	議会等の活動を通して、全市的な人権・同和教育の充実と
		促進を図る。
人権啓発推進事業	市	同和問題をはじめさまざまな人権問題の解決に向けて、広
		く市民及び企業等に対する啓発活動を推進する。
隣保館運営等事業	市	隣保館において、生活環境の改善及び地域福祉に関す
		ること、相談事業に関すること、地域交流事業及び教養そ
		の他文化事業に関すること並びに人権啓発及び広報活動に
		関する事業を行う。

(4) 男女共同参画社会の形成

我が国では、法の下での男女の平等が謳われていますが、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会通念、慣習、しきたりが社会のあらゆる分野に根強く残っています。また、政策又は方針の決定過程においては、未だに男女の均等な参画が確保されていない状態にあり、さらには、配偶者間の暴力に代表される性別に起因して人権が侵害されるなど多くの課題があります。

これまで、我が国では、男女平等の実現に向け、様々な取り組みが行われてきましたが、特に平成11年の男女共同参画社会基本法制定を契機に、国・地方自治体ともに、この理念に基づいた、新たな対応が求められています。

少子高齢化の進展、社会の成熟化や産業・ 雇用環境の変化など社会経済構造の急速な変 化に対応するために、男女が互いにその人権 を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と 能力を十分発揮することができる男女共同参 画社会の実現は、活力ある地域づくりのため 重要な課題となっています。

これまで、審議会等への女性参画の促進、 女性団体の育成、男女共同参画センターの設 置等に取り組み一定の成果を上げてきました が、今後は、地域の特性を踏まえ、一層効果 的かつ具体的な施策を展開する必要がありま す。

社会のあらゆる分野に男女が対等に参画できるよう、社会環境・条件の整備を促進するとともに、男女共同参画を阻害する要因の解消を図ります。

そのための施策を総合的・計画的に推進するための体制を整備するとともに、拠点施設である男女共同参画センターの機能の充実を図ります。

男女共同参画社会形成の環境・条件の整備

- 男女共同参画計画推進体制の整備

地域に根ざした取り組みのネットワーク化

拠点施設の充実

①男女共同参画社会形成の環境・条件の整備

a.男女の人権の尊重

性別に起因する差別・人権侵害行為の解消を図ります。特にドメスティック・バイオレンス等暴力の根絶に努めます。

b.制度・慣行の検討と意識啓発

男女共同参画社会の形成

性別による固定的な役割分担意識の解消に向けて意識啓発を進めます。

c.政策・方針決定の場への男女共同参画促進

各種審議会等の女性参画率の向上、市職員における女性登用の促進等、政策・方針決定の 場への男女共同参画を進めます。

- d.職場・家庭・地域における男女共同参画促進
 - 職業生活と家庭生活、地域生活が両立できるよう環境整備を促進します。
- e.国際的取り組みとの協調・連携

女性差別撤廃条約の趣旨の普及など国際的取り組みと協調・連携して男女共同参画の推進 を図ります。

②男女共同参画計画推進体制の整備

男女共同参画計画の推進のため、庁内推進体制の整備と職員の意識改革を進めます。また、 市民との連携・協働を促進します。

③地域に根ざした取り組みのネットワーク化

地域の特性に応じた取り組みを継承発展させ、そのネットワーク化を図ります。

④拠点施設の充実

ネットワークの核として男女共同参画センターの機能の充実を図ります。

事 業 名	事業主体	事 業 概 要
男女共同参画意識啓発事業	市	男女共同参画推進条例、男女共同参画計画の推進を図り、
3031311 19 E13011111 E130 1 310	-11	意識啓発を進める。
政策・方針決定過程への		審議会等での女性参画率の向上を始めとした政策・方針
女性参画促進事業	市	決定過程への女性の参画促進を図る。併せて人材の育成
女任参回促進事業		を進める。
DV対策支援事業	市	* ドメスティック・バイオレンス対策のため、相談窓口の開設、
		関係機関との連携強化、民間シェルターへの支援等を行う。
ネットワーク促進事業	市	地域に根ざした活動を行っている女性団体等の情報交換・
		交流を促進し、活動の活性化を図る。
男女共同参画センター運営事業	市	男女共同参画センターにおいて、学習講座等の開催、図
		書情報の収集提供、相談の実施、市民活動の支援等の事
		業を展開する。

8. 新市の行政運営

(1) 開かれた市政と情報公開の推進

住民の行政に対する関心が高まり、公正で 透明性のある行政運営が求められるなか、住 民の理解と信頼を得ることが重要です。

そのためには、住民一人ひとりが、市の保 有する情報の公開を請求することができる権 利を保障する情報公開条例を中心とし、さら に市民参加の開かれた市政を推進するため、 広報、ホームページなどを活用し、市政情報 を積極的に提供する情報提供施策の量的、質 的向上を図る必要があります。

「情報なくして参加なし」といわれるように、住民と情報を共有してはじめて参加型、協働型の市政が実現することとなります。したがって、公文書公開請求制度の充実とともに、広報紙やホームページなどの各種メディ

アを活用して、市政に関する情報をわかりやすく伝えます。また、広聴業務の充実によって、住民の意見や要望を迅速・的確に市政に 反映するよう努めます。

広報・広聴の充実

開かれた市政と情報公開の推進

情報公開の推進

適切かつ円滑な文書管理システムの構築

公文書や歴史資料の保存整理

①広報・広聴の充実

住民が多様なチャンネルから情報を入手できるよう、広報紙やホームページなどの多様なメディアを用いて各種施策や市政に関する情報を積極的に発信します。

また、投書や電子メールなどによる住民の声の収集、市政座談会、市政モニターなどにより、 市政に対する意見や要望を迅速・的確に市政に反映するよう努めるとともに、住民参加の機会 の一つとしても利用されるよう、充実を図ります。

②情報公開の推進

情報公開条例に基づき、公文書の適切な保存管理と公開、積極的な情報提供を行うことにより、協働のまちづくりの条件を整備し、住民の市政に対する信頼を高め、公正で開かれた市政 運営を行います。

また、各支所等においても、公開請求の受付や市の刊行物など行政資料の提供、貸出などを行い、住民にとって、身近で利用しやすい制度運営を目指します。

③適切かつ円滑な文書管理システムの構築

「適切な文書管理なくして情報の公開なし」といわれるように、情報公開を円滑に推進する ためには、文書等情報の管理を的確に行うことが前提であり、本庁、各支所等を通じて共通の 文書管理システムを構築します。

④公文書や歴史資料の保存整理

歴史的・学術的価値のある公文書や歴史資料・古文書等については、保存年限の定め等に関 わらずその散逸・廃棄を防ぎ、適切に保存・整理するための方策を講じます。

事 業 名	事業主体	事 業 概 要
はおり間の中の沙里	市	情報公開の窓口は身近で利用しやすい地域に設置し、市
情報公開窓口の設置		の刊行物など行政資料の提供及び貸出を行う。
		市民の声(市長への手紙等)を聞く部署及び情報を発
情報公開の総合的な推進	市	信(広報・ホームページ等)する部署との連携を図り、積
		極的に情報公開を推進する。
行政情報の公開	市	インターネットのホームページに行政資料の目録を掲載する
		など、行政情報を積極的に公開する。
職員研修	市	文書管理システムの実施にあたり、全職員を対象とした文
		書管理研修を行うとともに、管理を徹底させるため、情報公
		開を含む文書管理研修を定期的に実施する。

(2) 健全で効率的な行財政運営の推進

情報技術の発達、少子・高齢化の進展、産業構造の変化など社会経済情勢は過去にない速さで急激に変化してきており、21世紀という新世紀を迎え、地方自治体は大きな変化の中にあります。

また、平成12年に地方分権一括法が施行されたことにより、地域特性を活かした独自の施策の展開が今まで以上に求められており、住民にもっとも身近な立場で主体的に施策を立案し、実行していく地方自治体の役割と責任はますます大きくなってきています。

一方、長引く経済の低迷により、税収については大きな伸びが期待できず、また、国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方が検討されるなど、歳入の確保は

予断を許さない状況にあり、地方財政も国と 同様に極めて厳しい状況にあります。

このような中、多様化・拡大する市民ニーズに、限られた人員・財源で的確に対応し、住民サービスの向上を図るためには、行政運営を見直すとともに、強固な財政基盤を早急に確立する必要があります。

そのため、民間活力の導入やOA化の推進などとともに、職員定数の適正化、職員の能力開発を目指した研修の充実などを行っていく必要があります。

また、行政評価などを活用した全ての事務 事業の見直し、PFI手法の活用や入札手法な どについても検討し、事務事業の効率化と財 政の健全化を図る必要があります。

簡素で効率的・効果的な行政運営と住民サービスの向上を図るため、行政評価システムの導入・活用やOA化、LAN等の情報ネットワーク化等による事務事業の効率化を進めます。

事務事業について民営化・民間委託を積極

的に推進し、適切な人員配置による定員管理 の適正化を図るとともに、事務事業の整理・ 合理化を推進することにより、財政の健全化 を図ります。

また、職員の資質向上のため研修内容等の充実を図ります。

効果的・効率的な事務事業の実施

適正・効率的な行財政運営

適正な人事管理と有能な人材の育成

①効果的・効率的な事務事業の実施

行政サービスを評価し、住民にわかりやすく公開することによって、効果的・効率的な行政 運営に結びつけるため、行政評価システムの導入・活用に取り組みます。

語句説明

【OA化】オフィスオートメーション。会社の事務部門において能率向上のために行われる自動化。

【行政評価システム】行政運営の改善を図ることを目的に、行政活動の成果を客観的な指標等を用いて評価する仕組みのこと。

【PFI】公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金と ノウハウを活用することにより、公共サービスの提供を行う事業手法。 【LAN】P67参照。

受益と負担の公平性の確保を図りながら、行政効果と効率を最大限上げるために、民営化・ 民間委託等による事務事業の整理・合理化を進めるとともに、PFI手法の活用や入札手法等に ついても検討し、財政の健全化に努めます。

また、OA化や総合的な情報通信システムの活用により、情報提供やワンストップ行政サー ビスの実施など、住民の視点に立った利便性の高い行政サービスの充実に努めます。

②適正な人事管理と有能な人材の育成

職員評価システムの導入・活用を図りながら、高度化・多様化する行政需要に迅速・的確に 対応できるよう適材適所の人員配置と定員管理を行うとともに、地方分権や住民ニーズに対応 できる人材の育成を行うため、政策形成能力や創造的能力を高める研修や自己啓発の機会の充 実を図ります。

事 業 名	事業主体	事 業 概 要
	市	行政課題や事務事業を着実かつ効率的に推進できる適切
		な定員、定数を配置する。
定員、定数等の適正化		民営化・民間委託の推進、業務の効率化などによる総業
		務量の減少を勘案し、退職者の補充を必要最小限に留める
		など、職員定数の縮減を行い、総人件費の抑制を図る。
		事務事業の有効性や優先性に関し、行政評価や財務諸
行政評価制度等の活用に	+	表を用い、客観的な評価指標を設定することで、事業目的
よる行政品質の向上	市	の明確化や費用対効果の検証を行い、市民満足度の向上、
		担当職員の意識改革、コスト意識の徹底を図る。
	市	行政サービスの質や量の維持といった行政サービス供給責
民営化、民間委託の推進		任を確保しつつ、適正な管理監督のもとに、民間が経済性
八百几八间安心》加世		に優れている業務、民間で代替できる業務について、計画
		的に民間委託の推進を図る。
	市	地方分権時代の政策自治体に相応しい職員像として、市
職員の意識改革と人材育成		民の満足度を意識した職務遂行、コスト意識の徹底や新たな
		ニーズや課題に挑戦する意欲など、既存の価値観に縛られな
		い柔軟な姿勢を職員に求める。また職員一人ひとりの政策形
		成能力、問題解決能力、市民との応対能力の向上を図る。

V 新市における島根県事業の推進

新市が山陰の中核都市として発展し、新しいまちづくりを実現していくためには、島根県との連携・協力が不可欠です。

特に幹線道路網・街路・河川・港湾等の社会基盤整備、農林水産業などの産業振興については、 島根県が主体となる事業、あるいは新市が島根県と一体となって取り組む事業が多いことから、 新市においてはこれらが円滑・着実に実施されるよう推進していきます。

項目	事 業 名	事業内容・実施箇所等
	地域高規格道路 松江第5大橋	松江道路~R431、(仮) 西尾インター線
	一般国道 431号	坂本~野原、野原~美保関境
	一般国道 432号	古志原~八雲境、日吉~広瀬境
	一般国道 485号	七類~宇井、〈にびき大橋南詰交差点改良
	(主) 松江鹿島美保関線	生馬~恵曇、名分、佐陀本郷、下佐陀、 瀬崎~笠浦、野波、片江~七類
	(主) 松江島根線	R431までの延伸、上講武~大芦
	(主) 大東東出雲線	西岩坂~熊野
	(主) 玉湯吾妻山線	大谷
	(主) 松江木次線	乃白~忌部
道路交通網の整備	(一) 本庄福富松江線	大海崎~大井
	(一) 八束松江線	馬渡幹線道路、江島幹線道路、7号支線
	(一) 浜乃木湯町線	松江玉造IC~玉造温泉口
	(一) 馬潟港線	八幡
	(一) 多胡鼻線	小波~多古鼻
	(一) 海潮宍道線	東来待、上来待
	(一) 御津東生馬線	御津~東生馬
	(一) 境美保関線	福浦~美保関
	(一) 東出雲馬潟港線	八幡~竹矢
	(一) 大野魚瀬恵曇線	六坊~魚瀬
	交通安全施設の整備	歩道改良、路肩整備、道路照明灯

項目	事 業 名	事業内容・実施箇所等
	城山北公園線	殿町、母衣町、米子町、南田町
古法地の軟件	袖師大手前線	殿町
市街地の整備 	松江停車場白潟線	天神町
	北公園西尾線	西尾町
	中小河川及び内水排除対策	洪水・高潮対策の護岸整備等、市街地低 地帯や中海周辺の浸水被害防止対策
	砂防事業	砂防えん堤建設等
河川及び水辺周辺	急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊危険区域内の防止工事
の整備	地すべり対策事業	地すべり防止区域内の防止工事
	治山対策事業	森林の維持造成
	海岸環境整備事業	良好な海岸環境の保全
港湾の整備	七類港整備	岸壁、護岸整備
たらり 金浦	松江港整備	馬潟地区岸壁整備
交通安全	交通安全施設の整備	カーブミラー、防護柵、街路照明、 横断歩道整備等
	県営ほ場整備	千酌地区
	県営農道整備事業	松江西部3期地区、西岩坂地区
	県営土地改良総合整備事業	古江・生馬地区
	県営かんがい排水施設整備事業	東潟の内地区
農林水産業の振興	県営農村振興総合整備事業	宍道湖・中海沿岸地区
	県営ため池整備事業	松江地区(石の堂、廻田、岩汐、蟹穴、野間)、 美保関地区(稲積)、玉湯地区(井頭2号)
	広域林道整備事業	北山線、美保関線
	漁港の整備	恵曇・美保関・瀬崎・加賀・御津漁港の 防波堤、護岸整備等
上水道事業の促進	斐伊川水道建設事業	尾原ダムを水源とする水道用水供給施設の建設

VI 公共施設の統合整備

教育・福祉・文化・スポーツ等のための各種公共施設の統合整備と適正配置については、住民 生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性や地域間のバランス、住民の利便 性、さらには新市の財政事情を考慮しながら検討していくことを基本とします。

また、新たな公共的施設を整備する際には、施設の目的や効果・効率性について十分議論し、既存施設の有効活用方策や財政への影響などを含め、効率的な整備に努めます。

なお、新市の庁舎は松江市役所に置くものとし、7町村の役場については総合支所として必要な機能の整備を図り、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮することとします。

政

計画

VII 財政計画

1.財政計画策定の基本的な考え方

地方財政を取り巻く環境が今後一層厳しくなることを十分考慮し、合併による財政特例措置を 活用して新市のまちづくりに努める一方で、適切な歳入歳出見積もりと行財政改革を実施すると いう基本的な考え方により、新市の財政運営の指針・目安としての財政計画を策定しています。

なお、平成17年度から平成24年度までは実績値に修正し、平成25年度以降については、平成25年度中期財政見通しを基に計画を策定するものとします。

財政計画算定の主な留意点は、以下のとおりです。

- ・歳入については、地方交付税は今後の地方財政改革の流れのなかで相当程度漸減する見通し を立てること。一方、国・県の財政支援措置については最大限活用すること。
- ・平成26年度からの消費税率引き上げ分(8%)を反映すること。
- ・平成23年度以降については、旧東出雲町との合併後の数値とすること。

2.財政計画の算定方法

財政計画算定の前提条件や、歳入・歳出各項目ごとの算定方法は、次のとおりです。

(計画の前提条件)

(1) 景気動向

計画期間中の経済成長率は、平成25年8月8日内閣府公表の「中長期の経済財政に関する試算」の参考ケースで示された名目経済成長率の1/2を基礎とする。

(2)人口動向

国立社会保障・人口問題研究所の推計値による人口減少率を基礎に推計する。

(3) 地方税財政制度

個別に特段の前提条件を設定する以外は、基本的に平成25年度の地方財政スキームが継続されることとする。

(4) 計画算定の基礎数値

原則として、「平成24年度地方財政状況調査」「平成24年度公共施設状況調査」「平成25年度地方交付税算出資料」「平成25年度中期財政見通し及び公債費負担適正化計画」における各数値をベースとして算定を行う。

〔計画の対象〕

期間:平成17年度から31年度までの15年

間会計:普通会計

(算定方法)

【歳入】

①地方税、地方譲与税、交付金

一般の税目については、名目経済成長率の1/2を基礎として推計する。

②地方交付税

普通交付税の合併算定替えを反映させ推計する。

③国·県支出金

原則として、現行制度に基づき歳出連動で推計する。

④地方债

通常債については現行制度に基づき歳出連動で推計し、臨時財政対策債・合併特例債を積み上げて推計する。

⑤その他の収入 中期財政見通しより推計する。

【歳出】

①人件費

400人削減計画に基づき推計し、目標達成後の平成26年度以降は退職者数と同程度の採用を見込む。

- ②物件費・補助費等 事務事業等の見直しによる削減効果を見込む。
- ③公債費

既発行分の元利償還金を基礎とし、新規発行予定分の元利償還見込み額を加算する。

- ④普通建設事業費 新市まちづくり計画に基づく事業及びその他普通建設事業の実施により、歳出総額の 10%程度を見込む。
- ⑤扶助費 過去の実績をベースに、一定の伸び率を勘案して推計する。
- 6繰出金

平成29年度までは中期財政見通し(現行ルール)により算定し、平成30年度以降は同額推移とする。

⑦その他の経費 中期財政見通しより推計する。

3.財政計画算定表

次頁のとおりとします。

3.財政計画算定表

		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
歳	地方税	25,420	25,162	26,802	27,234	25,769	25,967	27,472
l	地方讓与稅	1,548	2,230	834	803	755	737	795
	交付金	3,452	3,288	2,720	2,586	2,545	2,496	2,659
	普通交付税	19,044	18,244	18,523	19,579	19,985	20,612	22,784
l	特別交付税	2,200	2,110	2,070	2,132	2,179	2,372	2,562
l	分担金·負担金	1,140	1,264	1,381	1,430	1,983	2,396	1,151
l	使用料·手数料	3,078	2,857	2,424	2,296	2,296	2,196	2,611
l	国・県支出金	15,986	17,358	19,928	21,746	24,202	25,524	22,893
	財産収入	376	381	582	614	381	369	262
l	寄附金	38	31	62	36	33	108	38
l	繰入金	3,826	1,917	1,668	730	1,178	1,349	1,680
	繰越金	781	740	803	646	4,342	1,028	1,499
	諸収入	5,509	5,684	5,679	5,423	4,351	4,751	6,253
	地方債	15,948	9,366	7,213	6,894	11,337	13,988	9,191
入	歳入合計	98,346	90,632	90,689	92,149	101,336	103,893	101,850

		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
歳	人件費	15,504	15,914	16,231	14,552	14,753	15,061	14,765
	物件費	11,871	11,331	10,436	10,041	10,585	11,156	12,661
	維持補修費	601	749	796	828	781	612	568
	扶助費	11,404	12,189	13,014	13,656	14,482	17,873	20,073
	補助費等	4,223	4,268	4,655	4,996	8,674	5,075	5,470
	普通建設事業	21,704	13,491	13,707	12,817	20,433	22,805	12,894
	災害復旧事業	380	601	499	60	18	45	68
	公債費	16,683	15,954	16,186	14,023	13,757	14,206	15,462
	積立金	1,253	118	352	423	2,387	860	1,477
	投資・出資金・貸付金	4,897	6,183	5,072	5,600	4,277	4,459	5,783
	繰出金	9,086	9,031	9,095	10,811	10,161	10,695	11,965
出	歳出合計	97,606	89,829	90,043	87,807	100,308	102,847	101,186

歳入歳出差引	740	803	646	4,342	1,028	1,046	664
基金取崩し額	1,772	786	328	-20	-1,508	446	-362
基金残高	5,790	5,004	4,676	4,696	6,204	5,758	6,120

[※]基金は、財政調整基金と減債基金の計。

[※]平成23年度以降は旧東出雲町との合併後の数値とする。

(単位:百万円)

H31

26,881	26,881	26,958	26,867	26,867	27,284	27,520	27,688
748	748	748	748	748	748	722	749
3,939	3,939	3,939	3,939	3,939	2,894	2,477	2,419
17,919	18,893	20,127	21,365	22,673	23,446	23,516	23,360
1,555	1,555	1,555	1,555	1,555	1,963	2,380	2,369
1,419	1,419	1,419	1,419	1,406	1,392	1,372	1,205
2,479	2,479	2,479	2,488	2,465	2,467	2,449	2,420
20,260	20,149	20,039	19,943	19,843	20,815	23,279	20,489
203	203	203	203	202	221	211	338
47	47	47	47	47	47	37	44
1,760	1,686	1,594	1,527	1,445	2,706	1,706	699
2	4	4	4	10	189	276	664
3,636	3,909	4,193	4,672	5,664	6,170	6,112	5,915
9,109	9,115	9,119	9,388	11,426	9,489	9,521	8,666
-,				00.000	99,831	101,578	97,025
89,957	91,028	92,424	94,165	98,290	33,031	,	07,020
	91,028	92,424	94,165	98,290	35,001		07,020
	91,028 H30	92,424 H29	94,165 H28	98,290 H27	H26	H25	H24
89,957	·						
89,957 H31	H30	H29	H28	H27	H26	H25	H24
89,957 H31	H30 13,174	H29 13,174	H28 13,615	H27	H26 13,956	H25 14,386	H24 14,862
89,957 H31 13,174 11,872	H30 13,174 12,029	H29 13,174 12,275	H28 13,615 12,398	H27 13,550 12,524	H26 13,956 12,715	H25 14,386 12,974	H24 14,862 12,045
H31 13,174 11,872 567	H30 13,174 12,029 567	H29 13,174 12,275 567	H28 13,615 12,398 567	H27 13,550 12,524 567	H26 13,956 12,715 567	H25 14,386 12,974 550	H24 14,862 12,045 529
H31 13,174 11,872 567 22,753	H30 13,174 12,029 567 22,674	H29 13,174 12,275 567 22,607	H28 13,615 12,398 567 22,510	H27 13,550 12,524 567 22,413	H26 13,956 12,715 567 22,111	H25 14,386 12,974 550 21,916	H24 14,862 12,045 529 21,143
89,957 H31 13,174 11,872 567 22,753 10,214	H30 13,174 12,029 567 22,674 10,334	H29 13,174 12,275 567 22,607 10,546	H28 13,615 12,398 567 22,510 10,653	H27 13,550 12,524 567 22,413 10,346	H26 13,956 12,715 567 22,111 10,504	H25 14,386 12,974 550 21,916 10,718	H24 14,862 12,045 529 21,143 5,001
H31 13,174 11,872 567 22,753 10,214 8,733 30	H30 13,174 12,029 567 22,674 10,334 8,748	H29 13,174 12,275 567 22,607 10,546 8,763	H28 13,615 12,398 567 22,510 10,653 9,013	H27 13,550 12,524 567 22,413 10,346 10,762	H26 13,956 12,715 567 22,111 10,504 10,900 30	H25 14,386 12,974 550 21,916 10,718 11,166	H24 14,862 12,045 529 21,143 5,001 9,691
89,957 H31 13,174 11,872 567 22,753 10,214 8,733	H30 13,174 12,029 567 22,674 10,334 8,748	H29 13,174 12,275 567 22,607 10,546 8,763	H28 13,615 12,398 567 22,510 10,653 9,013	H27 13,550 12,524 567 22,413 10,346 10,762	H26 13,956 12,715 567 22,111 10,504 10,900 30	H25 14,386 12,974 550 21,916 10,718 11,166 16	H24 14,862 12,045 529 21,143 5,001 9,691
89,957 H31 13,174 11,872 567 22,753 10,214 8,733 30 12,657	H30 13,174 12,029 567 22,674 10,334 8,748 30 13,116	H29 13,174 12,275 567 22,607 10,546 8,763 30 13,648	H28 13,615 12,398 567 22,510 10,653 9,013 30 14,050	H27 13,550 12,524 567 22,413 10,346 10,762 30 15,246	H26 13,956 12,715 567 22,111 10,504 10,900 30 15,368	H25 14,386 12,974 550 21,916 10,718 11,166 16 15,752	H24 14,862 12,045 529 21,143 5,001 9,691 29 15,850
89,957 H31 13,174 11,872 567 22,753 10,214 8,733 30 12,657 540	H30 13,174 12,029 567 22,674 10,334 8,748 30 13,116 540	H29 13,174 12,275 567 22,607 10,546 8,763 30 13,648 540	H28 13,615 12,398 567 22,510 10,653 9,013 30 14,050 540	H27 13,550 12,524 567 22,413 10,346 10,762 30 15,246 539	H26 13,956 12,715 567 22,111 10,504 10,900 30 15,368 540	H25 14,386 12,974 550 21,916 10,718 11,166 16 15,752 833	H24 14,862 12,045 529 21,143 5,001 9,691 29 15,850 99
89,957 H31 13,174 11,872 567 22,753 10,214 8,733 30 12,657 540 2,594	H30 13,174 12,029 567 22,674 10,334 8,748 30 13,116 540 2,948	H29 13,174 12,275 567 22,607 10,546 8,763 30 13,648 540 3,352	H28 13,615 12,398 567 22,510 10,653 9,013 30 14,050 540 3,821	H27 13,550 12,524 567 22,413 10,346 10,762 30 15,246 539 4,308	H26 13,956 12,715 567 22,111 10,504 10,900 30 15,368 540 5,277	H25 14,386 12,974 550 21,916 10,718 11,166 16 15,752 833 5,747	H24 14,862 12,045 529 21,143 5,001 9,691 29 15,850 99 5,288
89,957 H31 13,174 11,872 567 22,753 10,214 8,733 30 12,657 540 2,594 6,821	H30 13,174 12,029 567 22,674 10,334 8,748 30 13,116 540 2,948 6,867	H29 13,174 12,275 567 22,607 10,546 8,763 30 13,648 540 3,352 6,918	H28 13,615 12,398 567 22,510 10,653 9,013 30 14,050 540 3,821 6,964	H27 13,550 12,524 567 22,413 10,346 10,762 30 15,246 539 4,308 8,001	H26 13,956 12,715 567 22,111 10,504 10,900 30 15,368 540 5,277 7,853	H25 14,386 12,974 550 21,916 10,718 11,166 16 15,752 833 5,747 7,331	H24 14,862 12,045 529 21,143 5,001 9,691 29 15,850 99 5,288 12,212
89,957 H31 13,174 11,872 567 22,753 10,214 8,733 30 12,657 540 2,594 6,821 89,955	H30 13,174 12,029 567 22,674 10,334 8,748 30 13,116 540 2,948 6,867	H29 13,174 12,275 567 22,607 10,546 8,763 30 13,648 540 3,352 6,918	H28 13,615 12,398 567 22,510 10,653 9,013 30 14,050 540 3,821 6,964	H27 13,550 12,524 567 22,413 10,346 10,762 30 15,246 539 4,308 8,001	H26 13,956 12,715 567 22,111 10,504 10,900 30 15,368 540 5,277 7,853	H25 14,386 12,974 550 21,916 10,718 11,166 16 15,752 833 5,747 7,331	H24 14,862 12,045 529 21,143 5,001 9,691 29 15,850 99 5,288 12,212
89,957 H31 13,174 11,872 567 22,753 10,214 8,733 30 12,657 540 2,594 6,821	H30 13,174 12,029 567 22,674 10,334 8,748 30 13,116 540 2,948 6,867 91,026	H29 13,174 12,275 567 22,607 10,546 8,763 30 13,648 540 3,352 6,918 92,420	H28 13,615 12,398 567 22,510 10,653 9,013 30 14,050 540 3,821 6,964 94,161	H27 13,550 12,524 567 22,413 10,346 10,762 30 15,246 539 4,308 8,001 98,286	H26 13,956 12,715 567 22,111 10,504 10,900 30 15,368 540 5,277 7,853 99,821	H25 14,386 12,974 550 21,916 10,718 11,166 16 15,752 833 5,747 7,331 101,389	H24 14,862 12,045 529 21,143 5,001 9,691 29 15,850 99 5,288 12,212 96,749

H24

H25

H26

H27

H28

H29

H30

松江・八東

新市まちづくり計画

(平成16年2月策定) 松江•八束合併協議会

> (平成26年3月変更) 松 江 市

